

久御山町
地域防災計画
風水害対策編

久御山町防災会議

久御山町地域防災計画 風水害対策編

《 目 次 》

第1章 総則	1
第1節 計画の目的と方針	1
第2節 防災計画の修正	1
第3節 計画の周知徹底	1
第4節 計画の運用	2
第5節 防災関係機関の処理すべき事務又は業務の大綱	2
第6節 町の概況と災害の記録	7
第2章 災害予防計画	9
第1節 気象等予報計画	9
第2節 非常無線通信計画	25
第3節 河川防災計画	26
第4節 内水防排除計画	29
第5節 防災営農対策計画	32
第6節 防災知識普及計画	35
第7節 防災訓練、調査計画	37
第8節 自主防災組織の育成に関する計画	38
第9節 社会福祉施設防災計画	40
第10節 要配慮者計画	42
第11節 行政機能維持対策計画	45
第12節 ボランティアの育成・整備計画	46
第13節 飲料水、食料等の確保計画	47
第14節 広域応援体制の整備計画	50
第3章 災害応急対策計画	51
第1節 災害対策本部等運用計画	51
第2節 動員計画	59
第3節 通信情報計画	61
第4節 災害広報計画	64
第5節 災害救助法の適用計画	65
第6節 消防計画	68
第7節 水防計画	72
第8節 避難対策計画	81
第9節 食料供給計画	88
第10節 生活必需品供給計画	91
第11節 給水計画	93
第12節 応急仮設住宅及び住宅の応急修理計画	94
第13節 医療助産計画	95

第 14 節	防疫計画	97
第 15 節	死体の搜索処理及び埋葬計画	98
第 16 節	被災者救出計画	100
第 17 節	障害物除去計画	101
第 18 節	清掃計画	103
第 19 節	文教等対策計画	105
第 20 節	輸送計画	108
第 21 節	労働力確保計画	112
第 22 節	自衛隊災害派遣要請計画	115
第 23 節	ボランティアの受け入れ計画	117
第 4 章 災害復旧計画		119
第 1 節	住民生活安定のための緊急措置に関する計画	119
第 2 節	被災者生活再建支援制度の適用計画	124
第 3 節	公共施設等の復旧計画	126
第 4 節	復旧に係る資金計画	128
第 5 節	より活力と魅力を持ったまちの再建	130

第1章 総則

第1節 計画の目的と方針

第1 計画の目的

この計画は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第42条の規定に基づき、久御山町の地域にかかる防災に関し総合化と計画化を図るため、次の事項を定め、この万全を期することを目的とする。

- 1 久御山町の地域にかかる防災に関し、町及び町の区域内の公共的団体、その他防災上重要な施設の管理者の処理すべき事務又は業務の大綱
- 2 気象等の予報、防災施設の新設又は改良、防災のための調査、研究、教育及び訓練その他の災害予防計画
- 3 災害に関する予報又は警報の発令及び伝達、情報の収集及び伝達、避難、消火、水防、救助、衛生その他の災害応急対策計画
- 4 災害復旧に関する計画
- 5 その他必要な事項

第2 計画の方針

この計画は、災害発生時には、まず「自分の生命・財産は自分で守る。」という町民自身の心構えと行動が防災の基本となるということを広く啓発するとともに、住民自身及び自主防災組織等住民相互間の自主的な防災対策の支援に努めることを基本的な理念として推進するものである。

第2節 防災計画の修正

この計画は、災害対策基本法第42条の規定に基づき、毎年検討を加え、必要があると認めるときは、これを修正するものとする。

その場合、各機関は毎年関係事項について計画修正案を久御山町防災会議に提出するものとする。（資料編1頁「久御山町防災会議条例」・資料編3頁「久御山町防災会議規程」・資料編4頁「久御山町防災会議委員名簿」・資料編5頁「久御山町防災会議幹事名簿」参照）

第3節 計画の周知徹底

この計画は、久御山町の職員及び防災関係機関に周知徹底するとともに、計画の要旨を公表し、広く地域住民にも周知徹底するものとする。

第4節 計画の運用

この計画に掲げられた事項を円滑に運用するため、各機関においては必要に応じて細部の活動計画等を作成し万全を期するものとする。

第5節 防災関係機関の処理すべき事務又は業務の大綱

第1 計画の内容

久御山町、京都府、指定地方行政機関、指定公共機関及び防災関係団体等が防災に関し処理すべき事務又は業務は、おおむね次のとおりである。

第2 久御山町が処理すべき事務又は業務

- 1 町防災会議及び町灾害対策本部に関する事務
- 2 防災に関する施設、組織の整備と訓練
- 3 災害に関する予警報の連絡
- 4 災害による被害の調査報告とその他の情報の収集及び広報
- 5 防災思想の普及及び防災訓練の実施
- 6 自主防災組織の育成指導及び防災活動の環境の整備、その他町民の防災活動の促進
- 7 高齢者等避難、避難指示
- 8 災害の防除と拡大の防止
- 9 救助、防疫等被災者の救助保護及び高齢者、障害者、乳幼児等特に配慮を要する者に対する防災上必要な措置
- 10 災害応急対策及び復旧資材等の確保
- 11 消防、水防、その他の応急措置
- 12 被災企業等に対する融資等の対策
- 13 被災町施設の応急対策
- 14 食料品、飲料水、医薬品等の生活必需品の確保
- 15 災害時における文教対策
- 16 災害対策要員の動員
- 17 災害時における交通、輸送の確保
- 18 被災施設の復旧
- 19 防災関係団体が実施する災害応急対策等の調整
- 20 ボランティアの受け入れ及び活動の支援
- 21 指定緊急避難場所及び指定避難所の指定
- 22 避難所における良好な生活環境の確保
- 23 被災者の援護を図るための措置

第3 京都府山城広域振興局が処理すべき事項又は業務

- 1 京都府災害対策支部に関する事務
- 2 防災に関する組織の整備と訓練
- 3 災害に関する予警報の連絡
- 4 町災害対策本部、自衛隊その他の関係機関との連絡調整
- 5 災害による被害の調査報告とその他の情報の収集及び広報
- 6 被災企業等に対する融資等の対策
- 7 被災者の救助活動

第4 京都府山城北土木事務所が処理すべき事項又は業務

- 1 河川、道路、橋りょう等の被害状況調査報告及び応急対策
- 2 水防資材の整備点検及び調査輸送
- 3 災害による水防活動の指導
- 4 公共土木施設の災害復旧

第5 京都府山城北保健所が処理すべき事項又は業務

- 1 災害用医薬品等の整備補給
- 2 医療機関の被害状況調査及び応急対策
- 3 医療救護、防疫

第6 京都府山城教育局が処理すべき事項又は業務

- 1 教育関係被害状況の収集整理及び応急対策
- 2 災害地における児童生徒の教育
- 3 教科書の調達及び配分
- 4 災害時における文教対策

第7 京都府警察本部（宇治警察署）が処理すべき事項又は業務

- 1 被害及び治安状況の把握
- 2 災害地における犯罪の予防、交通の整理及び規制
- 3 危険物の応急対策

第8 自衛隊が処理すべき事項又は業務

- 1 災害の予防及び災害応急対策の支援
- 2 人命の救助活動及び道路応急啓開
- 3 水防及び消防活動
- 4 救援物資等の輸送活動
- 5 応急医療、防疫、炊飯、給水及び通信の支援

第9 指定地方行政機関が処理すべき事項又は業務

・近畿管区警察局	(1) 管区内警察の指導調整に関すること (2) 他管区警察局との連携に関すること (3) 関係機関との協力に関すること (4) 情報の収集及び連絡に関すること (5) 警察通信の運用に関すること
・近畿財務局	(1) 公共土木等被災施設の査定の立会 (2) 地方公共団体に対する災害融資 (3) 国有財産の無償貸付等 (4) 災害時における金融機関の緊急措置の指示
・近畿厚生局	(1) 救護等に係る情報の収集及び提供に関すること
・近畿地方整備局 淀川ダム統合管理事務所 淀川河川事務所 ・水資源機構 木津川ダム総合管理所	(1) 公共土木施設の整備及び防災管理に関すること (2) 被災公共土木施設の応急対策及び復旧に関すること (3) 淀川、木津川の水防予警報等の発表伝達及び水害応急対策災害復旧に関すること (4) 淀川・木津川の水位状況に関すること
・近畿総合通信局	(1) 電波の統制監理並びに有線電気通信の監理 (2) 防災及び災害対策用無線局の開設、整備についての指導 (3) 災害時における非常無線通信の確保並びに運用監督 (4) 非常無線通信訓練の計画及び実施についての指導 (5) 非常無線協議会の育成、指導
・京都地方気象台	(1) 気象、地象、地動及び水象の観測並びにその成果の収集及び発表 (2) 気象、地象(地震にあっては、発生した断層運動による地震動に限る)及び水象の予報並びに警報等の防災気象情報の発表、伝達及び解説 (3) 気象業務に必要な観測、予報及び通信施設の整備 (4) 久御山町が行う防災対策に関する技術的な支援・助言 (5) 防災気象情報の理解促進、防災知識の普及啓発
・近畿農政局	(1) 災害時における主要食糧の応急配給

第10 指定公共機関及び防災関係団体等が処理すべき事項又は業務

・城南衛生管理組合	(1) 防災のための施設整備と管理 (2) 災害の防除と拡大の防止 (3) 被災処理施設の応急対策と復旧 (4) 廃棄物の適正処理
・久御山町社会福祉協議会	(1) 災害時における要配慮者に対する相談及び援助 (2) 災害救助等のボランティアの受け入れ事務及びボランティア活動の調整・支援

・土地改良区 巨椋池土地改良区 佐山土地改良区 城西土地改良区	(1) 水門、水路等の施設の整備及び防災管理 (2) 農地及び農業用施設の被害の調査と災害復旧
・巨椋池排水機場管理協議会	(1) 巨椋池排水機場の施設及び水路等の運用、整備並びに維持管理
・日本赤十字社京都府支部	(1) 災害時における救護班の編成並びに医療及び助産等の救護 (2) 災害救助等の防災ボランティアの連絡調整 (3) 災害時における被災者の救護保護 (4) 義援金品の募集配分
・一般社団法人宇治久世医師会 ・宇治久世歯科医師会 ・一般社団法人京都府薬剤師会 城南支部医療機関	(1) 災害時における医療救護 (2) 医療施設の整備 (3) 災害時における医薬品等の整備
・日本放送協会京都放送局 ・株式会社京都放送 ・エフエム宇治放送株式会社	(1) 住民に対する防災知識の普及と予警報の周知徹底 (2) 住民に対する災害応急対策等の周知徹底
・西日本電信電話株式会社 京都支店 ・KDDI 株式会社 ・株式会社 NTT ドコモ関西支社 ・ソフトバンク株式会社 ・エヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズ株式会社	(1) 電気通信設備の整備 (2) 災害時における緊急通信の取り扱い (3) 被災電気通信施設の応急対策及び復旧
・関西電力株式会社 ・関西電力送配電株式会社	(1) 電力施設等の整備と防災管理 (2) 災害時における電力供給 (3) 被災施設の応急対策及び復旧
・大阪ガスネットワーク株式会社 京滋事業部	(1) ガス施設等の整備と防災管理 (2) 災害時におけるガス供給と被災施設の応急対策 (3) ガス施設の復旧
・京阪電気鉄道株式会社 ・近畿日本鉄道株式会社 ・京都京阪バス株式会社 ・京阪バス株式会社	(1) 災害時における緊急輸送
・西日本高速道路株式会社 関西支社 京都高速道路事務所	(1) 高速道路の整備 (2) 高速道路の応急対策及び災害復旧等
・自動車輸送機関	(1) 災害時における貨物自動車による救助物資及び避難者の輸送の協力
・公益社団法人京都府看護協会	(1) 災害時における医療救護の実施 (2) 避難所における避難者の健康対策

・京都やましろ農業協同組合 久御山町支店	(1) 共同利用施設の災害応急対策及び復旧 (2) 被災組合員に対する融資又はあつ旋 (3) 生産資材等の確保又はあつ旋
・金融機関	(1) 被災事業者等に対する資金の融資、その他緊急措置
・プロパンガス取扱機関 ・石油等取扱機関	(1) プロパンガスの防災管理 (2) 災害時におけるプロパンガスの供給 (3) 石油、ガソリン等油脂類の防災管理 (4) 災害時における石油、ガソリン等油脂類の供給
・久御山町商工会 ・久御山町建設業協会 ・久御山町上下水道業者組合	(1) 災害時における緊急食料供給体制の確立及び供給可能 数量の把握 (2) 応急用仮設住宅等への建設協力 (3) 仮設トイレの供給協力 (4) 住宅等建築物の復旧・再建の協力 (5) 道路等の復旧・障害物等除去の協力 (6) 災害時における上下水道の復旧・再建の協力 (7) その他災害復旧・再建の協力

第6節 町の概況と災害の記録

第1 久御山町の地勢

久御山町は、山城盆地の南西部に位置し、東西約3.5km、南北約4.3km、面積13.86km²で北は京都市、東は宇治市、南は城陽市、南西は八幡市に隣接している。町の北部に宇治川、南部に木津川、東部において吉川、名木川が合流し、北部において宇治川にそそぐ。

また、土地は平地で幹線路として国道1号が町の中心を南北に通り、東西に府道2線が、東には国道24号がそれぞれ通過し、道路交通網の整備と都市近郊としての地理的優位性もあって、諸産業の進出等が著しい。

歴史的にみて、巨椋池干拓以前は町の大部分を巨椋池中内池、大内池等の池沼が大部分を占めていたが、それらは昭和16年干拓事業により耕地となり、ほぼ現在の久御山町の姿ができたものである。

第2 久御山町における主な災害記録

1 昭和9年室戸台風

9月21日午前8時前後において世界的記録とまでいわれた稀有の台風は、大阪を中心として関西2府10県の地域に襲来して未曾有の猛威をふるった。

当時の気象を見ると伏見付近において9月20日午前6時より同11時まで北風、21日午前零時東風に転じ、同2時再び北風となり、午前3時東風に転ずると共に雨を伴い、時の経過とともに、風雨の度を加え屋根瓦飛散、樹木倒れ10時頃まで猛威をふるった。

2 昭和24年ヘスター台風

7月23日南方海上に発生し、29日8時頃志摩半島に上陸、水口琵琶湖の中央を通過し、同日夕刻若狭湾を経て21時日本海に抜けた。

この台風は28日夕刻から雨をもたらして29日正午まで相当な降雨量になり、淀川、木津川は大きな出水となった。

3 昭和25年ジェーン台風

8月27日硫黄島東方海上に発生し、9月3日13時15分神戸付近に上陸、兵庫県東部を横断、14時30分舞鶴付近を通過し、14時45分若狭湾に抜けた。

この台風は西方を通ったために勢力が強力であった割には大きい雨量は見なかつた。

4 昭和28年台風13号

9月16日トラック島近海に発生し、25日17時頃志摩半島に上陸、伊勢湾を横断、18時頃岡崎付近から東海地方に上陸した。近畿地方は台風進路の左方にあたり豪雨となり、25日21時30分頃宇治川左岸42.6km上流において約600mにわたり決壊し、御牧村・佐山村、宇治市のうち、旧宇治町・槇島村・大久保村・京都市伏見区向島・淀際目町等で2,970haに及び水没し、被災者約7千人にのぼり高地や堤防に避難し、多数の被災者が孤立した屋根で救いを求める惨状であった。

5 昭和34年台風7号

8月11日マリアナ群島北方に発生し、14日静岡県に上陸、15日には佐渡からシベリアへと進んだ。この台風に刺激された停滞前線は局地的な集中豪雨をもたらし、13日、14日で京都南部は300mmを超える雨量で京都気象台はじまって以来となり、至るところで漏洩が確認された。以下久御山町内の状況を記すと、

(1) 下津屋下流約500mのところで100mにわたって大亀裂を生じた。

(2) 宇治川左岸京阪電車鉄橋上流約300m付近の堤防裏肩よりの大崩落などがあり、この時の水防活動については986枚の畳を徴発して各戸より持ち寄り、この危殆に頻した堤防の表法面に畳張工によって決壊寸前の堤防を守備することができ、その功によって管理者は全国防災協会長から団体表彰を受けた。

6 昭和34年伊勢湾台風

9月26日紀伊半島に上陸、鈴鹿山脈の峰沿いに北進した。

この台風は愛知、三重の高潮による災害はあまりにも有名であるが、久御山町においても風雨が強く、淀川においては史上第二の出水となった。

7 昭和36年第2室戸台風

9月13日東経130° 北緯20° に発生し16日室戸岬に上陸、若狭湾を通り日本海に抜けた。

この台風は雨量が少なく風台風であったため、町内では家屋の倒壊により2名が死亡された。

8 昭和57年8月台風10号

台風10号は、8月2日渥美半島に上陸し、日本列島の中部を横断して能登半島に抜けた。

この台風の影響により宇治川、木津川両河川も警戒水位を突破し、近年にない雨量を記録した。

また、西日本各地で堤防の決壊等の被害が続出、本町でも数カ所で被害が生じた。

9 平成25年9月台風18号

台風18号は、発達しながら日本の南海上を北上し、16日愛知県豊橋市付近に上陸。東海、関東甲信越及び東北地方を北東に進み、三陸沖に抜けた。

この台風の影響により京都府では、広い範囲で大雨となり、16日午前5時5分、京都府、滋賀県、福井県でこの年の8月30日に運用開始となって以来初となる大雨特別警報が発表された。また、宇治川でははん濫危険水位に近づいたため、町内全域に避難勧告を発令することとなった。

京都府内で、由良川、桂川などがはん濫、多数の被害が発生、久御山町においては田・畠数カ所において被害が発生した。

10 平成29年台風第21号

台風第21号は静岡県に上陸し、関東地方を東北沖へ抜けた超大型台風であった。

断続的な降雨の後、近畿に最接近し、近畿全域に激しい雨が降り近畿管内の各地で浸水被害が多発した。本町においては木津川右岸堤防の農地（4箇所）でパイピング現象が発見された。

11 平成30年7月豪雨

東日本から西日本に停滞している梅雨前線に向かって暖かく湿った空気が流れ込み、梅雨前線の活動が活発となり、近畿全域で猛烈な雨が断続的に降り続いた。本町では一部冠水や人的被害があった。

12 平成30年台風第21号

非常に強い勢力で徳島県に上陸した後、速度を上げながら近畿地方を縦断した。その後、日本海を北上し、間宮海峡で温帯低気圧に変わった。本町においては、家屋や農作物等へ大多数の被害があった。

第2章 災害予防計画

第1節 気象等予報計画

第1 計画の方針

気象等の予想状況及び災害の状況を迅速かつ的確に把握するため、通信の確保、伝達組織及び方法並びに警報等の発表基準について定める。

第2 警戒レベルを用いた防災情報の提供

警戒レベルとは、災害発生のおそれの高まりに応じて「住民等がとるべき行動」を5段階に分け、「住民等がとるべき行動」と「当該行動を住民等に促す情報」とを関連付けるものである。

「住民等がとるべき行動」、「行動を住民等に促す情報」及び「行動をとる際の判断に参考となる情報」をそれぞれ警戒レベルに対応させることで、出された情報からとるべき行動を直感的に理解できるよう、災害の切迫度に応じて、5段階の警戒レベルにより提供する。

なお、住民等には「自らの命は自らが守る」という意識を持ち、避難指示等が発令された場合はもちろんのこと、発令される前であっても行政等が出す防災気象情報に十分留意し、災害が発生する前に自らの判断で自発的に避難することが望まれる。

警戒レベル	住民がとるべき行動	行動を促す情報
警戒レベル1	心構えを高める	警報級の可能性
警戒レベル2	避難行動の確認	注意報
警戒レベル3	高齢者等は避難	高齢者等避難
警戒レベル4	避難	避難指示
警戒レベル5	命を守る最善の行動	災害の発生情報

第3 一般の利用に適した予報、警報及び特別警報

久御山町における気象業務法第13条に基づく「一般の利用に適合する予報及び警報（以下「予警報」という）」並びに同法第11条に基づく「気象、地象及び水象に関する情報（以下「気象情報」という）」の発表については京都地方気象台が担当し、その種類、発表基準その他について定める。

1 一般予報、警報

（1）予警報の種類と概要

大雨や強風等の気象現象によって、災害が発生するおそれがあるときには「注意報」が、重大な災害が発生するおそれがあるときには「警報」が、予想される現象が特に異常であるため重大な災害が発生するおそれが著しく大きいときには「特別警報」が、現象の危険度と雨量、風速等の予想値を時間帯ごとに示され、久御山町を対象に発表される。また、土砂災害や低地の浸水、中小河川の増水・氾濫、竜巻等による激しい突風、落雷等について、実際に危険度が高まっている場所が「キクル」や「雷ナウキャスト」、「竜巻発生確度ナウキャスト」等で発表される。なお、大雨や洪水等の警報等が発表された場合のテレビやラジオによる放送等では、市町村等をまとめた地域の名称「山城中部」が用いられる場合がある。

特別警報・警報・注意報の概要

種類	概要
特別警報	大雨、大雪、暴風、暴風雪、波浪、高潮が特に異常であるため重大な災害の起こるおそれが著しく大きいとき、その旨を警告して行う予報
警報	大雨、洪水、大雪、暴風、暴風雪、波浪、高潮によって重大な災害の起こるおそれがあるとき、その旨を警告して行う予報
注意報	大雨、洪水、大雪、強風、風雪、波浪、高潮によって重大な災害の起こるおそれがあるとき、その旨を注意して行う予報

特別警報・警報・注意報の種類と概要

(※久御山町には、大雨特別警報（土砂災害）の発表はありません。)

特別警報・警報・注意報の種類	概要
特別警報	大雨特別警報 大雨が特に異常であるため重大な災害が発生するおそれが著しく大きいときに発表される。大雨特別警報には、大雨特別警報（土砂災害）、大雨特別警報（浸水害）、大雨特別警報（土砂災害、浸水害）のように、特に警戒すべき事項が明記される。災害が発生又は切迫している状況であり、命の危険が迫っているため直ちに身の安全を確保する必要があることを示す警戒レベル5に相当。
	大雪特別警報 大雪が特に異常であるため重大な災害が発生するおそれが著しく大きいときに発表される。
	暴風特別警報 暴風が特に異常であるため重大な災害が発生するおそれが著しく大きいときに発表される。
	暴風雪特別警報 雪を伴う暴風が特に異常であるため重大な災害が発生するおそれが著しく大きいときに発表される。「暴風による重大な災害」に加えて「雪を伴うことによる視程障害等による重大な災害」のおそれについても警戒を呼びかける。

(※久御山町には、大雨警報（土砂災害）の発表はありません)

警報	大雨警報 大雨による重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。大雨警報には、大雨警報（土砂災害）、大雨警報（浸水害）、大雨警報（土砂災害、浸水害）のように、特に警戒すべき事項が明記される。大雨警報（土砂災害）は、高齢者等の避難が必要とされる警戒レベル3に相当。
	洪水警報 河川の上流域での降雨や融雪等による河川の増水により、重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。河川の増水や氾濫、堤防の損傷や決壊による重大な災害が対象としてあげられる。高齢者等は危険な場所からの避難が必要とされる警戒レベル3に相当。
	大雪警報 大雪により重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。
	暴風警報 暴風により重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。

	暴風雪警報	雪を伴う暴風により重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。「暴風による重大な災害」に加えて「雪を伴うことによる視程障害等による重大な災害」のおそれについても警戒を呼びかける。
--	-------	--

注意報	大雨注意報	大雨により災害が発生するおそれがあると予想されるときに発表される。ハザードマップによる災害リスクの再確認等、避難に備え自らの避難行動の確認が必要とされる警戒レベル2である。
	洪水注意報	河川の上流域での降雨や融雪等により河川が増水し、災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。ハザードマップによる災害リスクの再確認等、避難に備え自らの避難行動の確認が必要とされる警戒レベル2である。
	大雪注意報	大雪により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。
	強風注意報	強風により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。
	風雪注意報	雪を伴う暴風により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。「強風による災害」に加えて「雪を伴うことによる視程障害等による災害」のおそれについても注意が呼びかけられる。
	なだれ注意報	「なだれ」により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。
	濃霧注意報	濃い霧により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。
	雷注意報	落雷により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。また、発達した雷雲の下で発達することの多い竜巻等の突風や「ひょう」による災害についての注意喚起が付加されることもある。急な強い雨への注意についても雷注意報で呼びかけられる。
	乾燥注意報	空気の乾燥により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。具体的には、火災の危険が大きい気象条件を予想した場合に発表される。
	着氷注意報	著しい着氷により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。具体的には、通信線や送電線、船体等への被害が起こるおそれのあるときに発表される。
	着雪注意報	著しい着雪により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。具体的には、通信線や送電線、船体等への被害が起こるおそれのあるときに発表される。
	融雪注意報	融雪により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。具体的には浸水害、土砂災害等の災害が発生するおそれがあるときに発表される。
	霜注意報	霜により災害が発生すると予想されたときに発表される。具体的には、早霜や晩霜により農作物への被害が起こるおそれのあるときに発表される。

	低温注意報	低温により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。具体的には、低温のために農作物等への著しい被害や、冬季の水管凍結や破裂による著しい被害が発生するおそれがあるときに発表される。
--	-------	--

※ 地面現象及び浸水警報・注意報は、その警報及び注意報事項を気象警報及び気象注意報に含めて行われる。

地面現象の特別警報は、大雨特別警報に含めて「大雨特別警報（土砂災害）」として発表される。

(2) 予警報の発表基準

予警報の発表基準は、次のとおりである。

注意報・警報の発表基準（久御山町）R 2.8.6 現在

種類	発表基準		
	気象要素	気象警報	気象注意報
暴風	平均風速	20m/s	
暴風雪	平均風速	20m/s 雪を伴う	
強風	平均風速		12m/s
風雪	平均風速		12m/s 雪を伴う
なだれ	積雪の深さなど		①積雪の深さが40cm以上あり新たな積雪が30cm以上見込まれる場合。 ②積雪が70cm以上あり最高気温が8℃以上（気温は京都地方気象台の値）又はかなりの降雨が予想される場合。
大雪	12時間降雪の深さ	15cm	5cm
雷			落雷等により被害が予想される場合
乾燥	湿度		最小湿度40%で実効湿度60%
濃霧	視程		100m
霜	最低気温		晩霜により農作物に著しい被害の発生が予想される場合で、具体的には最低気温が3℃以下になると予想される場合
低温	最低気温		京都地方気象台で-4℃以下
着雪	24時間降雪の深さ 気温		30cm以上 -2℃～2℃
融雪			※
着氷			※

注 基準の数値は、過去の災害調査に基づいて定めた概ねの目安である。

※ 本地域における当該現象による災害がきわめて稀であり、災害との関係が不明確であるため、具体的な基準を定めていない。

久御山町における大雨特別警報基準

市町村	大雨特別警報(浸水害)(50年に一度の値)	
久御山町	48時間降水量	408

	3時間降水量	137
	土壤雨量指数	245

※50年に一度の値は、各市町村にかかる5km格子の値の平均値をとったものである。

※50年に一度の値は過去の観測データから推定した値である。

※50年に一度の値を用いた大雨特別警報は、50年に一度の値以上となる5km格子がまとまって出現すると予想され、かつ、更に雨が降り続くと予想される地域のうち、重大な災害がすでに発生しているおそれが高い市町村に発表される。個々の市町村で50年に一度の値以上となる5km格子が出現することのみで特別警報が発表されることではないことに留意。

久御山町における大雨・洪水警報基準

市町村	大雨警報	
久御山町	表面雨量指数基準（浸水害）	17以上
	土壤雨量指数基準（土砂災害）	—

市町村	洪水警報	
久御山町	流域雨量指数基準	古川流域 12.8以上 名木川流域 7.9以上
	複合基準	—
	指定河川洪水予報による基準	淀川水系 鴨川・高野川[荒神橋]、宇治川[槇尾山]、桂川下流[桂]、木津川下流[加茂]

久御山町における大雨・洪水注意報基準

市町村	大雨注意報	
久御山町	表面雨量指数基準（浸水害）	11以上
	土壤雨量指数基準（土砂災害）	102以上

市町村	洪水注意報	
久御山町	流域雨量指数基準	古川流域 10.2以上 名木川流域 6.3以上
	複合基準	—
	指定河川洪水予報による基準	宇治川[槇尾山]、木津川下流[加茂]

※ 大雨・洪水警報（注意報）基準表の見方

- (1) 欄中、大雨警報・注意報の表面雨量指数基準は、町域内において単一の値をとる。
- (2) 土壤雨量指数基準値は、約1km四方ごとに設定しているが、久御山町内すべての地域において、欄中の基準値である。

<参考>

表面雨量指数：表面雨量指数は、短時間強雨による浸水害リスクの高まりを示す指標で、降った雨が地表面に貯まっている量を示す指数。

土壤雨量指数：土壤雨量指数は、降雨による土砂災害発生の危険性を示す指標で、土壤中に貯まっている雨水の量を示す指標。

流域雨量指数：流域雨量指数は、降雨による洪水災害発生の危険性を示す指標で、対象となる地域・時刻に存在する流域の雨水の量を示す指数。

2 特別警報

(1) 特別警報の発表基準

特別警報の発表基準は次のとおりである。

種類	基準
大雨	台風や集中豪雨により数十年に一度の降雨量となる大雨が予想される場合
暴風	数十年に一度の強度の台風や同程度の温帯低気圧により暴風が吹くと予想される場合
暴風雪	数十年に一度の強度の台風と同程度の温帯低気圧により雪を伴う暴風が吹くと予想される場合
大雪	数十年に一度の降雪量となる大雪が予想される場合

※発表にあたっては、降水量、積雪量、台風の中心気圧、最大風速等について過去の災害事例に照らして算出した客観的な指標を設け、これらの実況及び予報に基づいて判断する。

3 気象情報

気象情報は、次のような機能をもって発表される。

ア 予告的機能：注意報、警報を行うには時期尚早であるが、これらに相当する気象条件が起こる可能性を前もって防災機関や住民に伝えるもの。

イ 補完的機能：注意報、警報が行われた後、これらでは十分に表現できなかった状況や資料、防災上の注意事項等を具体的に解説するもの。

ウ 解説的機能：注意報、警報には直接連動しないが長雨その他、長期にわたる異常気象等の状況や資料を具体的に解説するもの。

なお、気象情報は「解説事項」を図（表）などを活用して表現する図形式と、文章のみで表現する文章形式の2種類がある。

(1) 「令和△△年台風第〇〇号に関する京都府気象情報」（以下「台風情報」という。例文2）

台風情報は、台風の強さ、位置等の現状、暴風域、波浪等の現況及びこれらの予想、並びに警戒事項等の中から緊要な事項を抽出して報ずる。

(2) 「大雨（雪）に関する京都府気象情報」（以下「大雨（雪）情報」という。例文3）

ア 大雨（雪）情報は、大雨（雪）が予想される気象状況についての注意報・警報の予告または補完のために、降雨（雪）の実況及び予測並びに警戒事項等を報ずる。

イ 台風情報が発表される場合には、大雨に関する事項は台風情報に含めて発表し、大雨情報は発表しない。

(3) 記録的短時間大雨情報（例文4）

ア 発表基準：1時間に90mm以上の猛烈な雨を観測（地上の雨量計による観測）又は解析（気象レーダーと地上の雨量計を組み合わせた分析）し、かつ、大雨特別警報発表中に、キキクル（警報の危険度分布）の「非常に危険」（うす紫）が出現している場合に発表する。

イ 意義：記録的短時間大雨情報における1時間雨量の基準は、数年に一度程度しか観測されない値である。このような猛烈な雨は、土石流の発生や急激な出水など、重大

な災害の引金となりやすい。特に、長雨や一定以上の先行降雨があった場合にその危険が大きい。この情報の発表は、関係者の即座の対応を促すものである。

ウ 観測所の配置：京都地方気象台所属のアメダス観測所、「京都地方気象台所属・地域気象観測所（アメダス）一覧表」にその設置地点を、「京都気象台所属・地域気象観測所（アメダス）配置図」に示す。一覧表（資料編118頁）・配置図（資料編119頁）・例文（資料編120～123頁）に掲載

（4）竜巻注意報情報（例文5）

ア 積乱雲の下で発生する竜巻、ダウンバースト等による激しい突風に対して注意を呼びかける情報で、雷注意報が発表されている状況下において竜巻等の激しい突風の発生しやすい気象状況になっているときに、一次細分区域単位（京都府南部）で発表される。なお、実際に危険度が高まっている場所については竜巻発生確度ナウキャストで確認することができる。また、竜巻の目撃情報が得られた場合には、目撃情報があった地域を示し、その周辺で更なる竜巻等の激しい突風が発生する恐れが非常に高まっている旨を付加した情報が一次細分区域単位（京都府南部）で発表される。この情報の有効期間は、発表から概ね1時間である。

イ 竜巻注意報情報が発表されたときは、周囲の空の様子に注意して、空が急に真っ暗になる、大粒の雨が降り出す、雷鳴が聞こえるなど、積乱雲が近づく兆候が確認された場合には、頑丈な建物に避難するなど身の安全を確保する必要がある。

4 キキクル（大雨警報・洪水警報の危険度分布）等

キキクル等の種類と概要

種類	概要
土砂キキクル (大雨警報(土砂災害)の危険度分布)	<p>大雨による土砂災害発生の危険度の高まりの予測を、地図上で1km四方の領域ごとに5段階に色分けして示す情報。2時間先までの雨量分布及び土壤雨量指数の予測を用いて常時10分ごとに更新しており、大雨注意報が発表されたときに、危険度が高まっている場所を面的に確認することができる。</p> <ul style="list-style-type: none">「非常に危険」（うす紫）：危険な場所からの避難が必要とされる警戒レベル4に相当。「警戒」（赤）：高齢者等は危険な場所からの避難が必要とされる警戒レベル3に相当。「注意」（黄）：ハザードマップによる災害リスクの再確認等、避難に備え自らの避難行動の確認が必要とされる警戒レベル2に相当。 <p>※久御山町は大雨警報（土砂災害）基準がないため、「注意」（黄）以外は判定されない。</p>
浸水キキクル（大雨警報（浸水害）の危険度分布）	短時間強雨による浸水害発生の危険度の高まりの予測を、地図上で1km四方の領域ごとに5段階に色分けして示す情報。1時間先までの表面雨量指数の予測を用いて常時10分ごとに更新しており、大雨警報（浸水害）等が発表されたときに、危険度が高まっている場所を面的に確認することができる。

洪水キックル（洪水警報の危険度分布）	<p>指定河川洪水予報の発表対象でない中小河川（水位周知河川及びその他河川）の洪水害発生の危険度の高まりの予測を、地図上で河川流路を概ね 1 kmごとに 5 段階に色分けして示す情報。3 時間先までの流域雨量指数の予測を用いて常時 10 分ごとに更新しており、洪水警報等が発表されたときに、危険度が高まっている場所を面的に確認することができる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「非常に危険」（うす紫）：危険な場所からの避難が必要とされる警戒レベル 4 に相当 ・「警戒」（赤）：高齢者等は危険な場所からの避難が必要とされる警戒レベル 3 に相当 ・「注意」（黄）：ハザードマップによる災害リスク等の再確認等、避難に備え自らの避難行動の確認が必要とされる警戒レベル 2 に相当。
流域雨量指数の予測値	<p>指定河川洪水予報の発表対象ではない中小河川（水位周知河川及びその他河川）の、上流域での降雨による下流の対象地点の洪水危険度の高まりの予測を、洪水警報等の基準への到達状況に応じて危険度を色分けした時系列で示す情報。6 時間先までの雨量分布の予測（降水短時間予報等）を用いて常時 10 分ごとに更新している。</p>

5 早期注意情報（警報級の可能性）

5 日先までの警報級の現象の可能性が [高]、[中] の 2 段階で発表される。当日から翌日にかけては時間帯を区切って、天気予報の対象地域と同じ発表単位（京都府南部）で、2 日先から 5 日先にかけては日単位で、週間天気予報の対象地域と同じ発表単位（京都府）で発表される。大雨に関して、明日までの期間に [高] 又は [中] が予想されている場合は、災害への心構えを高める必要があることを示す警戒レベル 1 である。

第 4 指定河川に対する洪水予報及び水防警報

1 国土交通省と気象庁とが共同して行う洪水予報

洪水によって国民の経済上重大な損害が生じるおそれのある河川について、国土交通省（近畿地方整備局）と気象庁（大阪管区気象台）が共同して洪水予報を発表し、一般住民に周知する。洪水予報については、氾濫注意情報・氾濫警戒情報・氾濫危険情報・氾濫発生情報の 4 種類がある。

(1) 水防法第10条第2項及び気象業務法第14条の2第2項の規定により洪水予報を行う河川及び区域

河川名	区域	水位観測所	洪水予報発表者	氾濫注意水位	避難判断水位	氾濫危険水位	計画高水位
淀川幹川 (宇治川)	左岸 宇治市宇治塔川 36番の2地先	槇尾山	近畿地方整備局淀川ダム統合管理事務所長 大阪管区気象台長	3.00	3.50	3.60	—
淀川幹川 (淀川)	右岸 宇治市宇治紅斎 25番の8 地先 から三川合流点まで	枚方		4.50	5.40	5.50	6.36

河川名	区域	水位観測所	洪水予報発表者	氾濫注意水位	避難判断水位	氾濫危険水位	計画高水位
淀川支川 木津川下流	左岸 木津川市加茂町 山田野田3 右岸 相楽郡和束町 大字木屋宇 桶渕 22-2 から 幹川合流点まで	加茂	近畿地方整備局淀川ダム統合管理事務所長 大阪管区気象台長	4.50	5.90	6.00	9.01
淀川支川桂川下流	左岸 京都市右京区嵯峨 亀ノ尾町無番地 右岸 京都市西京区嵐 山元録山町国有林 38 林班ル小班 地先から幹川 合流点まで			3.80	3.90	4.00	5.06

2 國土交通省が行う水防警報

(1) 水防法第16条第1項の規定により國土交通省（近畿地方整備局）が水防警報を行う河川及び区域は以下のとおりである。

河川名	区域	対象水位観測所						水防警報発表者
		名称	地名	位置	水防団待機水位	氾濫注意(警戒)水位	計画高水位	
淀川幹川	左岸 宇治市宇治金井戸16-5	向島	京都市伏見区向島橋詰町	河口より44.90 km	1.30	2.00	4.11	近畿地方整備局淀川河川事務所長
	右岸 宇治市槇島町槇尾山1-2から海まで		枚方	大阪府枚方市桜町3の32	河口より25.90 km	2.70	4.50	6.36
淀川支川木津川	左右岸 相楽郡南山城村地内(三重県界)から幹川合流点まで	加茂	京都府木津川市加茂町北船屋	幹川合流点より30.60 km	2.50	4.50	9.01	近畿地方整備局淀川河川事務所長
			岩倉	三重県伊賀市岩倉	幹川合流点より57.40 km	4.50	6.00	10.50
淀川支川桂川	左岸 京都市右京区嵯峨亀ノ尾町無番地 右岸 京都市西京区嵐山元禄山町国有林38林班ル小班地先から幹川合流点まで	桂	京都市西京区桂浅原町	河口より50.40 km	2.80	3.80	5.06	近畿地方整備局淀川河川事務所長

(2) 発表の段階

第1段階待機

水防（消防）団員の足留めを行うことを目的とし、主として気象予警報等及び河川状況等に基づいて行う。

第2段階準備

水防資材の点検・水こう門等の開閉準備、水防要員召集準備、巡視、幹部の出動等に対するもので、主として上流の雨量又は水位に基づいて行う。

第3段階出動

水防団の出動の必要を警告して行うもので、上流の雨量又は水位に基づいて行う。

第4段階解除

水防活動終了の通知

(3) 発表の時期

水防警報の発表時期は、対象水位観測所の水位を基に、概ね次の時期に発表される。

表 水防警報の発表時期

	淀川幹川		木津川		桂川
	枚方	向島	加茂	岩倉	桂
第1段階 待機	水防団待機水位を超過				
	—	—	—	3時間前	—
第2段階 準備	氾濫注意水位を越す				
	3時間前	3時間前※	3時間前	2時間前	3時間前
第3段階 出動	氾濫注意水位を越す				
	2時間前	2時間前	2時間前	1時間前	2時間前
または、氾濫注意水位を超すおそれのあるとき					
第4段階 解除	水防活動の終わるとき				

※天ヶ瀬ダムの予備放流・後期放流を除く

3 京都府と気象庁が共同して行う洪水予報

水防法第11条第1項の規定により、京都府と気象庁は共同して、鴨川、高野川の洪水予報を行い、鴨川・高野川洪水予報連絡系統（資料編110頁）により、情報伝達するとともに、一般住民に周知する。なお、情報の標題等は第1項の国土交通省と気象庁が協同して行う洪水予報と同様である。

実施区域等

水系名	河川名	区間実施	基準地点	洪水予報 発表者	指定 年月日
淀川 水系	鴨川	左岸 京都市北区上賀茂北ノ原町1番 6地先から桂川合流点まで 右岸 京都市北区西賀茂上庄田町16番 6地先から桂川合流点まで	荒神橋 水位 観測所	京都府京 都土木事 務所長 京都地方 気象台長	平16.6.1
	高野川	左岸 京都市左京区上高野奥小森町21番 1地先から鴨川合流点まで 右岸 京都市左京区八瀬野瀬町64地先か ら鴨川合流点まで			

洪水予報基準点

河川名	発表基準対象水位観測所					備考
	名称	所在地	氾濫注意（警戒）水位	避難判 断水位	氾濫危険 (特別警 戒)水位	
鴨川・ 高野川	荒神橋	京都市左京区吉田 河原町14番地先	1.60	1.90	2.30	

4 京都府が行う水防警報及び水位情報の通知・周知等

水防法第16条の規定により指定した河川において、洪水により相当な損害が生じるおそれがあると認めたとき、水防警報を発表し、その警報事項等を関係機関に通知する。

(1) 警報事項

- ア 準備・・・水防資材、器具の整備点検、その他水防活動の準備に対するもの
- イ 出動・・・水防団員の出動の必要性を示すもの
- ウ 解除・・・水防活動の終了を通知するもの

(2) 水防警報の発表時期

水防警報の発表時期は、対象水位観測所の水位に基づき、概ね次の時期に発表する。

河川名	水位 観測所	水防警報種別		
		準備	出動	解除
古川	佐古	水防団待機水位 (指定水位)に 達したとき	氾濫注意水位(警 戒水位)に達した とき	氾濫注意水位(警戒水位) を下回り、水防活動の必 要がなくなったとき ※

※氾濫注意水位を上回る出水とならなかった場合は、以下のとおり。

- ① 水防団待機水位(指定水位)を下回り、以降、水位上昇の見込みの無いとき
- ② 気象予警報の解除により、土木事務所の水防待機体制を解除するとき

(3) 避難判断水位に係る水位情報の通知・周知等

水防法第13条第2項の規定により、河川において洪水により相当な損害があるものとして指定された河川について、「避難判断水位」(高齢者等避難の目安)及び「氾濫危険水位(特別警戒水位)」(避難指示の目安)に達したとき、関係水防管理者等に通知するとともにインターネット(京都府ホームページ)、地上デジタルデータ放送等により、一般に公表する。

なお、「避難判断水位」、「氾濫危険水位」及び浸水想定区域については、水位情報の通知・周知を実施する河川において順次設定又は指定を行う。

その浸水想定区域は、京都府建設交通部砂防課及び関係土木事務所等で閲覧に供する。

水防警報及び水位情報の通知・周知の実施区域等

河川 名	区 域		対象水位観測所						発表 者	指定 年月 日
			名 称	所 在 地	水防団 待機(指 定)水位	氾濫 注意(警 戒)水位	避難 判断 水位	氾濫 危険(特 別警戒) 水位		
古川	起点	起点	佐古	久御山 町佐古 外屋敷	1.80m	2.20m		5.30m	京都府 山城北 土木事 務所長	平 ・ 18 ・ 6 ・ 2
	終点	久御山 排水機 場								

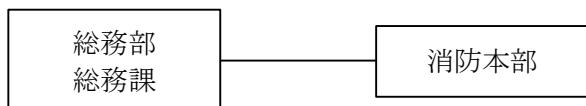
第5 火災気象通報

- (1) 町長は、消防法第22条に基づき、京都地方気象台が発表する火災気象通報について京都府知事から通報を受けたとき、または、気象状況等から火災予防上危険であると認めるときは、火災警報を発令するものとする。
- (2) 消防長は、前号の火災警報を発令される前に火災注意報を発令するものとする。

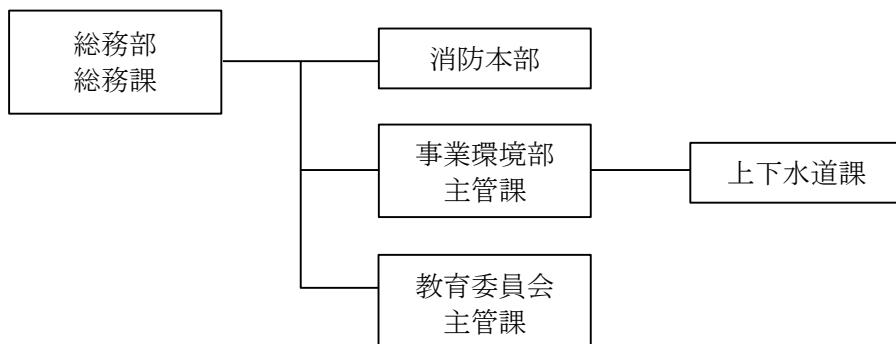
第6 予警報等の連絡

- 1 予警報等の伝達は、国土交通省専用マイクロ無線、京都府衛星通信系防災情報システム等で、FAX等により、資料編107頁～111頁の系統によって連絡するものとする。
この場合、連絡の方法は、あらかじめ指定された略記号等の電話による伝達とするが、災害対策本部を設置した場合の関係各班への連絡は、総務・広報班で受報した用紙を配付する方法によるものとする。

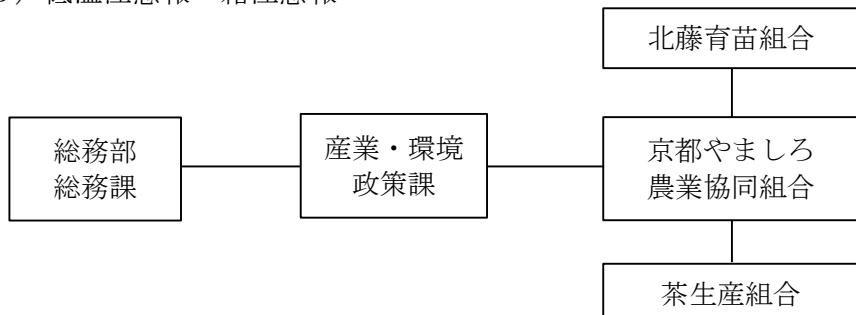
(1) 火災気象通報・乾燥注意報



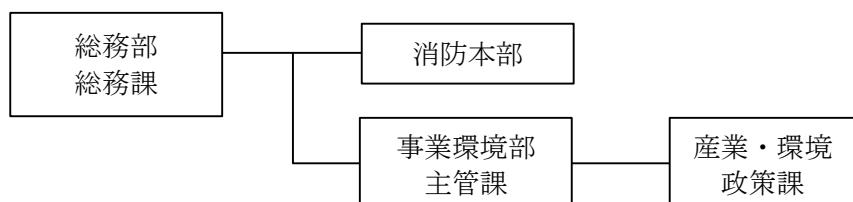
(2) 雷注意報



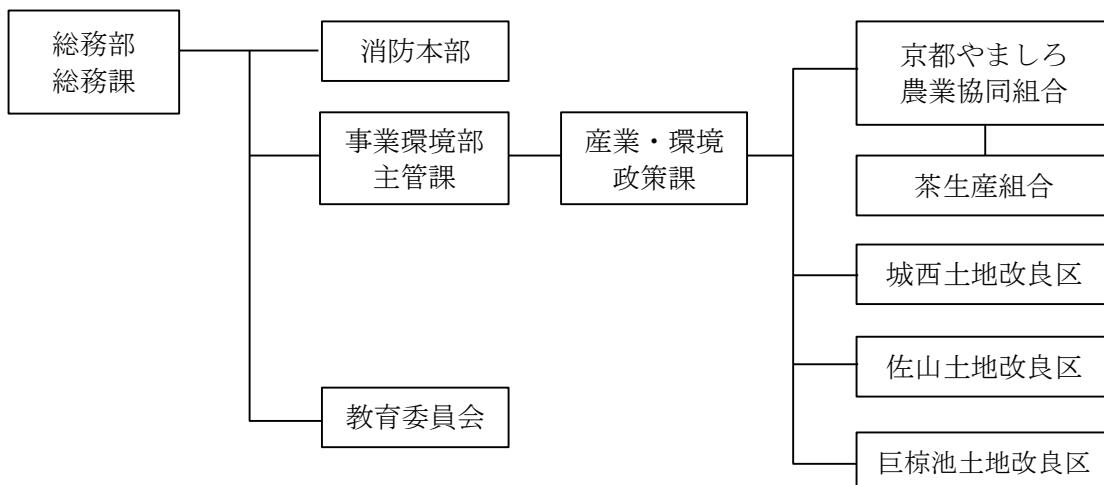
(3) 低温注意報・霜注意報



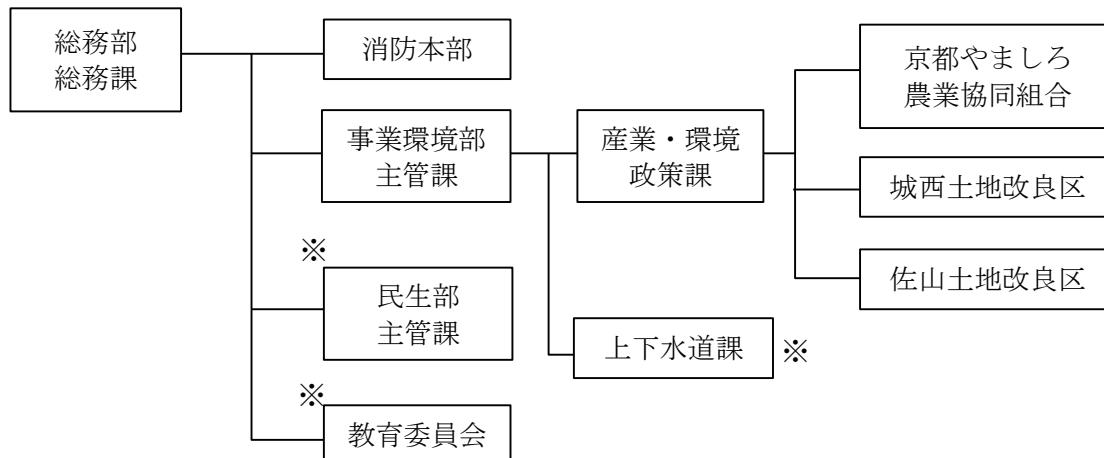
(4) 天ヶ瀬ダム放流連絡



(5) 高山ダム放流連絡



(6) 上記各号以外の予警報等の連絡



※印については、警報時のみ連絡する。

第7 予報・警報等の周知徹底

町及び関係担当の各機関は、災害に関する予報・警報等の発表を承知したときは、あらかじめ定めた方法により関係者及び住民に対し、次の方針により周知徹底するものとする。

- 1 伝達組織を通じて徹底する方法
- 2 ラジオ放送、テレビ放送による方法
- 3 広報車・消防指令車等を利用する方法
- 4 サイレンによる方法
- 5 電子メール等による方法

第8 通報連絡内容の略符号化

災害に関する予報・警報及び被害報告等の通報連絡は、その迅速化を図るため、あらかじめモデル文例又は略符号を定めて実施するよう努めるものとする。

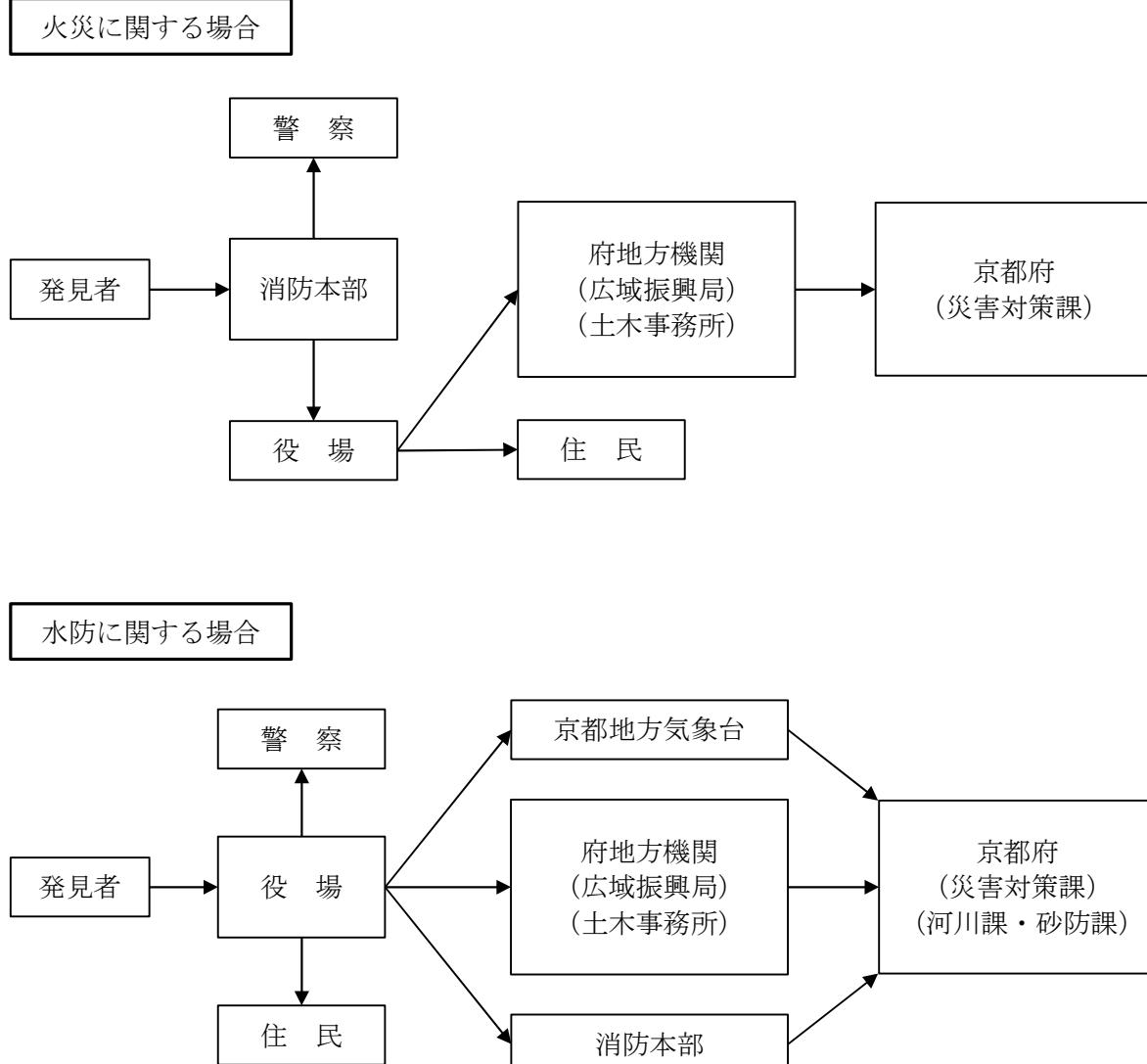
第9 通報連絡体制の確立

災害に関する予報・警報等の通報連絡に關係のある機関は、あらかじめそれぞれ受領連絡する責任者及びその体制を定めておくものとする。

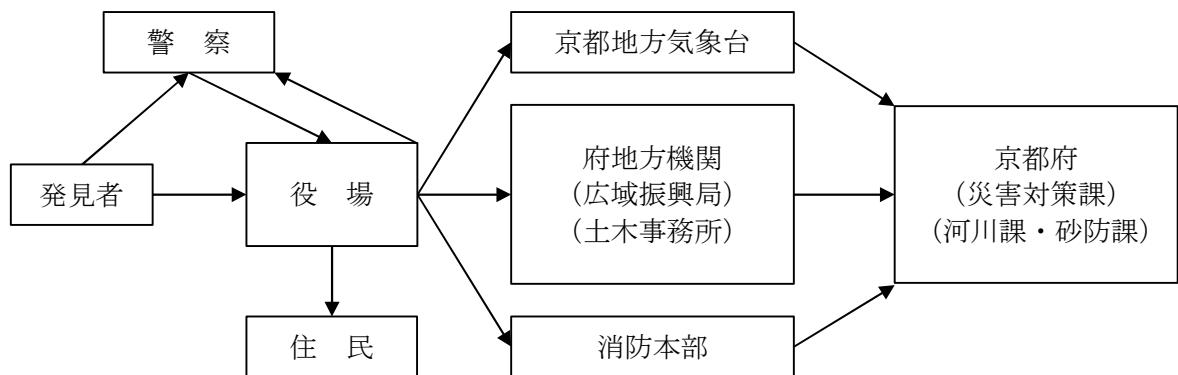
第10 異常現象発見時の措置

災害が発生するおそれがある異常な現象を発見した者は、次の方法により関係機関に通報するものとする。

- 1 災害が発生するおそれがある異常な現象を発見した者は、その現象が火災に関する場合は消防本部に、水防に関する場合は役場に、その他の場合は警察署又は役場に通報するものとする。
- 2 1により通報を受けた機関は、直ちに下図により当該情報を周知するものとする。



その他に関する場合



第2節 非常無線通信計画

第1 久御山町は、有線電話が途絶し府災害対策本部に対する情報連絡、被害報告等が不能になった場合には、次の非常通信市町村経路に従い情報連絡、被害報告等を行うものとする。

市町村名	総合信頼度	非常通信経路
久御山町	A A	久御山町役場 —— 京都府（災害対策課） (久御山町消防本部) —— 京都市消防局 —— 京都府（災害対策課）
	A	3.5km ----- 国土交通省淀川河川事務所 —— 京都府（災害対策課） 久御山排水機場 ----- (宇治市・八幡市) → 京都府ルートへ)

1 通信経路の総合信頼度（経路の級別基準）

級別項目	級別項目	B級
全中継回数	3以下	4以上
新規連絡設定	無	有
停電時の運用	可能	不可能
通信担当者の配置	常時配置（または非常の際30分以内に配置）	左記以外
有線区間	無 〔または、あっても予備ルートがあるか地下 ケーブル等強固な設計となっている。〕	有

総合信頼度

「A級」とは経路全体を通じ、全基準項目についてA級基準に該当する。

「B級」とは経路中いずれかの基準項目についてB級基準のものが含まれる。

2 記号

—————	無線区間	~~~~~	有線区間
~~~~~—————	有線無線混在区間	—————	使送区間
(○○○ → 京都府ルートへ) ○○○地区から府庁への複数ルートを一括表示			

第2 上記第1に定めるもののほか、災害対策関係者及び避難場所等への連絡については、久御山町防災行政無線により行うものとする。（資料編70頁～74頁「災害対策用電話等番号簿」参照）

## 第3節 河川防災計画

### 第1 淀川水系の現況と方針

淀川水系は、その源を滋賀県山間部に発する大小支川を琵琶湖に集め、大津市から河谷状となって南流し、桂川と木津川を合わせて大阪平野を西南に流れ、途中神崎川や大川を分流して大阪湾に注ぐ。

その流域は大阪、京都、兵庫、滋賀、奈良、三重の2府4県にまたがり、面積は8,240 km²に及び、大阪市、京都市、その他数多くの衛星都市をかかえて、関西地方における社会、経済、文化の基盤をなし、近畿圏の中心を貫いている本水系の治水と利水についての意義はきわめて大きい。

国が管理する宇治川、木津川、桂川において「淀川水系河川整備計画」に基づき計画的な河川整備が促進されるよう要請、協力を行う。

近年、河川改修規模を超える豪雨による被害が増加傾向であり、従来の河川整備に加え、ソフト対策として

「淀川水系洪水浸水想定区域図（国土交通省）」

「古川他浸水想定区域図（京都府）」

「久御山町洪水ハザードマップ」

「各種防災情報」

等の対策を組み合わせることによる被害の軽減等、より効果的な治水対策を図る。

#### 1 宇治川流域

宇治川は源を琵琶湖に発し瀬田川となり、瀬田川洗堰で琵琶湖水位及び流量を調節され、その下流で大戸川に合流し、大津市関津を経て京都府に入ると宇治川となる。その山狭の出口に天ヶ瀬ダムがあり、洪水時にダム地点の計画高水流量2,080 m³/secを1,140 m³/secに調節し、山狭を出て川幅は広く流れも緩となり平坦部に入る。ここから下流伏見区観月橋に至る左岸堤防は旧巨椋池地帯を防護している。

右岸は丘陵地帯であるため支川を含めほとんど無堤の状態であったが、昭和36年から宇治川改修計画が立案され現在築堤されている。

観月橋から下流については、濠川の流末が入り更に東高瀬川が合流する。伏見区より下流の宇治川は緩流となり平均低水位時の勾配は1/6,000程度で八幡市に至り桂川、木津川と合流する。琵琶湖出口から八幡市まで流路延長35.7kmである。うち滋賀、京都府界から八幡市までは約24kmで宇治川本川は京都府内全域が国直轄管理区間である。

#### 2 木津川流域

木津川は、布引山脈を源とし上野盆地を通過した後、南山城村で名張川と合流し、山城盆地を貫流し八幡市において宇治川、桂川と三川合流し淀川に入る。南山城村から八幡市までの流路延長約51.6kmであり、その京都府内全域が国直轄管理区間である。

### 第2 淀川水系河川整備基本方針及び淀川水系河川整備計画

淀川における治水事業は、古く仁徳、桓武の時代から現在にいたるまで近畿圏さらには国家の繁栄のため絶大な努力がはらわれてきた。淀川水系改修基本計画は、昭和28年の台風13号による出水に鑑み、淀川水系全般にわたる治水対策について改定をした。

その後の追加修正を加えて、その内容は、基準地点枚方における基本高水のピーク流量

を8,650m³/secとし、このうち1,700m³/secを上流ダム群で調節し、計画高水流量を6,950m³/secとするものであり、宇治川、木津川、桂川の計画高水流量をそれぞれ900m³/sec、4,650m³/sec、2,780m³/secとする計画である。この計画に基づき天ヶ瀬ダム及び高山ダムの建設による洪水調節、水源山地の砂防の強化、瀬田川のしゅんせつ及び洗堰の改造による琵琶湖沿岸地域の水害の軽減、宇治川、桂川、木津川及び淀川本川の河道改修の促進並びに管理設備の増強等を主体として工事を実施された。しかしながら昭和28年以後昭和34年、昭和36年、昭和40年と大出水が相次いだこと、及び近年における淀川流域の人口資産が著しく増大したことにより淀川の治水計画を改定することとし、昭和46年3月には、工事実施基本計画（平成6年6月部分改定）が決定された。さらに、平成19年8月16日に淀川水系河川整備基本方針、平成21年3月に淀川水系河川整備計画が策定され、令和3年8月6日にはこれらの事業進捗及び近年の災害を踏まえ更新された。その内容は以下のとおりである。

#### ○基本高水並びにその河道及び洪水調節ダム等への配分に関する事項

##### ・淀川

基本高水は、昭和28年9月の洪水、昭和40年9月洪水等の既往洪水について検討した結果、そのピーク流量を基準地点枚方において、17,500m³/sec（琵琶湖からの流出量を含む）とする。

このうち、流域内の洪水調節施設より5,500m³/secを調整して、河道への配分量を12,000m³/secとする。

#### ○主要な地点における計画高水流量に関する事項

##### ・宇治川

計画高水流量は、宇治地点において1,500m³/secとする。

##### ・木津川

計画高水流量は、加茂地点において6,200m³/secとする。

##### ・桂川

計画高水流量は、請田地点において3,500m³/sec、下流羽東師地点において5,300m³/secとする。

## 第3 ダムの現状と洪水調節

### 1 天ヶ瀬ダム

#### (1) ダムの現状

- ① 目的洪水調節、水道用水、発電
- ② 管理者国土交通省
- ③ 位置京都府宇治市槇島町字六石
- ④ 河川名淀川水系淀川（宇治川）
- ⑤ 規模ドーム型アーチ式コンクリート  
堤高73.0m  
貯水容量26,280,000m³  
計画高水流量2,080m³/sec

## (2) 洪水調節

洪水調節は、洪水期（毎年6月16日から10月15日までの間）において標高58mから78.5mまでの容量20,000,000m³を利用してダム地点の計画高水流量2,080m³/secを1,140m³/secに調節する。ただし、枚方が警戒水位を超えたときは、ピークに対して250m³/secに調節する。（資料編53頁「天ヶ瀬ダム放流通報連絡系統」参照）なお、洪水期以外においても予備放流により洪水調節を行う。

## 2 高山ダム

### (1) ダムの現状

- ① 目的洪水調節、水道用水、流水の正常な機能の維持、発電
- ② 管理者水資源機構
- ③ 位置相模郡南山城村高尾
- ④ 河川名淀川水系名張川
- ⑤ 規模アーチ重力式コンクリート

堤高67.0m

貯水容量56,800,000m³

計画高水量3,400m³/sec

### (2) 洪水調節

洪水調節は、洪水期（毎年6月16日から10月15日までの間）において標高117.0mから135.0mまでの容量35,400,000m³を利用してダム地点の計画高水流量3,400m³/secを1,800m³/secに調節する。（資料編54頁「高山ダム放流通報連絡系統」参照）

## 第4節 内水防排除計画

### 第1 内水河川の現状

#### 1 古川

近年の淀川流域の発展は著しいものがあり、特に当該地区は大阪、京都間の交通機関等重要な地域となっており、昭和41年度から現在の国土交通省において流域の内水排除施設計画の検討が進められ、久御山排水機場においては、ポンプ4台により $120\text{m}^3/\text{sec}$ の内水を排除する計画となった。その後、昭和48年度にはポンプ( $30\text{m}^3/\text{sec}$ )1基が設置され、昭和62年度にはポンプ( $30\text{m}^3/\text{sec}$ )1基の増設が、さらに平成4年度にはポンプ( $30\text{m}^3/\text{sec}$ )1基が増設されたため、現在では巨椋池排水機場の約 $80\text{m}^3/\text{sec}$ と合わせて $170\text{m}^3/\text{sec}$ の排水能力となっている。(資料編55頁～57頁「淀川水系宇治川久御山排水機場等操作規則」参照)

久御山町における古川左岸佐山地域内等の都市排水は、佐山都市下水路を流下し、佐山排水機場から古川に排水している。また、古川右岸の栄・林地域は、地域内の雨水幹線から古川及び名木川を通じ古川へ排水されている。

##### (1) 事業の概要

名称	佐山都市下水路
排水区域	42ヘクタール
事業年度	昭和49年～53年(5ヵ年計画)
総事業費	5億8千万円
管渠	総延長860m 巾1.8～2.7m

##### (2) ポンプ施設の概要

名称	佐山排水機場
所在地	京都府久世郡久御山町林宮ノ後
敷地面積約	1,300 m ²
揚水量	260 m ³ /分
揚程	3.1m
ポンプ	スクリューポンプ 2.5m φ × 3台 (内2台設置)
駆動方式	エンジン駆動(145 p s)

#### 2 大内川

##### (1) 改修計画概要

大内川流域は宇治川、木津川、古川に囲まれたO. P +10.00m～O. P +14.00mの低平地であり、地形的に内水の発生し易い地域である。しかも上流域において住宅地の造成が急速に進み都市化の傾向が著しく、早急に当該流域の治水対策が必要となった。

大内川は地形的な面から1/1,500～1/2,000程度の河床勾配の小さな河川で、流域面積6.29 km²、流路延長約1.3kmの準用河川である。

流域内の主要河川は、上流部の市街地の大内都市下水路及び荒見都市下水路と、ほ場整備区域内の相島川であり、これらが合流し宇治川水位が低い時期は大内サイ

フォンに併設する樋門より古川に合流し、久御山排水機場樋門より宇治川に注いでいる。

宇治川及び古川水位が上昇した場合は、大内サイフォンを通じ下段排水路（前川）に流下し、巨椋池排水機場のポンプにより、宇治川に強制排水されている。

## 第2 巨椋池地域の内水排除現状

巨椋池は山城盆地の最低部に位置し、宇治川左岸にあり宇治市楓島町、小倉町、久御山町及び京都市伏見区向島にまたがっており、周囲16km面積約800haである。往古は澗、木津、桂三川の合流点で遊水池となっていたが、河川改修により切り離され、昭和7年国営干拓事業として着手、昭和16年完工した。巨椋池排水機場は、国営及び京都府営事業により昭和7年度から9年度にかけて築造されたが、構造に脆弱な部分があり加えて流域内の継続的な都市開発等による流出形態の変化・地区低平部の農地や施設の湛水が増加していることから全面的な改修が平成9年度から18年度にかけて実施され、排水ポンプの能力は飛躍的に増大された。排水機の設置状況は、次のとおりである。

### 巨椋池排水機場の設置状況

#### (1) 樋門

- イ 計画排水量 80 m³/s (流域面積 25.12 km²)
- ロ 樋門敷高標高 O P 7.00m
- ハ 樋門断面 (通水断面) 高さ 3.55m × 幅 7.00m × 2連
- ニ 函梁長 60.00m
- ホ 取付水路長 43.562m
- ヘ 河川ゲート形式等 高さ 3.55m × 幅 7.00m × 2門  
プレートガータ構造ローラゲート 開閉装置 電動2本ラック式 ゲート開閉  
の速さ 1分につき 0.30m
- ト 門柱天端高 標高 O P 20.04m

#### (2) ポンプ等

##### イ ポンプ

ポンプ名称	ポンプ形式	口径 (mm)	吐出量 (m ³ /sec)
1号ポンプ	立軸可動翼斜流型	1,800	3.0 ~ 8.0
2号ポンプ	立軸可動翼斜流型	1,800	3.0 ~ 8.0
3号ポンプ	立軸固定翼斜流型	2,600	21, 33
4号ポンプ	立軸固定翼斜流型	2,600	21, 33
5号ポンプ	立軸固定翼斜流型	2,600	21, 33
ポンプ名称	原動機の種類	出力 (KW)	実揚程 (m)
1号ポンプ	電動機	680	7, 2
2号ポンプ	電動機	680	7, 2
3号ポンプ	ディーゼルエンジン	2,060	6, 8
4号ポンプ	ディーゼルエンジン	2,060	6, 8
5号ポンプ	ディーゼルエンジン	2,060	6, 8

- ロ 吸水層底面標高 O P 4.50m (1号・2号ポンプ)  
O P 3.50m (3号・4号・5号ポンプ)

(3) 自然排水路

- イ 敷高 標高 O P 7.20m
- ロ 断面（通水断面）高さ 3.45m × 幅 7.00m × 2 連
- ハ 函梁長函梁長 44.00m
- ニ 自然排水ゲート形式等高さ 3.45m × 幅 7.00m × 2 門  
プレートガータ構造ローラゲート 開閉装置 電動 2 本ラック式 ゲート開閉の速さ 1 分につき 0.30m

(4) 吐水槽

- イ 底面標高 O P 6.90m ロ 天端標高 O P 19.55m
- ハ 大きさ（内面）縦 7.50m～19.66m × 幅 55.35m × 高さ 12.65m

(5) 遊水池

- イ 最高水位 O P 10.05m ロ 河床標高 O P 7.20m

## 第5節 防災営農対策計画

### 第1 計画の方針

この計画は、農業用施設等営農基盤の災害予防事業の推進と防災的見地からの営農指導について定める。

### 第2 災害予防計画

#### 1 風水害予防対策

##### (1) 水稲・麦

- ア 刈取り期にあるものは早期に刈取る。
- イ 水稲の台風時には、倒伏、乾燥防止のために深水に保つ。
- ウ 畦畔を補強し、排水路を清掃整備しておく。
- エ 稲木架けしてあるものについては倒伏しないよう補強する。

##### (2) 野菜

- ア 現在は場に作付けされているものは、早めに収穫するほか、植物体を保護するため防風ネット等を設置したり、支柱等の補強を行う。  
また、キュウリ、インゲン等つる性のものは、支柱等をはずして地面にはわせる。
- イ 播種直後及び育苗中のものは、寒冷紗を覆って保護に努め、状況により定植時期をはずしたり、又は補植苗を準備する等作付面積の確保に努める。
- ウ 直播のものについては、播種期や間引き時期の繰下げを行うほか、生育中のものは株元への土寄せを行って被害の軽減に努める。
- エ トンネル・ビニールハウス・寒冷紗等利用の場合は、押さえを特に強化し、状況によっては除去する。
- オ 湿害の防止のため、排水溝・排水路を清掃整備しておく。
- カ 風水害後については、病害の発生が多くなるので薬剤散布を励行する。

##### (3) 茶

- ア 新植・幼木茶園は風害を受けやすいので株元に土寄せをし、敷草を行う。特に風当たりの強い茶園では竹ざお等に茶樹を結束して茶樹の動搖をさける。
- イ 茶園は浸触防止のため、排水溝を整備する。
- ウ 永久棚寒冷紗施設等の損傷による茶樹への被害のないよう補強する。

##### (4) 施設園芸

- ア 施設の入口、屋根を十分に補強し、雨漏りに注意する。
- イ 排水溝、排水路の清掃準備に努める。
- ウ 施設の周辺部の飛散物の整理及び除去に努める。

#### 2 寒害予防対策

##### (1) 野菜

- ア 寒風を受けやすい場所では、防風垣等の設置を行って寒害の防止に努める。
- イ 肥切れや軟弱な育成のものは寒さに弱いので施肥にあたっては、カリ肥料を多くして窒素肥料を控えめにする。
- ウ 地下水を使用し、かん水や畦間に水を入れるなどして、保温と適当な温度を保つように工夫する。

エ 越冬野菜は伸びすぎると寒さに傷められやすいので、早まきにならないように心がける。

オ 株元にもみがら等を敷いて、降霜防止に努める。

カ トンネル栽培のものについて状況により、こもかけ二重被覆に努める。

#### (2) 施設園芸

ア 状況により簡易暖房（電熱等）や加温設備（温風、温水暖房及び電熱）により、気温の低下に対処できるよう準備しておく。

イ 古い被覆資材や汚れた被覆材は、光の量が少なくなるので新しい資材を使って光線を十分に利用する。

#### (3) 茶

ア 北北西の風を強く受ける茶園及び幼木茶園では防風垣を設置する。

イ 10月中に株元に十分土寄せを行い、根の保護に努めるとともに敷草を施す。

ウ 窒素肥料の偏重をさけ、リン酸、カリ肥料を多くして耐寒性を強める。

#### (4) 用水ポンプの防寒対策について

ポンプ内及び配管の水抜きを行う。

### 3 晩霜と障害予防対策

#### (1) 水稻（苗代の健苗育成に努める。）

ア うかい水路、遊水池により水温を高める。

イ 晩霜の懸念されるときは、寒冷紗、ビニールで覆い、晩霜の持続するときは危険期が過ぎてから除去する。除去後は十分深水にし、少しづつかけ流し、低温障害を防ぐとともに、日中は浅水として徒長を防ぐ。

ウ 苗代肥料は窒素過多に注意すること。

エ 箱育苗の場合、緑化期、硬化初期にあたるものは特に保温に努める。

#### (2) 野菜

ア 二重トンネル、こも掛け、ビニールマルチ等により夜間温度を高めるとともに、日中は高温にならないよう換気に注意する。

イ 定植を一時遅らすもの、苗の状況で遅らせないものや路地ものは、トンネル栽培に準じた措置により、被害の軽減に努める。

なお、定植は特に地温12°C以上になってからとし、定植後は地温を上げるようにする。

#### (3) 茶

ア 寒冷紗、こも等により早めから間接被覆を行う。

イ 敷草は茶園の株元に押し込み、茶株周辺の冷え込みを少なくする。

ウ 肥切れしないよう速効性窒素肥料を施し、樹勢を強める。

### 4 干害予防対策

#### (1) 土地改良区及び営農団体（組合）は、かんがい期前に各農業用水利施設の点検を行い、機能低下のないことを確認し、漏水損失等のないよう水利施設の整備、補修を行い水源から耕地に至るまでの水の損失を最小限にとどめることとする。特に揚水機は試運転を行い、揚水量の可能性を点検する。

#### (2) 干害発生のおそれのある場合、用水の利用を最も有効に使用する方法により節水を行い、干害の未然防止に万全を期するものとする。

なお、揚水機の臨時の設置等の応急対策に万全を期すること。

#### (3) 農作物については次の措置をとる。

ア 果樹、茶、野菜等農作物全般に敷草を多めに施して乾燥を防ぐ。

イ 水源のあるところは、ポンプ、樋等の使用により極力用水の確保に努め、水が不足する場合は集中かん水することとし、特に穂ばらみ期の水稻は重点的にかん水する。

ウ 野菜、果樹等施肥の必要な場合は、かん水を兼ねてうすい液肥にし、日中をさけて夕方施す。

エ 苗床のかんらん、白菜等は大苗にならないよう節水覆で調整管理する。また、今後播種するものは乾燥状態、かん水難易を考え状況により播種定植など遅らすこと必要である。

オ もも、なし等樹体に日焼けのおそれのある場合は、白塗剤を塗布する。

カ 干ばつ後は赤ダニ類の発生が多くなるので薬剤散布を励行する。

キ 茶園はカンザワハダニ、ミドリヒメコバイ、コカクモンハマキ、スリップスの多發が予想され樹勢の衰弱とともに、被害が増大するので防除を徹底する。特に幼木茶園は、かん水や敷草によって保護する。

## 5 農業用排水施設

巨椋池地区は下段域にあるため、古川を横断するサイホンなどが閉塞することで農地のみならず住宅にも被害を及ぼすことも考えられることから、普段からごみなどの除去に努め、排水機能の維持を促す。

## 第6節 防災知識普及計画

### 第1 計画の方針

この計画は、町が職員及び消防機関等関係者に対して専門的教養訓練等を実施し、防災知識の向上を図るとともに、あらゆる機会をとらえて住民に防災知識を普及し、常に防災知識の高揚に努めることについて定める。

その際、被災時の男女、性的マイノリティのニーズの違い等、多様な性のあり方に十分配慮する。

### 第2 職員に対する教育

- 1 町地域防災計画が的確有効に活用されるようにその内容、運用等を周知徹底するように努める。
- 2 講習会、研究会及び施設見学会等の催しを行い職員の知識普及に努める。

### 第3 住民（個人、家庭、地域、企業、団体）に対する教育

#### 1 町地域防災計画概要の周知

町地域防災計画に定められているなかで、特に住民（個人、家庭、地域、企業、団体）に注意を喚起する必要がある事項を周知徹底する。

#### 2 町内で起こった過去の災害の紹介

過去に発生した大災害について、その時の実情と対策をとりあげこれを紹介し、再び同じ被害を繰り返さないように住民（個人、家庭、地域、企業、団体）に対し周知徹底を図る。

#### 3 平素の心構え

災害に備え、平素から食料、飲料水及び生活必需物資を備蓄するよう住民（個人、家庭、地域、企業、団体）に指導する。

#### 4 災害時における心構え

風水害、大火など災害の種別ごとに災害の特徴をとらえ、住民（個人、家庭、地域、企業、団体）が知っておくべき心得及び注意事項等について普及する。

#### 5 安否情報伝達手段の確保

「NTT災害用伝言ダイヤル171」などの災害時における安否情報伝達手段を確保するよう住民（個人、家庭、地域、企業、団体）に指導する。

### 第4 普及の方法

災害による被害を軽減するためには、京都府及び防災関係機関はもとより、住民の取組を促進し、社会全体の防災力を高める必要があることから、地域や事業者等における防災の担い手として活動する人材を育成する。そのための住民（個人、家庭、地域、企業、団体）などに対する防災知識の普及方法は、次の広報媒体を利用する。

- 1 広報誌、パンフレット（チラシ、ポスター等）
- 2 広報車の巡回
- 3 映画、スライド等の上映

4 ラジオ、新聞等マスメディアの活用

特に防災の日・火災ゼロの日・火災予防運動月間など各種防災強調運動を機として、防災の知識普及に努める。

5 ハザードマップの利活用

6 年1回の自主防災リーダー研修会の開催

7 自治会等の要望に応じた出前講座の実施

## 第5 防災リーダーの養成

地域や事業所における防災の担い手として活動する防災リーダーを育成するため、実践的で体系的な講座を実施する。

また、地域における防災士の資格取得者の増進に努める。

## 第7節 防災訓練、調査計画

### 第1 計画の方針

この計画は、防災体制の整備に必要な防災訓練の実施及び災害時に危険が予想される箇所の事前調査の実施等について必要な事項を定める。

なお、被災時の男女、性的マイノリティのニーズの違い等、多様な性のあり方に十分配慮するよう努めるものとする。

### 第2 防災訓練

久御山町地域防災計画及びハザードマップが災害時に十分活用され的確に遂行できるように京都府・隣接市町・その他の関係機関との緊密な連携・職員の実務習熟及び防災思想の普及等を図る。

- 1 訓練は想定されるあらゆる災害について、現実に即した可能な範囲内において、総合若しくは個別又は図上の形態で実施する。
- 2 総合訓練は参加機関が協議し、訓練計画を策定して実施する。
- 3 個別訓練はそれぞれの機関において、訓練計画を策定して実施する。
- 4 訓練には極力住民が多数参加するよう配慮する。

### 第3 防災調査

地域内の災害危険区域の実情を把握するため、関係機関と協力して科学的な立場から実態調査を行う。

#### 1 防災パトロール

町の防災担当者及び災害対策関係者等が協力し、災害時に危険が予想される箇所を調査してあらゆる問題についての対策を検討する。

#### 2 被害想定規模の調査

風水害等の被害要因を検討し、被害を想定してこれらに対する予防応急及び復旧の諸対策の意見をまとめること。

#### 3 調査結果

1及び2の調査結果を整備して関係者に周知徹底を図る。

#### 4 事前措置の対象となる設備又は物件

防災パトロール等により災害が発生した場合に事前措置の対象となると予想できるものについては、その占有者・所有者又は管理者等に対し、予告などにより事前指導を行うものとする。(資料編37頁「事前措置予告通知書」参照)

## 第8節 自主防災組織の育成に関する計画

### 第1 計画の方針

災害が発生した場合、これを早期に鎮圧して、被害の軽減を図ることは町の責務であるが、大災害発生後の二次災害の発生防止と被害軽減は、行政機関が防災施設等の充実整備をするだけでは不十分であり、町、住民、事業所がそれぞれの責務のもとに災害応急活動の連携をすることが必要である。

そのため、住民一人ひとりが「自分の生命・財産は自分で守る。」という自主防災意識の高揚を図り、災害に対して組織的に行動する自主防災組織を結成し、育成する必要がある。

また、地域の安全と密接な関連がある事業所は、自主的な防災組織（自衛消防隊等）を編成し、事業所内における安全確保はもとより、関係地域の自主防災組織等とも密接な連携をとり、地域の安全に積極的に寄与するように努めなければならない。

町は、地域住民、地域及び事業所などによる自主防災組織の育成に努めるものとする。

その際、女性の参加促進に努めるものとする。

また、自主防災組織や消防団と連携し、避難行動タイムラインに基づくプッシュ型の避難を地域内で呼びかけ合う共助体制を確立する。

### 第2 地域住民等の自主防災組織の育成

#### 1 自主防災組織の育成

自主防災リーダー研修会の開催や校区単位での防災訓練などを通じて、地域に根差した自主防災組織の育成を図る。

#### 2 自主防災組織の編成方法

基本的には、まず日常生活で交流の深い地域の自治会・町内会又はそれらに準じた既存の組織を母体にし、防災活動を効果的に実施できるよう地域特性を考慮した自主防災組織を編成するよう指導する。

#### 3 自主防災組織活動班の編成

自治会・町内会等の会員を、構成が偏らないよう配慮して、次のような活動班により編成し、必要に応じて小単位の下部組織を置く。

- |            |                                           |
|------------|-------------------------------------------|
| (1) 情報班    | 情報の収集、伝達、広報活動を行い、行政機関と地域住民のパイプ役も務める。      |
| (2) 消火班    | 出火防止、消火器等の消火技術を習得し、地域住民への指導も行う。           |
| (3) 救出救護班  | 負傷者の救出救護活動を行うための資機材の技術習得や応急手当等の訓練等を行う。    |
| (4) 避難誘導班  | 地域住民の避難誘導活動を迅速・安全に行うために、避難経路・避難場所の確認等を行う。 |
| (5) 給食・給水班 | 食料物資の備蓄・管理及び配分並びに炊き出し等の給食、給水活動の訓練等を行う。    |

#### 4 自主防災組織の活動内容

平常時における予防活動及び災害時において町が防災活動を開始するまでの初期活動の主なものは、次のとおりである。

- (1) 平常時の活動

- ア 防災計画の作成
- イ 防災知識の普及・啓発
- ウ 地域の情報収集（居住者等）及び伝達体制の確立
- エ 救助、救護及び避難誘導体制の確立
- オ 各防災機関との連携協力
- カ 地域内安全点検（危険箇所の点検把握・火気使用器具の整備点検）
- キ 防災用資機材の点検整備
- ク 防災訓練の実施
- ケ 地域の災害発生危険箇所の把握及びマップ化、自主的に早めの避難行動を行うための目安設定、指定緊急避難場所までたどり着けない場合の次善の避難場所の設定、取るべき避難行動を時系列で整理したタイムライン（避難計画）の作成

## （2）災害時の活動

- ア 救出・救護
- イ 地域の情報収集（被害状況等）及び伝達の円滑な実施
- ウ 出火防止、初期消火及び二次災害の防止
- エ 避難誘導及び避難者確認
- オ 避難所の運営管理

## 5 自主防災組織の推進方法

自治会、職域等の代表者に対し、自主防災組織の意義を強調し、十分意見を交換し地域の実情に応じた組織の育成を指導するものとする。

## 第3 事業所の自衛消防組織の育成

### 1 事業所の自衛消防組織

消防法により自衛消防組織の設置が義務づけられている事業所（危険物施設）はもとより、設置が義務づけられていない事業所においても、事業所自らが地域社会の一員としての責任を自覚し、全従業員が積極的に協力して、客や従業員の生命・身体の安全の確保、周辺地域の被害軽減及び二次災害防止等を目的とした自衛消防組織を結成し、防災体制の充実強化を図るよう育成指導に努めることとする。

### 2 危険物施設等及び高圧ガス関係の自衛消防隊組織

危険物施設等における予防規程及び自衛消防隊の活動等に対し、必要な助言指導を行い、自主的な防災組織の充実を図る。また、高圧ガス関係保安団体に対しても、防災活動に関する技術、防災訓練の実施等に関し助言指導を与え、その育成強化を図るものとする。

## 第4 各防災組織相互間の協調

地域住民等の自主防災組織と事業所の自衛消防組織等が存在する場合は、初期消火、避難、誘導、救護等を各組織がばらばらに行動するのでは、効果はあまり期待できない。住民組織と事業所組織の連携を促進させるため、町は、合同の防災講習会、防災訓練の場を提供し、相互の活動の調整を図るものとする。

## 第9節 社会福祉施設防災計画

### 第1 計画の内容

久御山町の各社会福祉施設は、非常災害時において施設利用者の安全を確保するため、非常災害対策を策定するとともに、消防本部の指導のもとに、施設利用者の火災等予防にあたるものとする。

### 第2 予防対策

- 1 消防法等により、整備を必要とする防災施設等（消火設備、警報設備、避難設備等）の整備を図るものとする。
- 2 職員及び施設利用者に対し、避難経路を周知徹底し、定期的に避難訓練を実施するなど、自主防火管理体制の整備に努めるものとする。
- 3 有事の際における施設利用者の避難場所、収容施設等の確保、関係機関等との情報交換、連絡協議に努めるものとする。
- 4 水防法第15条の3に規定する要配慮者利用施設の所有者又は管理者は、施設利用者の洪水時等の円滑かつ迅速な避難の確保を図るため、必要な避難確保計画を作成するとともに、計画に基づく避難訓練を実施するものとする。
- 5 町は、上記4の施設の所有者又は管理者が避難確保計画の計画を作成していない場合は、その所有者又は管理者に対し、必要な指示を行い、また、当該施設の所有者又は管理者が正当な理由なくその指示に従わないときは、その旨を公表することができる。

### 第3 浸水想定区域における円滑かつ迅速な避難を確保するための措置

水防法第15条第1項第4号ロに規定する要配慮者利用施設で、その利用者の洪水時の円滑かつ迅速な避難の確保を図る必要があると認められるものは以下のとおりである。

（洪水予報伝達方法等については、資料編107頁～111頁の連絡系統に基づき、電話・FAX等により伝達を行う。）

	施設名	場所	連絡先電話番号
高齢者 施設	さつき苑デイサービスセンター	久御山町島田ミスノ 11 番地	075-631-0022
	樂生苑(デイサービスセンター・特養)	久御山町坊之池坊村中 66 番地	075-632-1094
	デイサービスセンター リエゾン久御山ひし里	久御山町佐古内屋敷 91 番地 4	0774-43-2688
	かがやきデイサービスセンター	久御山町佐山北代 4 番地 9	0774-66-4847
	グループホーム リエゾンくみやま	久御山町林中垣内 38 番地 1	0774-45-5100
	ケアリビングくみやま	久御山町島田堤外 31 番地 24	075-633-5621
	小規模多機能ホーム リエゾン久御山ひし里	久御山町佐古内屋敷 91 番地 5	0774-43-2633
	認知症対応型デイサービスセンター リ エゾン久御山ひし里	久御山町佐古内屋敷 91 番地 1	0774-80-2900

	介護老人保健施設ひしの里	久御山町佐古内屋敷 81 番地 1	0774-43-2626
	老人福祉センター 荒見苑	久御山町田井新荒見 11 番地	0774-44-3405
	サービス付き高齢者向け住宅えがお	久御山町佐山双置 87 番地 3	0774-45-1470
	久御山しみずの里	久御山町佐山西ノ口 146 番地 1	0774-41-1081
障害者施設	和音くみやま作業所	久御山町森村東 221 番地	075-632-1576
	グループホームわお	久御山町森村東 220 番地	075-874-5071
	フォーライフ	久御山町佐山新開地 16 番地	0774-43-9515
	フォーライフ shiki	久御山町佐山新開地 194 番地 1	0774-43-8686
	ライフワークサワキ	久御山町佐山新開地 206 番地 3	0774-46-6601
	ブルーステージ	久御山町森川端 73 番地	075-631-0860
	フォーライフ宇治	久御山町佐山新開地 242 番地平 馬第 2 工場 6	0774-43-9515
児童福祉施設	さやまこども園	久御山町佐古田中 2 番地	0774-43-8644
	とうずみこども園	久御山町佐古清水 96 番地 2	0774-44-4966
	みまきこども園	久御山町相島曾根東 10 番地	075-631-4531
	子育て支援センター 「あいあいホール」	久御山町佐古内屋敷 80 番地 3	0774-41-2263
医療機関	久御山南病院	久御山町坊之池坊村中 28 番地	075-631-2261
	京都岡本記念病院	久御山町佐山西ノ口 100 番地	0774-48-5500

## 第10節 要配慮者計画

### 第1 計画の方針

災害時においては、障害者や寝たきりの高齢者、介護を必要とする病人、児童などは、必要な情報を的確に把握し、安全な場所に避難するなど適切に行動することがきわめて困難と考えられるので、発災直後の避難誘導や避難生活等にあたって特段の配慮が必要である。

また、言語、生活習慣の異なる外国人が、発災時に迅速、的確な行動がとれるよう、外国人に配慮した防災環境づくりに努めるとともに、様々な機会に防災対策の周知を図る。

### 第2 要配慮者に係る対策

災害時においては、平常時より在宅保健福祉サービス等の提供を受けている者に加え、災害を契機に新たに要配慮者となる者が発生することが考えられるので、これら要配慮者に対しニーズに合った的確なサービスが提供できるよう以下のとおり対策を講じる。

- (1) 在宅保健福祉サービス利用者、ひとり暮らし老人、障害者、難病患者等の名簿を作成し、居宅に取り残された場合の要配慮者の迅速な発見に努める。
- (2) 要配慮者を発見した場合には、当該要配慮者の同意を得て以下の措置を講じる。
  - ア 避難場所へ移動すること。
  - イ 社会福祉施設等への緊急入所を行うこと。
  - ウ 居宅における生活が可能な場合にあっては、在宅保健福祉サービス等の提供を行うこと。
- (3) 要配慮者に対する保健福祉サービス等の提供を組織的・継続的に開始できるよう、発災後すべての避難場所を対象として、要配慮者の把握調査を開始する。
- (4) 要配慮者に対する避難対策として、福祉避難所を町内に3箇所、町外に1箇所指定しており、今後も社会福祉施設などと協定を締結するなど、福祉避難所の事前指定に努める。
- (5) 要配慮者に対する避難指示等の発令においては、日没等避難完了までの時間帯を考慮する。
- (6) 地域住民等の協力を得て要配慮者を含めた防災訓練を実施する。

### 第3 障害者及び高齢者に係る対策

町は、避難場所や在宅における一般の要配慮者対策に加え、以下のとおり障害者及び高齢者に対し対策を講じていく。

- (1) 被災した障害者及び高齢者の迅速な把握を実施する。
- (2) 被災した障害者及び高齢者に対して、生活必需品や利用可能な施設及びサービスに関する情報等を掲示板、広報誌、パソコン、ファクシミリ等を活用し提供する。  
また、これらの情報提供について、新聞、ラジオ、テレビ等のマスメディアの活用を図る。
- (3) 避難場所において、被災した障害者及び高齢者の生活に必要な車椅子、障害者用携帯便器、おむつ等の物資やガイドヘルパー、手話通訳者等のニーズを把握するための相談体制を整備すると共に在宅の障害者及び高齢者の訪問相談を実施する。
- (4) 被災した障害者及び高齢者の生活確保に必要な車椅子、障害者用携帯便器、おむつ

等の物資やガイドヘルパー、手話通訳者等の人材について迅速に確保する。

- (5) 関係業界、団体、社会福祉施設等を通じ、供出の協力要請を行う等必要物資の確保を図る。
- (6) 避難場所や在宅における障害者及び高齢者に対するニーズ調査を行い、ホームヘルパーの派遣や施設への緊急入所等必要な措置を講じる。
- (7) 障害者及び高齢者の健康管理には特に留意することとし、府と連携し第3章8節第9の避難者健康対策により対策を講じる。

## 第4 児童に係る対策

### 1 要保護児童の把握等

町は、災害時に次のとおり被災による孤児、遺児等の要保護児童の発見、把握及び配慮の措置を講じる。

- (1) 避難場所の責任者等を通じ、被災による孤児、遺児及び保護者の負傷等により発生する要保護児童の実態を把握する。
- (2) 住民基本台帳等による犠牲者の確認及び住民からの通報等を活用し、孤児、遺児を速やかに発見するとともにその実態把握を行う。
- (3) 発災時において孤児、遺児等保護を必要とする児童を発見した場合には、親族による受入れの可能性を探るとともに、養護施設等児童福祉施設への受入れや里親への委託等の保護を行う。

### 2 育児用品の確保

町は、京都府、関係業界と連携して、哺乳びん、粉ミルク、ポット、紙おむつ、幼児用肌着等の育児用品の必要量の確保を図る。

### 3 児童の保護等のための情報伝達

町は、住民に対し、掲示板、広報誌、パソコン等の活用や報道機関の協力により、要保護児童を発見した際の保護及び児童相談所等に対する通報への協力を呼びかけるとともに、育児用品の供給状況、利用可能な児童福祉サービスの状況、児童福祉施設の被災状況及び復旧状況等について的確な情報を提供できるよう必要な措置を講じる。

## 第5 外国人に係る対策

町は、災害時の行動に支障を生じることの多い外国人を、地域全体で支援するシステムや救助体制の整備を推進する。

- 1 町広報誌への外国語による防災啓発記事の掲載や外国語の防災啓発パンフレットの作成・配布など多言語による防災知識の普及に努める。
- 2 広域避難場所等の災害に関する表示板の多言語化やシンボルマークの活用など図式化を進める。
- 3 防災訓練等への外国人住民の参加を促進する。
- 4 通訳・翻訳ボランティアの事前登録等により、災害時の活動体制の整備に努める。

## 第6 妊婦に係る対策

- 1 妊婦に健康管理には特に留意することとし、町は府と連携し、第3章8節第9の避難者健康対策により対策を講じる。
- 2 助産を実施する場合は、第3章第13節の医療助産計画により対策を講じる。

## 第7 久御山町避難行動要支援者避難支援計画

避難行動要支援者の自助及び当該避難行動要支援者が居住する地域（近隣）の共助（支え合い）を基本として、避難行動要支援者への情報伝達体制や避難支援体制などを定めることにより、避難行動要支援者の安全・安心体制を強化することを目的に、本計画を策定し、その運用を図る。

なお、計画の全文は、資料編112頁～115頁に掲載。

## 第 11 節 行政機能維持対策計画

### 第 1 業務継続性の確保

災害発生時の災害応急対策等の実施や優先度の高い通常業務の継続のため、災害時に必要となる人員や資機材等を必要な場所に的確に投入するための事前の準備体制と事後の対応力の強化を図る必要があることから、業務継続計画の策定などにより、業務継続性の確保を図るものとする。また、実効性ある業務継続体制を確保するため、必要な資源の継続的な確保、定期的な教育・訓練・点検等の実施、訓練等を通じた経験の蓄積や状況の変化等に応じた体制の見直し、計画の改訂などを行うものとする。

### 第 2 各種データの整備保全

災害復旧・復興への備え復興の円滑化のため、あらかじめ各種データの総合的な保全（戸籍、住民基本台帳、地籍、建築物、権利関係、施設、地下埋設物等情報及び測量図面、情報図面等データの整備保存並びにバックアップ体制の整備）について整備しておくものとする。

## 第12節 ボランティアの育成・整備計画

### 第1 計画の方針

大規模な災害が発生すると、被災地内では多くの住民が自力での生活維持が困難になる。

町や防災関係機関は救援・復旧にあたるが、被災住民の多様な個別ニーズに対応することは困難である。こうした状況下で、被災住民の自立を支援する多様なボランティア（以下「災害ボランティア」という。）活動は極めて大きな力になる。災害ボランティアの活動が円滑で効果的に行われるため、平當時からの人材の育成と環境整備を図る。

### 第2 災害ボランティアの育成・整備

町は、災害時のボランティア活動が、専門的な分野から生活全般に関する支援まで多岐にわたることから、久御山町社会福祉協議会と連携して以下のとおり対策を講じる。

- (1) 災害ボランティアの育成を図るため、関係機関と連携して、災害時のボランティア活動に関する情報の提供を行うとともに、防災知識や応急救護等に係る各種研修を計画する。
- (2) 災害時において、効果的なボランティア活動を支援するため、久御山町社会福祉協議会など関係機関と連携体制を強化するとともに、活動拠点の整備を図る。
- (3) 災害時のボランティアの受け入れ体制について、久御山町社会福祉協議会と連携して必要な措置を講じる。
- (4) 医療等の専門ボランティアについては、登録制の導入を進める。
- (5) 生活全般に関するボランティアについては、災害発生時に登録受付を行い、被災地の受け入れ希望との整合性を図る。

### 第3 ボランティア支援体制の確立

- (1) 町は、日頃から久御山町社会福祉協議会等と連携を密にしながら、発災時には速やかにボランティア活動の現地本部及び救援本部を設置できるよう体制を確立するとともに、具体的な支援の内容や指示等について対応マニュアルの整備を図る。
- (2) 災害時にボランティアの能力が十分に發揮されるよう、日頃から自主防災組織等にボランティア活動に対する理解や協力が得られるよう要請する。

## 第13節 飲料水、食料等の確保計画

### 第1 計画の方針

災害時には、水道施設の被害及び社会的混乱により、日常生活に不可欠な飲料水、食料等の確保が困難になり、また、医薬品や救護用資材に対する緊急の需要も高まると予想される。

したがって、平時より災害時に備え京都府と適宜分担しつつ、飲料水、食料、生活必需品、医薬品等の確保に努めるものとする。

また、地域の実情を考慮するとともに、男女、性的マイノリティなど多様な性や要配慮者等のニーズの違いに配慮するものとする。

### 第2 飲料水給水体制の整備

#### 1 給水車等の給水体制の整備

給水車、予備タンク及び水道の応急復旧工事に必要な資機材の整備を図り、災害時に速やかに飲料水を供給できるよう必要な措置を講じる。

#### 2 給水用資機材等の整備

##### (1) 給水用資機材の整備

給水タンク車から被災者へ給水するための、貯水タンク、ポリタンク、飲料水袋等の備蓄を計画的に推進していく。更に、災害発生時には、日本水道協会京都府支部との覚書や久御山町上下水道事業者組合との協定に基づき、資機材の調達を行う。

また、消火栓に接続する給水器具の確保について検討していく。

##### (2) 耐震性貯水槽の整備

給水用資機材の整備とともに、町内各地域に耐震性貯水槽の設置を検討する。

#### 3 協力体制の整備

##### (1) 自主防災組織、事業所防災組織、消防団等に対して、日頃から飲料水の貯水に関する啓発を行うとともに、災害時において給水活動の協力が得られるよう要請していく。

##### (2) 日本水道協会京都府支部、久御山町上下水道事業者組合等や市町村間の相互応援協定で、災害時の応急給水並びに給水用資機材の総合支援ができるよう検討していく。

### 第3 生活用水の確保

#### 1 町の対策

##### (1) 水道基幹施設、地下埋設管の耐震化

##### (2) 応急復旧資材の備蓄

##### (3) 給水タンク、トラック、ろ水機等応急給水機材を整備するとともに、小・中学校等プールの水の活用を図る。

##### (4) 自治会及び自主防災組織に対し貯水や応急給水について指導を行う。

##### (5) 日本水道協会京都府支部、久御山町上下水道事業者組合等との協力体制を確立する。

##### (6) 飲料水の計画的な備蓄を行う。

#### 2 住民の対策

##### (1) 家庭における貯水

ア 貯水すべき水量は、一人1日3リットルを基準とし、世帯人数の3日分を目標とする。

- イ 貯水する水は水道水等衛生的な水を用いる。
- ウ 貯水に用いる容器は衛生上安全性が高く、地震動により水漏れ、破損しないものとする。

## 第4 食料及び生活必需品の確保

### 1 食料品の確保

米、乾パン等災害時に必要な食料（以下「緊急食料」という。）について、次のとおり整備を図る。

- (1) 地域内の緊急食料として調達できる在庫量を調査する。
- (2) 地域内の緊急食料の調達及び配布計画を策定する。
- (3) 物資の備蓄場所、避難場所の位置並びに府及び近隣市町村等からの物資受入れ輸送経路を考慮し、食料の集積場所を準備する。
- (4) 給食計画を策定する。
- (5) 家庭で3日分程度の最低生活ができる食料を備蓄するよう指導する。

### 2 緊急食料の調達配分の具体的方針

- (1) 被災者の最低生活を維持するための食料確保に努める。
- (2) 協力店制度の確立を検討していく。
- (3) 食料の配分は、各地域の被害状況に応じ原則として避難所単位に実施する。
- (4) 「拠点炊き出し」方式とし、自主防災組織等と協力のうえ実施し学校給食設備等を活用する。
- (5) 町内製造業者、卸・小売業者等の流通可能在庫調査の結果に基づき必要時に町内業者の流通在庫から調達するが、なお不足する場合は、京都府と協議し、府内から調達する。

### 3 生活必需品等の確保

災害時における被服、寝具、その他の生活必需品等非常時に必要な物資（以下「緊急物資」という。）について次のとおり整備を図る。

- (1) 緊急物資の流通在庫量を調査する。
- (2) 緊急物資の調達及び配分計画を策定する。
- (3) 緊急物資集積場所の確保を図る。
- (4) 家庭で一週間程度の最低生活を確保できる緊急物資の備蓄及び非常持出品の準備を推進する。
- (5) 住民個々の非常持出品のほか、自主防災組織活動に必要な担架、医薬品、拡声機、通信機器等を自主防災組織、自治会等で共同備蓄を促進する。

## 第5 医薬品及び救護用資機材の確保

大災害発生時には、数多くの応急救護所及び医療機関において同時に医療活動が実施されることが予想されるため、医薬品及び救護用資機材の確保・整備を平常時から推進していく。

- (1) 医薬品及び救護用資機材の常時必要数量を確保する。
- (2) 医薬品及び救護用資機材の業者との緊急時の物資供給について、協定締結を推進する。
- (3) 自治会、自主防災組織等に対する救護用資機材の貸与等の推進を図る。

## 第6 防災倉庫及び備蓄品の整備

### 1 防災備蓄倉庫の整備

本町の防災備蓄倉庫は、本庁舎の他に中学校、小学校等を活用しているが、今後とも計画的に整備推進する。

### 2 備蓄品の整備

災害に備えて次のとおり備蓄品の整備に努める。

- (1) 災害に備えて緊急用食料、生活必需品、資機材等の備蓄を図る。
- (2) 備蓄物資のうち、耐用年数、消費期限のあるものは隨時入替えを行う。
- (3) 災害が発生した場合、災害応急対策、災害復旧に使用できるよう常時点検・整備を実施する。

## 第7 住民に対する指導

平常時から広報誌等を通じて住民に対し、家庭における貯水、緊急食料、物資の備蓄、非常持出品等の準備を指導し災害時に備える。

## 第14節 広域応援体制の整備計画

### 第1 計画の方針

発災時における人的、物的資源を確保するため、京都府や自衛隊と連携するとともに相互応援協定を締結している自治体及び民間関係機関等と応援内容や医薬品、食料、生活必需物資等の調達が円滑に行えるように協定内容の充実を進める。

その際、男女、性的マイノリティのニーズの違い等、多様な性のあり方に配慮するよう努めるものとする。

### 第2 応援受入体制の確立

広域応援活動拠点への広域応援部隊の円滑な受入れのための設備の整備を進める。

### 第3 情報の共有化等

京都府及び広域応援部隊、防災関係機関等と情報の共有を図り、また、応急活動用備蓄資機材の配分方法等について効率的に運用できるよう検討する。

### 第4 応援機関との連携の強化

各応援機関等と連携して、図上演習等の実践的訓練を実施するなど関係の強化を図る。

### 第5 ボランティアの受入体制の整備

発災時における国内・外からのボランティアの支援申入れが適切に活かされるよう社会福祉協議会等と協定を締結し、ボランティア運営関係機関、団体と連携の上、マニュアル作りや受入体制等の更なる整備推進を図る。

# 第3章 災害応急対策計画

## 第1節 災害対策本部等運用計画

### 第1 計画の方針

この計画は、久御山町の地域に災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、町がその有する全機能を発揮して迅速的確な防災活動を実施するための体制について定める。

### 第2 災害警戒本部の設置

1 災害警戒本部の設置及び閉鎖については、町長が決定する。

2 災害警戒本部の職員配備体制は、次の基準による。

#### (1) 災害警戒本部第1号配備

気象警報が久御山町に発表され、災害の発生が予想されるとき。

#### (2) 災害警戒本部第2号配備

ア 豪雨等異常な自然現象により、公共施設（主として土木、農林施設）に災害が発生したとき。

イ 台風が近畿地方に接近することが予想されるとき。

#### (3) 職員の配備体制については、第2節動員計画による。

### 第3 災害対策本部が設置された場合においては、災害警戒本部は自動的に閉鎖し、その業務を災害対策本部に引き継ぐものとする。

### 第4 久御山町災害対策本部の設置及び閉鎖の基準

1 災害対策本部設置基準

(1) 暴風雨又は局地的集中豪雨などのため、相当の被害が発生するおそれがあるとき。

(2) 地震又は火災等のため相当の被害が発生したとき。

(3) 特別警報が発表された時（2号動員）

2 災害対策本部閉鎖基準

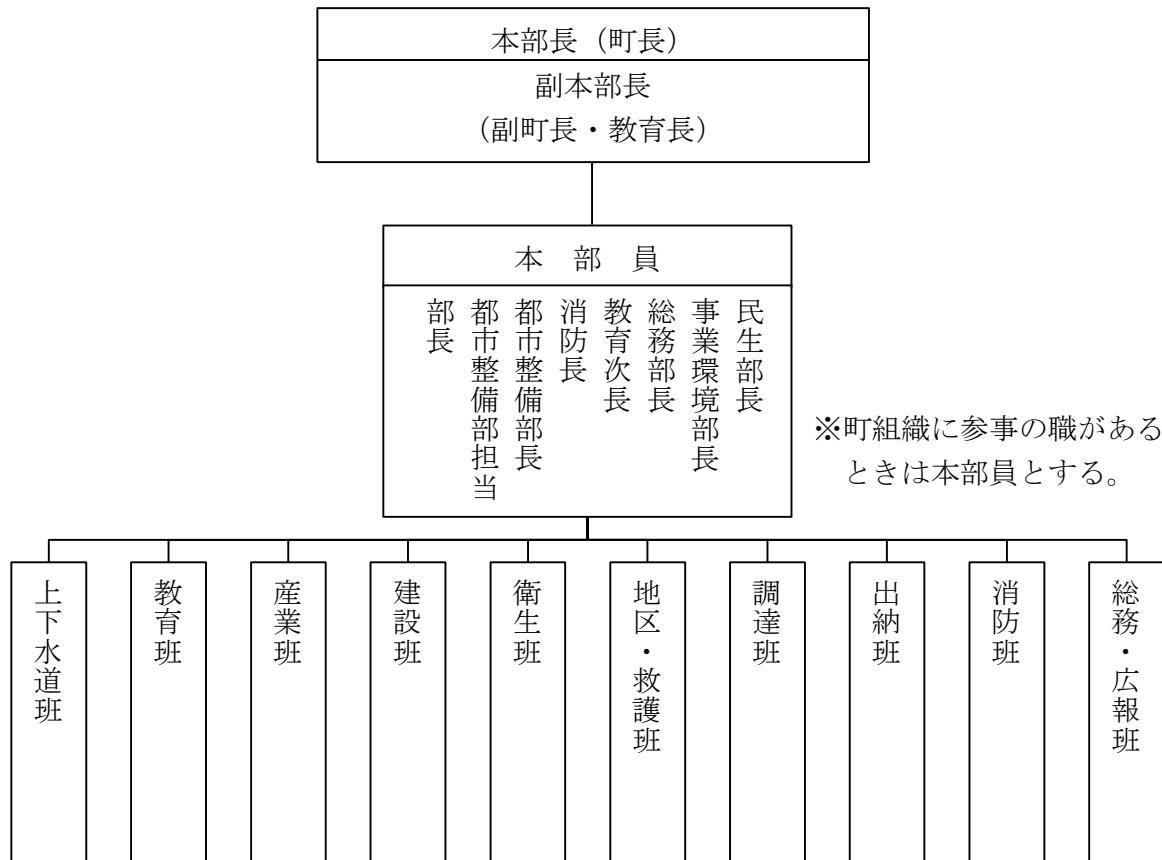
被害が拡大するおそれが解消し、応急対策活動がおおむね終了したとき。

### 第5 久御山町災害対策本部の組織機構及び編成

1 本部の組織編成

(1) 久御山町災害対策本部の組織図は、次のとおりとする。（資料編6頁「久御山町災害対策本部条例」参照）

## 久御山町災害対策本部



※災害対策本部会議には、本部長以下の全本部員及び各班に所属する全課長が出席するものとする。

2 災害対策本部の各班の業務分掌の概要は、次のとおりとする。(資料編58頁～60頁「久御山町地域防災計画風水害対策編担当班（課等）一覧表」参照)

班名（班長名）	担当課等	業務分掌
総務・広報班 (総務課長)	総務課	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 災害対策本部の設置及び閉鎖に関すること。</li> <li>2 災害対策本部会議の運営に関すること。</li> <li>3 各班の業務調整及び本部長の命令並びに災害対策本部会議等の決定事項の伝達及び各班の業務の調整に関すること。</li> <li>4 災害対策本部要員の動員に関すること。</li> <li>5 労働力の確保に関すること。</li> <li>6 被害状況の総括及び情報資料等の収集、整理に関すること。</li> <li>7 京都府災害対策本部その他関係機関に対する連絡及び要請に関すること。</li> <li>8 災害記録の編さんに関すること。</li> <li>9 報道機関への広報活動に関すること。</li> <li>10 各種陳情の応接及び被災地の慰問に関すること。</li> </ol>

班名（班長名）	担当課等	業務分掌
		11 災害地調査班の編成及び災害地からの情報の確保に関すること。 12 警備活動等に関すること。 13 気象情報の受信及び伝達に関すること。 14 その他他の班に属さないこと。
	企画財政課	1 自治会との連絡調整に関すること。 2 一般住民からの問合せ等の対応に関すること。 3 一般住民への広報活動に関すること。 4 庁舎の維持管理に関すること。 5 災害予算等町財政に関すること。
	議会事務局	1 町議会との連携に関すること。
消防班 (次長)	消防本部	1 消防機関活動の把握及び指示に関すること。
	総務課	2 救助活動に関すること。
	予防課	3 住宅等の危険箇所の把握に関すること。
	警防課	4 救助用舟車の確保に関すること。 5 危険物の防災対策に関すること。 6 消防機器及び水防資材の整備点検確保に関するこ と。 7 災害地における応急対策の指導に関すること。 8 消防、水防業務に必要な情報の収集及び総務・広報 班との連絡調整に関すること。
出納班 (会計課長)	会計課	1 災害関係費支出の審査及び支払いに関すること。 2 応急庁用必需物品の管理保管に関すること。 3 出納についての総務・広報班との連絡調整に関する こと。
調達班 (税務課長)	税務課	1 人及び住宅等の被害調査に関すること。 2 災証明の発行に関すること。 3 応急資材及び救助物資の調達に関すること。 4 炊出し及び炊出し場所の確保に関すること。 5 調達についての総務・広報班との連絡調整に関する こと。
地区・救護班 (福祉課長)	福祉課 住民課 戸籍住民係	1 行方不明者等の捜索に関すること。 2 災害救助法の運用に関すること。 3 避難場所の開設・運営・維持管理、安置所及び埋葬 に関すること。 4 救助物資の配分に関すること。 5 救護資金等の貸し付けに関すること。 6 社会福祉施設の被害状況調査及び復旧対策に関する こと。 7 地区・救護に関する情報の収集及び総務・広報班と の連絡調整に関すること。

班名（班長名）	担当課等	業務分掌
	国保健康課 子育て支援課 (保健師)	1 避難場所の開設・運営・維持管理に関すること。 2 医療救護及び感染症、食品衛生監視に関すること。 3 共同募金会、日本赤十字社京都府支部及び関係医療機関との連絡調整に関すること。 4 り災児童等の応急救護に関すること。
衛生班 (住民課長)	住民課 生活衛生係 産業・環境政策課 環境企画係	1 ごみ及び災害廃棄物の処理に関すること。 2 し尿の処理に関すること。 3 衛生業務に必要な情報の収集及び総務・広報班との連絡調整に関すること。
建設班 (建設課長)	建設課	1 道路、橋梁、河川等土木施設の被害状況の調査に関すること。 2 道路、橋梁、河川等土木施設の応急復旧に関すること。 3 危険な河川、橋梁等の調査・把握に関すること。 4 警備活動に関すること。 5 住宅応急、障害物除去に関すること。 6 道路、橋梁、河川等土木施設に必要な情報の収集及び総務・広報班との連絡調整に関すること。
	新市街地整備課	1 交通情報の調査及び収集に関すること。 2 道路、橋梁、河川等土木施設の被害状況の調査に関すること。
産業班 (産業・環境政策課長)	産業・環境政策課（環境企画係を除く）	1 農林関係被害状況調査に関すること。 2 食料供給に関すること。 3 農作物及び農機具等の応急対策並びに肥料農薬等、生産資材の確保に関すること。 4 家畜の待避に関すること。 5 農地及び農林施設の応急復旧に関すること。 6 労働力の確保に関すること。 7 障害物除去に関すること。 8 農林商工関係業務に必要な情報の収集並びに被害調査及び総務・広報班との連絡調整に関すること。

班名（班長名）	担当課等	業務分掌
教育班 (学校教育課長)	学校教育課	1 休校、登下校の措置に関すること。 2 り災児童生徒等の応急援護に関すること。 3 学校教育施設の管理、設備の被害状況調査及び復旧対策に関すること。 4 災害地における児童生徒等の応急教育に関すること。 5 こども園、小・中学校の管理に関すること。 6 教育業務に必要な情報の収集及び総務・広報班との連絡調整に関すること。 7 こども園の休園、開園の措置に関すること。 8 炊き出しに関すること。
		1 文化財及び文化・スポーツ施設等の管理、設備の被害状況調査及び復旧対策に関すること。 2 仲よし学級の児童の安全確保に関すること。 3 仲よし学級に係る施設の被害状況調査及び復旧対策に関すること。
		1 教育業務に必要な情報の収集及び総務・広報班との連絡調整に関すること。 2 り災児童生徒等の応急援護に関すること。
上下水道班 (上下水道課長)	上下水道課	1 応急復旧資材の整備点検確保に関すること。 2 上下水道施設及び設備の被害状況調査並びに応急復旧に関すること。 3 飲料水の供給確保に関すること。 4 上下水道業務に必要な情報の収集及び総務・広報班との連絡調整に関すること。

※他班への応援等について、状況に応じて臨機に対応するものとする。

## 第6 関係協力機関

災害の状況に応じ災害対策本部長が連絡し、又は協力を要請する機関及びその内容は、次のとおりとする。(資料編66頁「関係協力機関連絡・要請系統図」・67頁～68頁「関係協力機関調書」参照)

関係協力機関	連絡及び要請する事項
京都地方気象台	気象及び予報警報
国土交通省近畿地方整備局淀川河川事務所 ・淀川ダム統合管理事務所 水資源機構 ・木津川ダム総合管理所	淀川及び木津川の河川情報
府 災 害 対 策 本 部	山城広域振興局 災害救助法の発動要請、自衛隊の派遣要請、避難指示の報告、被害状況等の報告、応急救助
	宇治警察署 伏見警察署 犯罪の予防、交通の規制その他社会秩序の維持 設備又は物件の除去
	山城北土木事務所 道路及び河川の情報、水防並びに公共土木施設の応急復旧及び点検
	山城北保健所 医療救護、防疫、飲用水及び有害物質対策
	山城教育局 教育施設の応急対策、児童生徒の応急教育、教科書の調達
淀川・木津川水防事務組合 淀川右岸水防事務組合	災害予防並びに復旧資材の整備点検、水防活動
陸上自衛隊大久保駐屯地 第102施設器材隊	被災害地域の復旧、被災者の救出物資の輸送
関西電力株式会社 関西電力送配電株式会社	電力施設の復旧
西日本高速道路株式会社 関西支社 茨木管理事務所	高速道路の保全 高速道路の応急対策及び災害復旧
西日本電信電話株式会社 京都支店	電信電話施設の復旧
大阪ガスネットワーク株式会社 京滋事業部	ガス施設の復旧
日本放送協会京都放送局 株式会社京都放送 エフエム宇治放送株式会社	災害情報、職員動員、救助状況及び一般住民に対する周知
久御山町社会福祉協議会	災害時のボランティアの受け入れ事務及びボランティア活動の調整・支援
日本赤十字社 京都府支部	日赤救護班の派遣、義援金品の募集、配分及び奉仕活動
その他の機関	そのつど必要な事項

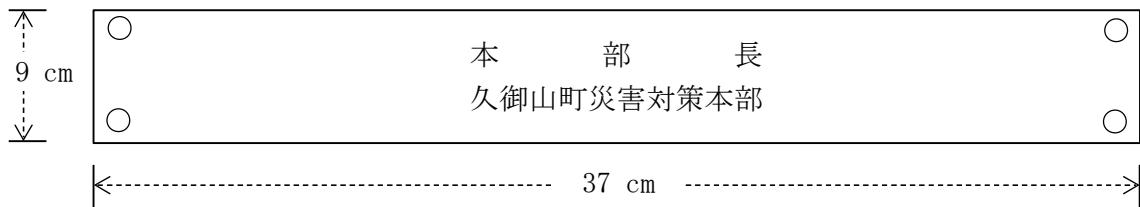
## 第7 災害対策本部の標識等

災害対策本部が設置され災害応急対策の業務に従事する場合は、次の腕章及び標識をつける。

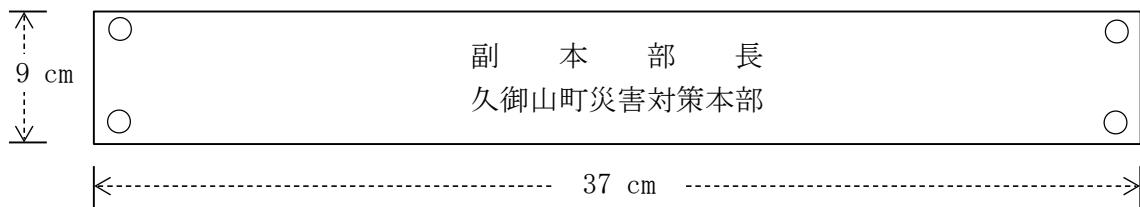
なお、水防作業に従事する場合は水防計画で別に定める。

### 1 腕章（黄地に黒文字）

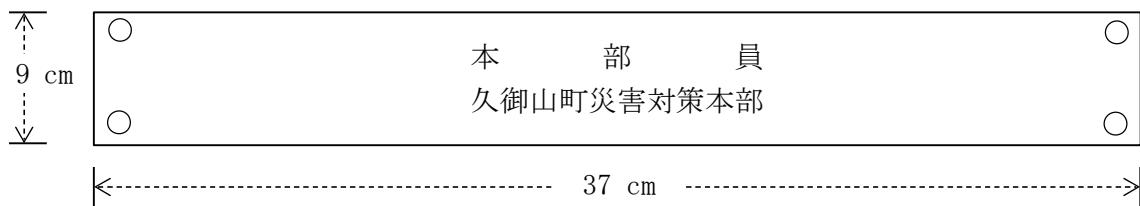
#### （1）本部長が着用する腕章



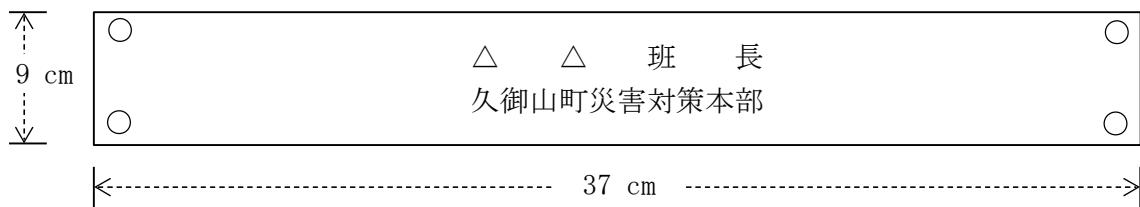
#### （2）副本部長が着用する腕章



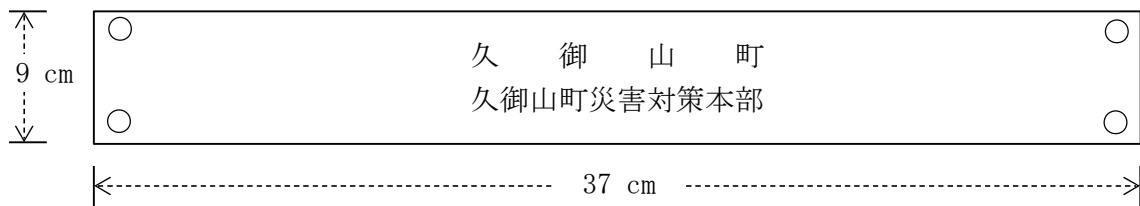
#### （3）本部員が着用する腕章



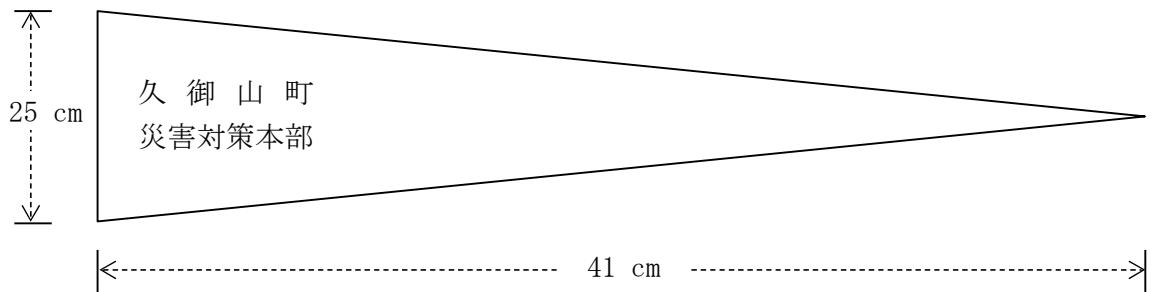
#### （4）班長が着用する腕章



#### （5）班員が着用する腕章



## 2 自動車用標識（赤地に白文字）



## 第8 他の機関の活動体制

### 1 指定公共機関

町管内に災害が発生し、又は発生するおそれがある場合は、法令防災業務計画及び町防災計画の定めるところにより、その所掌事務にかかる災害及び災害応急対策を迅速に実施するとともに、町が実施する災害応急対策が的確かつ円滑に行われるよう、必要な施策を構じるための必要な組織、運営等についてあらかじめ定めておく。

### 2 町の区域内の公共団体、防災上重要な施設の管理者等

町の地域に災害が発生し、又は発生するおそれがある場合は、法令、町防災計画の定めるところにより災害の予防及び災害応急対策を実施する。

## 第2節 動員計画

### 第1 計画の方針

この計画は、町の地域に災害が発生し、又は発生するおそれがある場合における本部要員等の動員について、その要領を定める。

### 第2 災害警戒本部を設置した場合における要員の動員は次によるものとする。

課名 配備	総務課	建設課 新市街地整備課	産業・環境 政策課	消防本部
予備配備	2名	0名	0名	0名
第1号配備	4名	6名	2名	消防動員計画による
第2号配備	6名	10名	4名	消防動員計画による

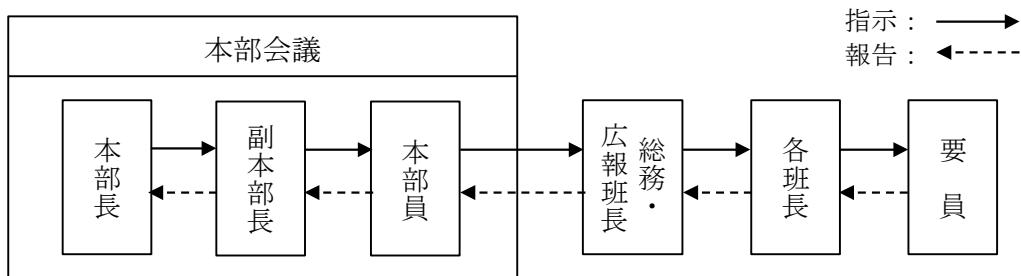
※ただし、本部設置までの間、予備配備体制をとり、情報収集にあたり、その結果、本部長は総合的な応急対策の必要があると認めたときは、必要な活動体制を発令し、職員を配備する。

### 第3 災害対策本部の動員

災害対策本部の動員は、別表に定める4段階による動員とし、災害対策本部長の指令に基づき実施するものとする。

### 第4 動員の要領

#### 1 本部要員に対する伝達系統



#### 2 動員の方法

- (1) 動員の伝達は、災害対策本部長指令により電話又は連絡員等により1の系統により行う。
- (2) 勤務時間外における伝達は、電話又は連絡員により行う。

#### 3 消防機関の動員

消防機関の動員については、別に定める消防計画による。

- (1) 応急要請の協議応急救助実施について京都府及び他市町村に応援を求める必要が生じた場合は、災害対策本部長は、直ちに本部会議を招集し、応援要請について協議し決定する。

ただし、事態が急迫している場合は、直接本部長が決定する。

(2) 要請及び報告

災害対策本部長が応援要請を決定した場合は、要請先に対し自衛隊災害派遣要請に準じて要請を行うとともに、京都府災害対策本部に対しこの旨報告する。

(3) 応援隊との連絡

応援隊の活動についての連絡は、直接関係のある班長があたり、応援の状況を把握して災害対策本部長に報告する。

別表

久御山町災害対策本部要員動員計画表

次に掲げる計画は標準動員とし、この適用については本部長がその都度指示する。

動員の種類	状況	配置人員の基準	備考
第1号動員	暴風雨又は局地的集中豪雨などのため相当の被害が発生するおそれがある場合	総務・広報班 15人以内 建設班 10人以内 <u>教育班 5人以内 (地区・救護班 ～応援協力3人)</u> 地区・救護班 15人以内 <u>衛生班 2人以内 (地区・救護班 ～応援協力1人)</u> 上下水道班 6人以内 産業班 5人以内 消防班消防動員計画	他の本部要員は待機 (時間外は自宅待機)
第2号動員	局地的に相当規模の被害が発生したとき又は発生するおそれがある場合、もしくは特別警報が発表されたとき	各班とも職員の2／4以内 ただし、教育班については、7人以内とする。 (人数について、第1号動員以上とする。)	
第3号動員	町内過半数におよぶ地域で被害が発生したとき又は発生するおそれがある場合	各班とも職員の3／4以内 ただし、教育班については、20人以内とする。 (人数について、第2号動員以上とする。)	
第4号動員	町内全域に被害があるとき又は局地的に大規模な被害が発生したとき若しくは発生するおそれがある場合	全職員	

(注) 第1号動員をはじめ、出動する本部要員については、各班にてあらかじめ定めておくものとする。

消防班にあって1号動員、2号動員、3号動員、4号動員の配置人員は、消防本部及び消防署非常時召集動員計画の人数とする。

## 第3節 通信情報計画

### 第1 計画の方針

この計画は、災害時における災害情報及び被害状況の収集報告等を迅速かつ円滑に行うためその要領を定めるとともに、非常の際における通信連絡の確保等について定める。

#### 1 災害時における通信系統

#### 2 災害情報及び被害報告の要領

(1) 災害時における情報及び被害状況の収集、報告の要領は次に定めるところにより実施する。

ただし、町の被害が甚大で町において被害調査が実施できないとき、又は調査に技術を要するため町が単独ではできないときは、京都府山城広域災害対策支部等に応援を求め行うものとする。(資料編69頁「被災市町村長からの災害情報等の伝達系統」参照)

(2) 被害状況の調査にあたっては、関係機関相互の連絡を密にし、重複脱ろう等のないよう十分留意し、異なった被害状況等は調査し調整するものとする。

#### 3 災害情報報告要領

##### (1) 総括

この要領は町内に被害が発生し、又はそのおそれがある場合に、その状況を速やかに災害対策本部に報告すること等の必要な事項を定めるものとする。

##### (2) 報告の内容

ア 被害の概要

イ 避難命令、指示の状況

ウ 消防活動の状況

エ 応援要請状況

オ 要員及び職員派遣状況

カ 応急処置の概要

キ 救助活動の状況

ク 要望事項

ケ その他の状況

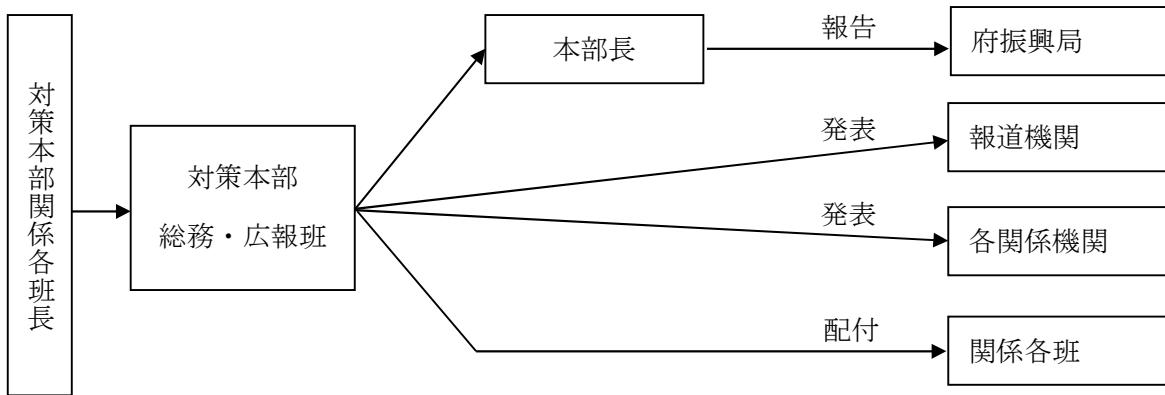
##### (3) 報告の概要

(2) に掲げる事項が発生次第、そのつど「災害状況即報」(資料編38頁参照)により報告すること。

##### (4) 報告の処理概要

ア 関係各班長は、総務・広報班を経由して本部長に報告すること。

イ アの報告に基づき災害対策本部は、次の要領により報告を処理すること。



### (5) 報告上の注意事項

速報にあたっては、当該様式の記載事項について要領よく、かつ明確に報告し、受信員の復唱をまつて通信を終わる。

## 4 被害状況報告要領

### (1) 総括

この要領は、各班長が町内に被害が発生したとき、又はそのおそれがある場合に、その状況を速やかに災害対策本部に報告するとともに、引き続き被害が確定するまで報告すること等の必要な事項を定めるものとする。

### (2) 報告の種類

- ア 災害概況即報
- イ 被害状況報告
- ウ 被害確定報告

### (3) 報告の内容と時期

#### ア 災害概況即報

初期的段階で被害の有無及び程度の全般的概況について報告するものとし、正確度よりも迅速を主とすることが望ましく、「災害概況即報」（資料編39頁参照）により行うものとする。

#### イ 被害状況報告

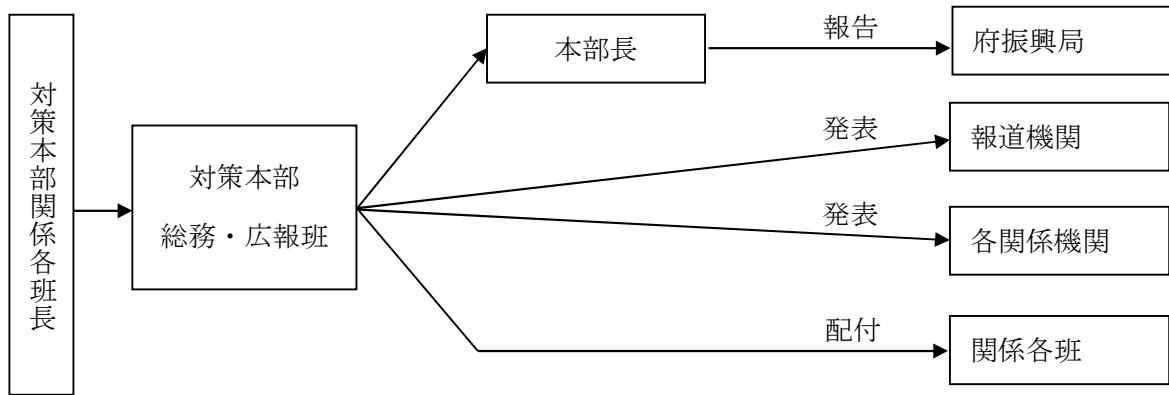
災害概況即報後、被害状況がある程度まとまった段階において、逐次「被害状況報告」（資料編40頁～41頁参照）により報告すること。

#### ウ 被害確定報告

被害の拡大のおそれがなく、被害が確定した後の報告は、「被害状況報告」（資料編40頁～41頁参照）により最終の報告をすること。ただし、総務・広報班が必要と認める場合は、その指示に従って報告すること。

### (4) 報告の処理概要

- ア 関係各班長は、総務・広報班を経由して本部長に報告すること。
- イ アの報告に基づき、災害対策本部は次の要領により報告を処理すること。



### (5) 報告上の注意事項

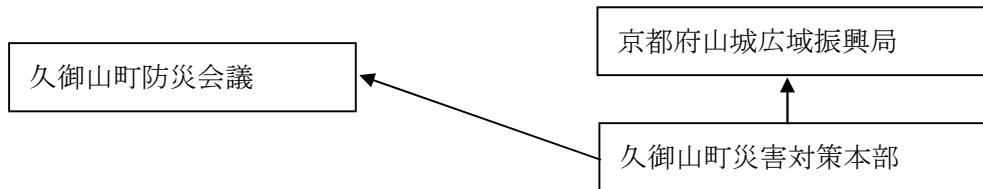
- ア 速報にあたっては、当該様式の記載事項の符号を順に追い要領よくかつ明確に報告し、受信者の復唱をまつて通信を終わること。
- イ 被害状況報告の単位については、誤りのないよう十分留意すること。
- ウ 被害状況の写真による報告は、最も迅速な便をもつて報告すること。

### 5 水防情報等報告

水防に関する情報等の報告要領は水防計画に定めるところによる。

### 6 被害状況等の報告系統

被害状況等の一般的な報告の系統はおおむね次のとおりとする。



### 7 夜間における初期の防災業務

夜間において町長が、その必要を認めて職員が登庁するまでの間における、各種注意報等の伝達、気象状況等の把握又は被害状況の収集等と、関係者に対する連絡については宿直員がこれにあたるものとする。

### 8 災害時に使用する用語及び被害程度の認定基準

災害時に使用する用語及び災害により被害を受けた人的、物的の被害程度の認定基準は、「被害程度の認定基準」(資料編75頁～77頁参照)のとおりである。

### 9 通信途絶時における措置

公衆電話通信施設(資料編70頁～74頁「災害対策用電話等番号簿」参照)で連絡不能の場合は、消防及び警察の通信施設又はその他の機関の通信施設を利用する等、最も迅速に連絡できる方法により実施するものとする。ただし、いかなる通信施設においても、連絡不能の場合は、災害対策本部からの連絡員の急派により、連絡の確保に務めるものとする。したがって、関係各班においては、これらの措置を効果的に実施するため、あらかじめ具体的計画を樹立しておくものとする。

## 第4節 災害広報計画

### 第1 計画の方針

この計画は、災害時において一般住民及び報道関係者等に対し、被害状況、応急対策及び応急復旧等に関する情報を、迅速かつ的確に周知し、人心の安定と社会秩序の維持を図る。

### 第2 報道機関に対する発表

総務・広報班長は、広報資料をとりまとめ、報道機関に発表する。

なお、発表の内容は、おおむね次の事項とする。

- 1 災害の種別
- 2 発生日時及び場所
- 3 被害の状況
- 4 応急対策実施状況
- 5 住民に対する避難指示の状況
- 6 一般住民並びに被災者に対する協力及び注意事項

### 第3 関係機関の相互協力

災害の広報にあたって必要があるときは、京都府山城広域災害対策支部その他の関係機関に対し情報の提供を求め、相互に資料の交換を行う。

### 第4 一般住民への広報要領

災害及び対策の状況又は一般住民に協力を要請すべき事項について、次の要領により広報する。

#### 1 災害発生前の広報

災害の規模、動向、今後の予想を検討しこれに対処するため被害の防止等に必要な注意事項をとりまとめ、次の方法のうち最も適切な処置を講ずる。

- (1) 電話により自治会組織等を通じる方法
- (2) 広報車の派遣
- (3) ラジオ放送、テレビ放送による方法
- (4) 広報誌、ビラ、ポスター等の配布
- (5) 電子メール等による方法
- (6) コミュニティFMによる方法
- (7) 同報系防災行政無線による方法

#### 2 被害発生後の広報

被害の推移、避難準備及び避難指示、応急措置の状況が確実にゆきわたるよう広報する。

例えば、電力、電話等の復旧状況、交通機関の運行状況、河川の水防活動、災害救助活動等に重点をおき、人心の安定と事故防止及び激励を含め、沈着な行動を要請する等の事項を「1」に掲げた方法により迅速に行う。

## 第5節 災害救助法の適用計画

### 第1 計画の方針

災害により被害を受けた住民を救済するため、速やかに災害救助法の適用を受けることができるよう必要な措置を定める。

### 第2 災害救助法の適用基準

#### 1 災害救助法の適用

災害救助法の適用基準は、災害救助法施行令第1条第1項第1号から第4号の規定による。

知事が久御山町に災害救助法に基づく救援を行う場合の適用基準は、次のとおりである。

- (1) 町内の滅失世帯数が、50世帯以上であること。
- (2) 京都府の区域内の住家のうち、滅失した世帯数が、2,000世帯以上であって本町の区域内の滅失世帯数が、25世帯以上であること。
- (3) 京都府の区域内で住家の滅失した世帯数が9,000世帯以上であって、本町の区域内の滅失世帯数が多数であること。
- (4) 災害が隔絶した地域に発生したものである等災害にかかった者の救護を著しく困難とする特別の事情がある場合でかつ多数の世帯の住家が滅失したこと。
- (5) 多数の者が生命又は身体に危害を受け、又は受けるおそれが生じた場合であること。

#### 2 被害程度の認定基準

被害程度の認定基準は、「被害程度の認定基準」（資料編75頁～77頁参照）のとおりである。

### 第3 滅失世帯の算定基準等

#### 1 滅失世帯の算定

住家が滅失した世帯の数の算定は、住家の「全壊（全焼・流失）」した世帯を基準とする。

半壊等については、災害救助法施行令第1条第2項の規定により以下のとおりみなし換算を行う。

滅失住家 1世帯	住家被害状況	算定根拠
	全壊（全焼・流失）	1世帯
	半壊（半焼）	2世帯
	床上浸水	3世帯

## 2 住家被害程度の認定

住家の被害程度の認定は、おおむね次のとおりとする。

被害の区分	認定の基準
住家の滅失	住家の損壊、焼失又は流失した部分の床面積が、その住家の延床面積の70%以上に達した程度のもの、又は住家の主要構造部の被害額がその住家の時価50%に達した程度のもの。
住家の半壊半焼等	住家の損壊、焼失もしくは流失した部分の床面積が、その住家の延床面積の20%以上70%未満のもの、又は住家の主要構造部の被害額がその住家の時価20%以上50%未満のもの。
住家の床上浸水土砂の堆積等	上記2点に該当しない場合であって、浸水が住家の床上に達した程度のもの、又は土砂、竹木等の堆積により一時的に居住することができない状態となったもの。

注) 1 「住家」とは、現実に居住のため使用している建物をいう。

ただし、耐火構造のアパート等で居住の用に供している部屋が遮断、独立しており、日常生活に必要な設備を有しているもの等は、それぞれ「1住家」として取り扱う。

2 「世帯」とは、生計を一にしている実際の生活単位をいう。

## 第4 災害救助法の適用手続き

### 1 災害救助法の適用要請

町内の災害が災害救助法の適用基準のいずれかに該当し、又は該当する見込みである場合は、本部長（町長）は、直ちにその旨を知事に報告する。その場合には、次に掲げる事項について、文書にて要請する。

なお、緊急を要する場合は、口頭又は電話等をもって要請することができる。

- (1) 災害発生の日時及び場所
- (2) 災害の原因及び被害
- (3) 適用を要請する理由
- (4) 既にとった救助措置及びとろうとする救助措置
- (5) その他必要な事項

### 2 適用要請の特例

災害の事態が急迫して、知事による救助の実施の決定を待つことができない場合には、本部長（町長）は、災害救助法の規定による救助に着手するとともに、直ちに知事に報告する。

その後の措置に関しては、知事の指揮を受ける。

## 第5 災害救助法による救助の実施者及び内容

災害救助法による救助の実施は知事が行う。ただし、次の各号に掲げる救助については、災害ごとに知事が救助の事務の内容及び期間を町長に通知することにより、町長が救助を実施する。この場合において、町長は速やかに、その内容を詳細に知事に報告する。

- (1) 収容施設（応急仮設住宅を除く。）の供与
- (2) 被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与

- (3) 炊出しその他による食品の給与及び飲料水の供給
- (4) 医療及び助産
- (5) 災害にかかった者の救出
- (6) 災害にかかった住宅の応急修理
- (7) 教科書学用品の給与
- (8) 埋葬
- (9) 死体の搜索及び処理
- (10) 災害によって住居又はその周辺に運ばれた土石、竹木等で日常生活に著しい支障を及ぼしているものの除去

## 第6節 消防計画

### 第1 計画の方針

#### 1 消防の目的

その施設及び人員を利用して、住民の生命、身体及び財産を火災から保護するとともに火災等の災害を防除し、これらの災害による被害を軽減する。

#### 2 火災予防

消防法に定める対象物に対する防火管理制度と、消防用設備の設置並びに久御山町火災予防条例に基づく火災予防の徹底を図る。

実施事項は次のとおりである。

##### (1) 予防査察計画

ア 定期査察

イ 随時査察

防火管理者をおく対象物又はこれに準ずる防火対象物を年間を通じて定期に予防査察を実施し、特に必要と認めた対象物は随時に査察を実施する。

また一般家庭については、随時地域を定めて火の元検査を実施する。

##### (2) 防火管理従事者及び危険物取扱従事者等の研修会

毎年1回以上、防火管理従事者及び危険物取扱従事者等の研修会を実施し、知識の向上を図る。

##### (3) 火災予防の広報活動

広報テーマを定め、広報誌等で火災予防の周知を図るとともに、春秋及び年末年始の火災予防週間に町内全域を広報車又は消防車で巡回広報を行う。

また、異常気象時等においても随時巡回広報活動を実施する。

#### 3 消防施設等整備強化

##### (1) 町勢の変化に即応できる消防機構・防災体制の確立を図る。

##### (2) 広範囲にわたる予防業務及び消防力の充実を期するため、消防職員の資質の向上に努める。

##### (3) 消防ポンプ自動車等、機械力の充実を図る。

##### (4) 火災様相の複雑化に対処するため、化学消火力の強化に努める。

##### (5) 消防水利事情の悪い地域については、消防水利基準に適合するような貯水槽の整備を図る。

##### (6) 消防団小型ポンプ搬送車を計画的に購入し整備を図る。

#### 4 火災情報及び消防団活動状況の収集

##### (1) 毎年消防統計を作成し、特に火災に対する予防、防御の資料とする。

##### (2) 消防情勢の広報に努める。

#### 5 消防部隊編成計画

##### (1) 消防本部（署）の部隊編成

【消防職員】

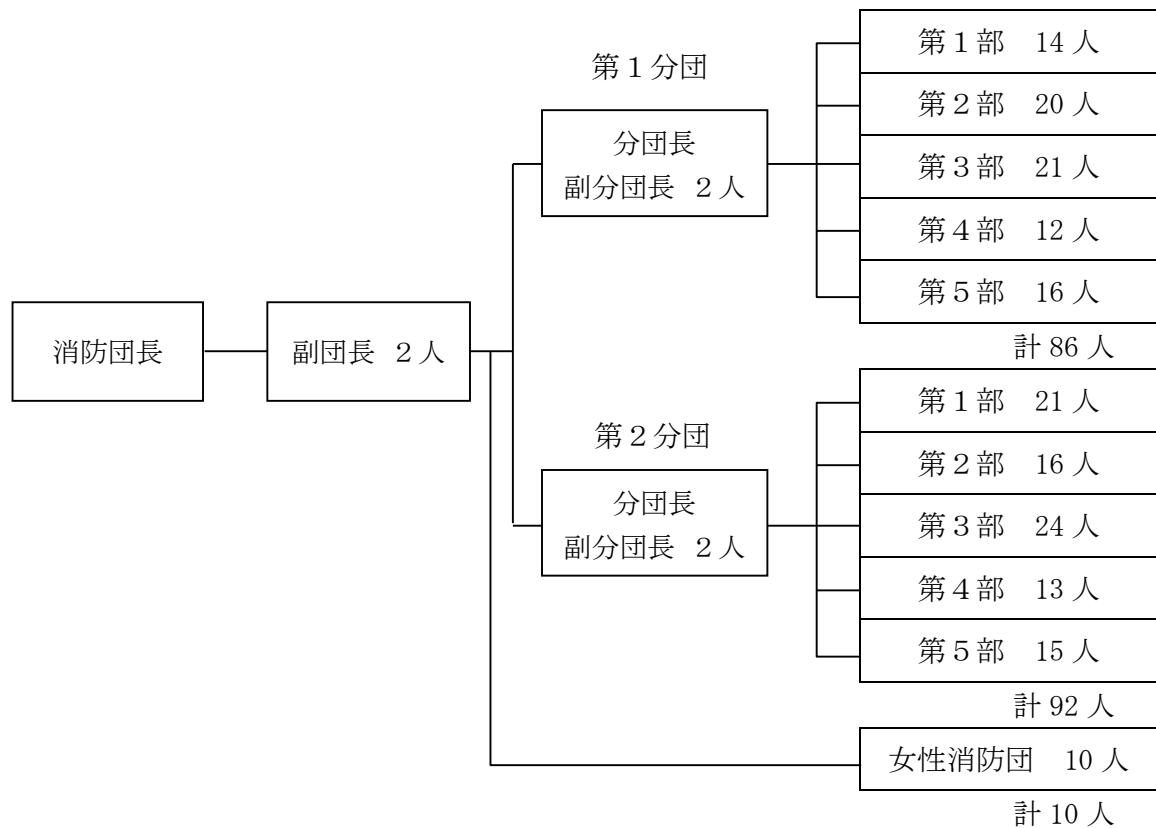
職階区分	消防司令長	消防司令	消防司令補	消防士長	消防副士長	消防士	事務職員	合計
実員	1人	5人	6人	7人	8人	10人	0人	37人

【消防機械】

種別 所属	消防ポンプ		救助工作車	高規格救急自動車 (非常用)	指令車	広報車	資機材搬送車
	消防ポンプ自動車	化学消防ポンプ自動車					
消防署	1台	1台	1台	2 (1) 台	1台	1台	1台

(2) 消防団の部隊編成

消防団員 (191人)



### (3) 消防団消防機械

機械区分 分団部別		小型動力 ポンプ	備 考
第一分団	第1部	1 台	佐古
	第2部	1 台	市田
	第3部	1 台	佐山
	第4部	1 台	栄
	第5部	1 台	林
第二分団	第1部	1 台	北川顔・藤和田・大橋辺
	第2部	2 台	坊之池・野村
	第3部	1 台	東一口・西一口
	第4部	1 台	相島・中島・森
	第5部	1 台	下津屋・田井・島田
計		11 台	

### (4) 消防水利の状況

種別	消火栓	防火水槽		プール	その他	計
		公設・公共	私設			
数	504(293)	69(69)	181(160)	7(7)	16(15)	777(544)

( ) 内は、基準水利

## 6 出動計画

火災出動には消防署、消防団の出動に分ける。

### ア 消防署

消防署の出動区域は久御山町全域とする。

### イ 消防団

(ア) 消防団の出動区域は、各分団の担当区域とする。

(イ) 災害の状況に応じ、他分団区域へ応援出動を行う。

## 7 相互応援計画

火災発生の場合、町は京都府下全域の市町村等との相互応援協定により、消防活動の応急対策を緊密な連携のもとに相互協力し、かつ迅速に実施する。(資料編28頁～31頁「京都府広域消防相互応援協定書」参照)

## 第2 火災・災害等の情報及び報告

火災・災害等が発生した場合、次により調査のうえ、災害対策に必要な情報に意見を添えて府に報告する。なお、この報告をもって、火災・災害等即報要領（昭和59年10月15日消防第267号消防庁長官通知）に定める火災即報とみなすものとする。(資料編124頁～145頁「火災・災害等即報要領」参照)

## 1 調査報告を要する規模

次のいずれかに該当する火災について報告するものとする。

### (1) 一般基準

火災等即報については、原則として次のような人的被害を生じた火災（該当するおそれがある場合を含む）について火災・災害等即報要領第1号様式により報告すること。

ア 死者3人以上が生じたもの

イ 死者及び負傷者の合計が10人以上生じたもの

### (2) 個別基準

次の火災については（1）の一般基準に該当しないものにあっても、それぞれ各項に定める個別基準に該当するもの（該当するおそれがある場合を含む）について報告すること。

ア 建物火災

（ア）特定防火対象物で死者の発生した火災

（イ）国指定重要文化財又は特定違反対象物の火災

（ウ）建物焼損延べ面積3,000平方メートル以上と推定される火災

（エ）損害額1億円以上と推定される火災

イ 航空機火災

ウ その他

以上に掲げるもののほか、特殊な原因による火災、特殊な態様の火災等消防上特に参考となるもの（例示）消火活動を著しく妨げる毒性のガスの放出を伴う火災

### (3) 社会的影響基準

（1）一般基準、（2）個別基準に該当しない火災であっても、報道機関に取り上げられる社会的影響が高いと認められる場合には報告すること

## 第7節 水防計画

### 第1 計画の方針

この計画は、水防体制を強化し、その活動が迅速・的確に実施されるよう必要な事項を定める。

### 第2 計画の内容

#### 1 水防の責任

水防管理者団体たる町及び淀川・木津川水防事務組合、澗川右岸水防事務組合は、水防の第1次の責任者であり、それぞれの団体に属する区域の水防を充分果たさなければならない。

これは水防法に基づき水防組織を整備し、具体的水防活動等水防に関し、これを行う責任を有することである。(資料編7頁～10頁「淀川・木津川水防事務組合規約」・11頁～14頁「澗川右岸水防事務組合規約」参照)

#### 2 水防事情

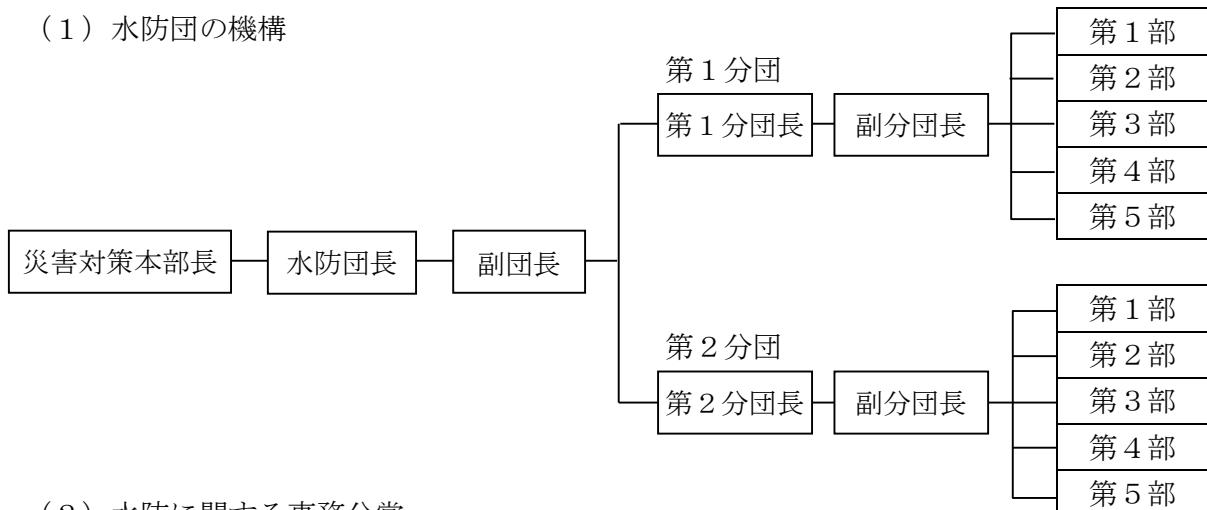
近年、異常ともいわれる豪雨が各地で頻発しており、あらゆる洪水に対して河川整備等だけで対応することは難しい状況もあり、洪水による被害を最小限に抑えるため、水防に課せられた使命は非常に大きく、ハード整備だけでなく、ソフト対策を組み合わせて、水防機関の総力をもって対処し、被害を最小限に軽減し、住民の生命と財産を守ることに努めなければならない。

もとより、これら水防業務は、単に水防機関だけの力だけでは十分とはいはず、住民各自の自主的協力を得て、万全を期さなければならない。

#### 3 水防組織と機構

水防業務を処理する水防団は、久御山町消防団をもってこれにあて、災害対策本部長(久御山町長)が総括する水防団の業務は、各自治会毎に警戒区域を定め、その区域内における水防業務に従事する。ただし、被災地域及び事態の緩急により災害対策本部長が指示した場合は、区域外においても水防業務に従事する。

##### (1) 水防団の機構



##### (2) 水防に関する事務分掌

- ア 危険地域の警戒に関すること。
- イ 河川、その他緊急を要する被害個所の応急復旧に関すること。
- ウ 水害現場活動に関すること。

エ 人命救助及び避難誘導に関すること。

オ その他水防に関すること。

### 第3 平時の巡視

- 1 水防団長は、各部その他地区の責任者に河川について巡視員を定め常に区域内を巡視させ水防上危険な箇所を発見したときは、直ちに町長に通報する。
- 2 橋門等の管理者は、平常監視員を定め常に区域内を巡視させ、水防上危険な箇所を発見したとき若しくはその操作を必要とするときは、直ちに水防団長に通報する。
- 3 水防団長から通報を受けた町長は、これを直ちに京都府山城広域振興局長又は山城北土木事務所長に報告して、必要な措置を求める。

### 第4 警戒体制

#### 1 町の警戒体制

総務課は、次の事項に該当する事態となったときは、情報の収集と関係機関に対する伝達など適切な措置をとる。

- (1) 降雨に関する気象通報等を受けたとき。
- (2) 時間雨量20ミリに達したとき、又は管内の降雨が100ミリに達する程度となったとき。
- (3) 隣接市町から河川が水防団待機（指定）水位を越えるおそれのある旨の通報をうけたとき。
- (4) 河川管理者及び京都府山城北土木事務所から水防に関する通報、指示、警報等があつたとき。
- (5) その他、町長が特に必要と認めたとき。

#### 2 水防団の連絡組織の確立

団長は、町から警戒を要する旨の通報を受けたときは、あらかじめ定めた要員をもって団員への連絡組織を確立し、警戒体制に入る。（資料編83頁～86頁「久御山町消防団（水防団）水防活動実施要領」参照）

#### 3 災害対策本部への移行

町長は、周囲の状況から判断して被害発生のおそれがあると認めたときは、前記の警戒体制を災害対策本部体制に移行する。

#### 4 府災害対策本部山城広域災害対策支部との連絡

災害対策本部長は、府災害対策本部山城広域災害対策支部長と緊密な連絡をとり、収集した情報を報告するとともに、府の災害対策活動状況を把握する。

#### 5 雨量・水位の監視

町では、災害対策警戒本部等の設置、職員の動員、住民避難等のための情報として役立てるため、京都府雨量水位観測システムにより、防災局あてにはインターネットで、一般住民向けにはインターネットで10分毎の観測値を通報されている情報の受信に努める。

#### 6 雨量観測通報

##### (1) 雨量

町内に設けられた雨量計については、大雨に関する注意報又は警報が発表されたときは晴雨にかかわらず3時間ごとの定時0, 3, 6, 9, 12, 15, 18及び21時に観測し通報する。

また、大雨に関する注意報又は警報が発表された総雨量が50ミリ以上のとき及び大雨に関する注意報又は警報が発表されていないとき、総雨量が100ミリを越したときは、毎正時に観測し、直ちに通報する。

#### (2) 通報系統

雨量の観測結果は、総務・広報班から直ちに災害対策本部長に報告するとともに、府災害対策本部山城広域災害対策支部長にも通報する。

#### (3) 資料の相互交換

町の地域以外の雨量については、府災害対策本部山城広域災害対策支部と連絡し、情報の把握に努める。また他市町から照会のあった場合には、その詳細を通報し相互に資料の交換を行う。

### 7 橋門の管理

- (1) 橋門管理者は、あらかじめ監視連絡員を定め、特に雨期前においては施設の点検を厳重に行い、出水時の操作上の支障排除に努めなければならない。
- (2) 橋門管理者は、災害防止上橋門の開閉を行う場合は、水防団員等と連絡を密にし、不測の被害をもたらすことのないよう配慮しなければならない。
- (3) 町内の橋門は次のとおりである。

名称	管理者	備考
城西橋門	城西土地改良区理事長	
下津屋橋門	佐山土地改良区理事長	
佐山橋門	佐山土地改良区理事長	

### 8 現場活動

- (1) 水防に際し堤防が決壊するおそれがあると判断したときは、現場警戒責任者は、河川現場指揮者に通報して危険箇所に対する措置を求めるものとする。
- (2) 河川現場指揮者は、危険箇所拡大防止のため現況に即した水防工法を実施するものとする。
- (3) 現場作業員のみにて事態の收拾が困難と認めた場合は、指揮者は、直ちに災害対策本部に報告するとともに、自衛隊派遣要請の意見を具申するものとする。
- (4) 現場指揮者である水防機関の長等は、その所在を的確にするため昼間、赤色の腕章、夜間は赤灯を用いるものとする。

### 9 警察署との協議

水防上警察署と密接な関係があるので、あらかじめ必要と認められる事項については管轄警察署と協議しておくものとする。

## 第5 水防出動及び作業

### 1 水防団の活動体制

水防団の活動体制は、久御山町消防団（水防団）水防活動実施要領に基づく災害の状況により次の4段階に分け、団員は、団長の命令により所定の行動をとること。

また、淀川水防警報及び古川水防警報が発令された場合にも同水防活動実施要領に基づく出動基準によりその体制を整備する。

体制	状況	連絡
待機	○降雨に関する気象通報が発せられたとき。 ○久御山町災害警戒本部が設置されたとき。	連絡員を本部に詰めさせ、団長はその後の情勢を把握することに努め、また、一般団員は直ちに次の段階に入り得るような状態におくものとする。

警 戒	各河川の水位が水防団待機水位に達しなお上昇のおそれがあり、かつ出動の必要が予測されるとき。	団長以下各指揮者は所定の詰所等に集合し、また資器材の整備点検、作業人員の配備計画等にあたり水防上重要な工作物のある箇所への団員の派遣、水位観測堤防監視等のため一部団員を出動させる。
作 業	各河川の水位が氾濫注意水位に達しなお上昇のおそれがあり、かつ出動の必要が予測されるとき。	団員全員が所定の詰所に集合し、警戒配置につく。
解 除	各河川の水位が氾濫注意水位以下となり水防活動の必要がなくなつたと認められるとき。	団長は水防活動が終了した旨を災害対策本部長に報告して解散する。

## 2 國土交通大臣が行う水防警報

### (1) 対象河川、区域等

河川名	区 域	対象水位観測所					水防警報 発表者
		名称	地 名	位 置	氾濫 注 意 水 位	計画高 水 位	
淀川 幹川	左岸 宇治市金井戸16-5	向島	京都市伏見区向島東詰町	河口より44.90km	2.00	4.11	近畿地方整備局 淀川河川事務所長
	右岸 宇治市槇島町尾山1-2から大阪府境まで	枚方	大阪府枚方市桜町3の32	河口より25.90km	4.50	6.36	
淀川 支川 木津川	左右岸 相楽郡南山城村地内(三重県境)から幹川合流点まで	加茂	京都府木津川市加茂町北船屋	幹川合流点より28.60km	4.50	9.01	近畿地方整備局 淀川河川事務所長
		岩倉	三重県伊賀市岩倉	幹川合流点より57.40km	6.00	10.50	
淀川 支川 桂川	左岸 京都市右京区嵯峨亀ノ尾町無番地 右岸 京都市西京区嵐山元禄山町国有林38林班ル小班地先から幹川合流点まで	桂	京都市西京区桂浅原町	河口より50.40km	3.80	5.06	近畿地方整備局 淀川河川事務所長

### (2) 発表の段階

#### 第1段階 待 機

水防(消防)団体の足留めを行うことを目的とし、主として気象予報に基づいて行う。

#### 第2段階 準 備

水防資機材の点検・水こう門等の開閉準備、水防要員召集準備、巡視、幹部の出動等に対するもので、

主として上流の雨量又は水位に基づいて行う。

#### 第3段階 出 動

水防団員の出動の必要を警告して行うもので、上流の雨量又は水位に基づいて行う。

#### 第4段階 解除

水防活動終了の通知を行う。

#### (3) 発表の時期

地点 段階	淀川		木津川		桂川
	枚方	向島	加茂	岩倉	桂
第1段階待機	水防団待機水位を超過	水防団待機水位を超過(天ヶ瀬ダムの予備放流、後期放流を除く)	水防団待機水位を超過	氾濫注意水位を超す3時間前	水防団待機水位を超過
第2段階準備	氾濫注意水位を超す3時間前	同左 3時間前	同左 3時間前	同左 2時間前	同左 3時間前
第3段階出勤	氾濫注意水位を超す2時間前	同左 2時間前	同左 2時間前	同左 1時間前	同左 2時間前
第4段階解除	水防活動の終わるとき				

#### 3 知事が行う水防警報及び水位情報の通知・周知等

##### (1) 水防警報

水防法第16条の規定により指定した河川において、洪水により相当な損害を生ずるおそれがあると認めたとき、水防警報を発表し、その警報事項等を関係機関に通知する。

###### ア 警報事項等

###### (ア) 警報事項

- a 準備・・・水防資材、器具の整備点検、その他水防活動の準備に対するもの
- b 出動・・・水防団員の出動の必要性を示すもの
- c 解除・・・水防活動の終了を通知するもの

###### (イ) 水防警報の発表時期

水防警報の発表時期は、対象水位観測所の水位に基づき、概ね次の時期に発表する。

河川名	水位観測所	水防警報種別		
		水防警報（準備）	水防警報（出動）	水防警報（解除）
古川	佐古	水防団待機（指定）水位に達したとき	氾濫注意（警戒）水位に達したとき	氾濫注意（警戒）水位を下回り、水防活動の必要がなくなったとき

##### (2) 水防警報及び水位情報の通知・周知の実施区域等

河川名	区域		対象水位観測所								
	起点	起点	名称	所在地	水防団待機水位 (指定)	氾濫注意水位	戒避難水判断 (特別警)	氾濫危険(危険)水位	堤防高	発表者	指定年月日・水防警報
古川	起点	起点	佐古	久御山町佐古外屋敷	1.80	2.20			5.30	京都府山城北土木事務所長	平成18年6月2日
	終点	久御山排水機場									

#### 4 水防信号

水防時における信号区分は、次のとおりとする。

	伝達区分	サイレン信号				
第1信号	氾濫注意（警戒）水位に達したことを一般に知らせる。	○一休止	○一休止	○一 約 5 秒	約 15 秒	約 5 秒
第2信号	水防機関全員の出動を知らせる。	○一休止	○一休止	○一 約 5 秒	約 6 秒	約 5 秒
第3信号	区域内の居住者で壮健者の出動を知らせる。	○一休止	○一休止	○一 約 10 秒	約 5 秒	約 10 秒
第4信号	必要と認める区域内の居住者全員の避難すべきを知らせる。	○一休止	○一休止	○一 約 1 分	約 5 秒	約 1 分

- (1) 信号は適宜の時間継続する。
- (2) 危険が去ったときは、口頭伝達等により周知させるものとする。

#### 5 住民の協力

事態が急迫し、水防団員のみでは防御が困難となったときは、区域内に居住する一般住民にも水防作業の協力を得る。

#### 6 出動の援助、応援要請

- (1) 災害対策本部長は、大規模な水防活動を要するため水防法第22条及び第23条の規定に基づき、警察官の援助又は他の水防管理者及び市町長に応援を求めることができる。
- (2) この場合、災害対策本部長は、現場に責任者をおくものとする。
- (3) 責任者は、昼間は赤腕章、夜間は赤ランプによりその位置を明確にする。
- (4) 援助、応援を求めた場合には、直ちに府災害対策本部宇治災害対策支部長にその詳細を報告する。

### 第6 出動、水防開始等の報告

災害対策本部長は、水防団員の出動状況を逐一把握するとともに、堤防等に異常を発見し、水防作業を開始した場合には、次により報告通報の措置をとる。

#### 1 水防団員出動状況報告

- (1) 状況把握、地区別、出動人員、活動内容
- (2) 報告要領は「第3節通信情報計画」の災害状況報告要領による。

#### 2 異常事態報告、通報

- (1) 状況把握
  - ア 河川の堤防が決壊し、又は決壊寸前の事態が予想されるとき。
  - イ その他異常事態により被害発生のおそれがあるとき。

(2) 報告通報要領

(1) による状況とこれに対する応急措置の状況を、直ちに府災害対策本部山城災害対策支部長に報告するとともに、影響を及ぼす隣接の市町長に通報する。

第7 避難のための立ちのき

「第8節避難対策計画」による。

## 第8 水防用資材、器材の整備

### 1 水防倉庫

水防用資材、器材を備蓄する水防倉庫は次の箇所とする。

河川名	倉庫名	設置場所	建坪	管理責任者	備考
淀川	北川顔	久御山町北川顔	33m ²	久御山町 消防長	淀川・木津川 水防事務組合
〃	東一口	久御山町東一口	19.8m ²		
〃	大黒	伏見区向島大黒	33.0m ²		
木津川	下津屋	久御山町下津屋	34.96m ²		久御山町
〃	佐山	久御山町佐山	33.0m ²		
古川	古川	久御山町林	18.3m ²		

### 2 水防資材及び器材

品目、数量の基準は次のとおりとする。(1棟あたり)

#### 資材

品目	数量	品目	数量	品目	数量	品目	数量
かます ・布袋類	600 枚	鉄線 10 番	100 kg	杭 1.2~3.0m	200 本	くぎ (6インチ)	12 kg
なわ	600 kg	鉄線 8 番	100 kg	丸太 4.5~5.5m	5 本	竹(竹杭用 を含む)	50 本
むしろ	100 枚			割木	50 束	予備土	40 m ³

#### 器材

品目	数量	品目	数量	品目	数量	品目	数量
スコップ	30 丁	かけや	10 丁	のこぎり	4 丁	照明灯	若干
かま	10 丁	おの又はなた	5 丁	ペンチ	3 丁	にない棒	若干
たこづち	8 丁	くわ	10 丁	バケツ	1 個		
ツルハシ	2 丁	金槌	3 丁	もっこ	若干		

## 第9 公用負担

- 水防法第28条の規定により、水防のため緊急の必要があるときは、災害対策本部長又は委任を受けた者は、水防現場において必要な土地を一時使用し、土石、竹木、その他の資材を使用、若しくは収用し、車両その他の運搬具若しくは器具を使用し、又は工作物その他の障害物を処分することができる。この場合「公用負担命令書」(資料編42頁「様式1」参照)を目的物の所有者、管理者又はこれらに準ずべき者に手渡してこれを行う。
- 水防法第28条の規定により公用負担を命ずる権限を行使する者は、災害対策本部長、水防団長にあってはその身分を示す証明書を、その他これらの者の委任を受けたものにあっては、「公用負担命令権限証」(資料編42頁「様式2」参照)を携行し必要ある場合はこれを提示する。

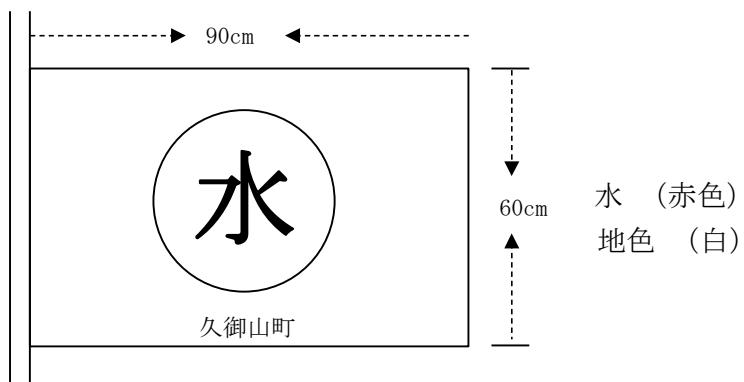
### 3 資材・器材の確保と充実

- 資材中、腐敗・損傷のおそれのあるものは、水防に支障のない範囲でこれを転用し、常に新しいものを備蓄するようにする。
- 必要な資材・器材については、最悪の場合を予想してあらかじめ調達の方法を講じておく。
- 資材・器材を使用したときは直ちに補充する。

#### 4 優先通行の標識

(1) 水防のため出動する車両の優先通行標識は次のとおりである。

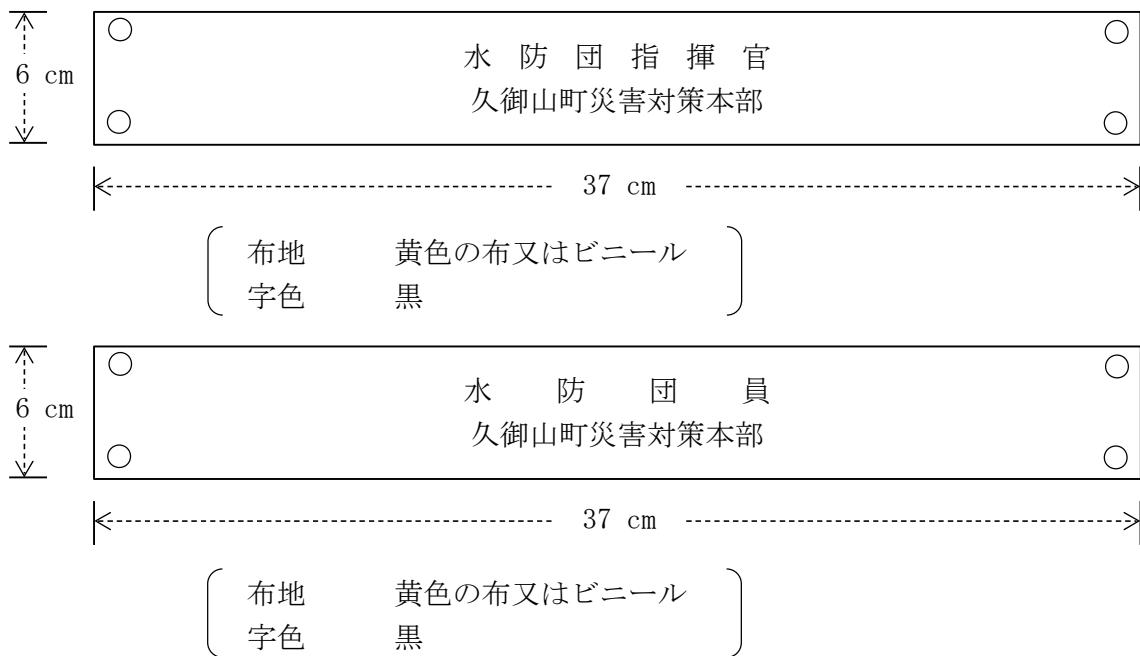
##### ア 標旗



##### イ 自動車ヘッドライト用 (夜間)



(2) 水防作業に従事するときは次の腕章をつける。



#### 第10 水防解除

災害対策本部長は河川の水位がはん濫注意水位以下に減じる等、水防活動の必要なしと判断したときは水防解除を指令する。同時にこの旨を府災害対策本部山城広域災害対策支部長に報告する。

#### 第11 水防てん末報告

水防が終結したときは、災害対策本部長は遅滞なく別に定められた水防てん末報告により5日以内に所轄土木事務所長に報告する。

## 第8節 避難対策計画

### 第1 計画の方針

この計画は、災害により危険区域にある住民を安全な場所に避難させるための対策を明確にし、関係住民の迅速かつ円滑な避難方法等について定める。

### 第2 避難指示の実施責任等

災害により危険が急迫し、人命の保護その他災害の拡大防止等のため、特にその必要があるときは、危険区域の住民に対し次の方法により、避難のための立ちのきを指示するものとする。

#### 1 町長の指示（災害対策基本法第60条に基づく災害全般について）

災害が発生し、又は発生するおそれがある場合で、その必要を認めるとときは、町長は、立ちのきを指示する。町長が指示したときはすみやかに知事に報告するとともに、避難の必要がなくなったときは、ただちに公示し知事に報告する。

#### 2 水防管理者（町長等）の指示（水防法第29条に基づく洪水について）

洪水により著しい危険が切迫していると認められるときは、水防管理者は立ちのき又はその準備を指示する。この場合管轄する警察署長にその旨を通知する。

#### 3 知事又はその命を受けた府の職員の指示（水防法第29条及び地すべり等防止法第25条に基づく洪水及び地すべりについて）

- (1) 洪水により著しい危険が切迫していると認められるときは、立ちのき又はその準備を指示する。
- (2) 地すべりにより著しい危険が切迫していると認められるときは、必要と認める区域内の居住者に対し、避難の立ちのきを指示する。この場合管轄する警察署長にその旨を通知する。

#### 4 警察官の指示（災害対策基本法第61条、警察官職務執行法第4条第1項に基づく災害全般について）

- (1) 警察署長は、被災のおそれがある場合の視察を強化して避難の必要を認めたときは、町長、消防団長と連絡協議のうえ避難措置を行い又は協力する。
- (2) 事態が切迫し(1)に掲げる連絡協議をする暇のないとき、又は町長においてその指示ができない場合は、警察署長又は現地の警察官において避難の指示を行う。

#### 5 自衛官の指示（自衛隊法第94条に基づく災害全般について）

災害派遣を命ぜられた部隊等の長は、災害により危険な事態が生じた場合で警察官がその場にいない場合に限り「4 警察官の指示(1)」による措置をとる。

### 第3 避難指示の基準

避難指示を行う場合、災害の推移により一応の基準を次のとおり定める。

なお、各河川に係る「客観的な避難判断基準」については、資料編116頁～117頁に規定する。

#### 1 避難の準備

- (1) 大雨、暴風、洪水の警報等が発表され避難の準備を要すると判断されたとき。
- (2) 河川が警戒水位を突破し、なお水位が上昇するおそれがあるとき。
- (3) その他諸般の状況から避難準備をさせておく必要があると認められるとき。

## 2 緊急避難

事前避難の不可能な火災、洪水等により、被害の危険が目前に切迫していると判断されるとき。

## 3 避難情報等一覧

	発令時の状況	住民に求める行動
高齢者等避難 (警戒レベル3)	<ul style="list-style-type: none"><li>・避難行動要支援者等、特に避難行動に時間をする者が避難行動を開始しなければならない段階であり、人的被害の発生する可能性が高まった状況</li><li>・洪水予報河川において、「氾濫注意情報（洪水注意報）」が発令されたとき。</li></ul>	<ul style="list-style-type: none"><li>・避難行動要支援者等、特に避難行動に時間をする者は、最寄りの避難場所への避難行動を開始</li><li>・上記以外の者は、家族等との連絡、非常用持出品の用意等、避難準備を開始</li></ul>
避難指示 (警戒レベル4)	<ul style="list-style-type: none"><li>・通常の避難行動ができる者が避難行動を開始しなければならない段階であり、人的被害の発生する可能性が明らかに高まった状況</li><li>・洪水予報河川においては、「氾濫警戒情報（洪水警報）」が発令されたとき。水位周知河川においては、「避難判断（特別警戒）水位」に達したとき。</li></ul>	通常の避難行動ができる者は、周辺の安全を確認し避難場所等への避難行動を開始

## 4 高齢者等避難、避難指示の実施要領

3の「避難情報等一覧」に加え、久御山町内に影響を及ぼすと考えられる「避難指示等の基準とする河川」を選定し、より明確な避難基準を策定し、その運用を図る。なお、実施要領の全文は資料編116頁～117頁に掲載。

## 第4 避難指示の伝達方法等

### 1 地域住民に対する伝達

#### (1) 信号による伝達

サイレンによる避難信号は次による。

サイレン				
○一 約1分	休止 5秒	○一 約1分	休止 5秒	○一 約1分

## (2) 広報車による伝達

町所有の広報車を利用して関係地域を巡回して伝達する。

## (3) 伝達員による個別訪問

夜間及び停電時等で地域住民に対し、完全に周知徹底することが困難な場合は、次の伝達系統で個別に伝達する。

避難指示の実施責任者→消防団長→部長→団員→一般住民

## (4) ラジオ、テレビ放送等による伝達

## (5) 電子メール等による伝達

## (6) 同報系防災行政無線による伝達

町内に設置している屋外スピーカー、公共施設等に設置している戸別受信機、登録型戸別受信システムにより、メール・電話・FAXにて伝達する。

## 2 知事に対する報告

町長等が避難指示を行ったときは、その旨を直ちに山城広域振興局長に報告するとともに、その後の避難住民の動静についても逐次報告する。

## 3 関係機関への連絡

### (1) 施設の管理者への連絡

町内の避難場所として利用する学校等の所有者又は管理者に対し事前に連絡し協力を求める。

### (2) 警察、消防等の機関への連絡

避難住民の誘導、整理のため警察、消防等の関係機関に内容を伝え協力を求める。

### (3) 要配慮者利用施設への連絡

河川の洪水予報や避難情報を洪水浸水想定区域内にある要配慮者利用施設へ伝達する。

## 4 居住地以外の市町村への避難

居住地以外の市町村へ避難する住民に対する情報伝達活動について定めておくものとする。

## 第5 避難の指示事項等

避難の指示を関係住民に伝達する事項及び避難上の注意事項は次のとおりとし、分かりやすく簡易な内容とする。

### 1 指示事項

#### (1) 避難先とその場所名

#### (2) 避難経路

#### (3) 避難指示の理由

### 2 注意事項

#### (1) 避難後の戸締り

#### (2) 家屋補強、家財道具の移動

#### (3) 携帯品（食料、貴重品、水筒、タオル、ティッシュ、懐中電灯、携帯ラジオ等）

#### (4) 服装（帽子、頭巾、雨合羽、防寒用具等）

## 第6 避難場所の指定等

### 1 避難場所の種類

風水害等災害発生時の避難場所の種類は、指定緊急避難場所、広域避難場所及び大災害避難場所とする。

### (1) 指定緊急避難場所

指定緊急避難場所とは、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合にその危険から逃れるための場所である。

### (2) 広域避難場所

広域避難場所とは、風水害等災害発生時に周辺地区からの避難者を収容し、避難者の生命を保護するために必要な面積を有する施設等をいう。

### (3) 大災害避難場所

大災害避難場所とは、広域避難場所でも避難者に危険がおよぶと判断されたとき又は広域避難場所では避難者を収容しきれないときに避難する場所とする。

## 2 避難場所の指定

避難場所の指定は、次のとおりとする。(資料編97頁～100頁「避難場所等一覧表」・101頁「避難場所等位置図」参照)

### (1) 指定緊急避難場所

### (2) 広域避難場所

### (3) 洪水時の避難場所

全町域が浸水想定区域となっていることから、「緊急時の避難場所として」区別し、逃げ遅れた場合にのみ最上階に避難する場所として位置づける。

### (4) 大災害避難場所

## 3 避難場所の設置基準等

避難場所の設置基準等をおおむね次のとおりとする。

### (1) 原則として、宿泊、給食等の生活機能が確保できる施設とする。

### (2) 原則として、自治会を単位として設置する。

### (3) 原則として、耐震・耐火構造の公共建築物(学校等)を利用する。

### (4) 収容基準は、概ね $3.3\text{m}^2$ 当たり2人とする。

### (5) 想定される災害による影響が比較的少なく、災害救援物資等の輸送が比較的容易な場所にあるものを指定するものとする。

## 4 一時集合場所の決定

風水害等災害発時における避難方法は、パニックの防止、避難秩序の維持のため、集団避難方式を原則としている。集団避難のためには、まず公園、学校、空地等に集合しておくことが必要である。そこで地域の実態に応じて、あらかじめ各自治会単位で一時集合場所を定めておくよう指導を徹底する。

## 5 避難誘導者

避難住民の誘導整理は、警察官及び消防団員が行うものとし、災害の態様に応じて必要な箇所において誘導整理を行う。

## 6 避難経路の表示

避難場所及びその位置を避難住民に徹底させるため要所に標識を設ける。

## 7 避難優先順位

避難住民のうち高齢者、乳幼児、傷病者及び妊産婦は優先的に避難させるものとする。

## 8 移送の方法

孤立地区又は避難途中に危険がある場合、高齢者、傷病者等通常の手段では避難できない住民については車両、舟艇を利用して移送する。

## 9 避難場所の仮設

避難場所に適する施設がない場合又は避難場所が使用不能になった場合若しくは避難場

所に収容しきれなくなった場合には、寺院又は工場等の施設に対し協力を求めるほか、必要により野外に避難場所を仮設し、又は天幕を設営するなどの措置をとる。

#### 10 避難所運営マニュアルの整備

あらかじめ避難所運営マニュアルを整備しておくものとする。

#### 11 避難場所の管理に関する事項

避難場所を開設した場合は、管理者を指定し、迅速かつ公正をもって被災者の救援活動に努めるとともに、管理については次の措置をとるものとする。

- (1) 被災者の秩序保持
- (2) 被災者に対する災害情報の伝達
- (3) 被災者に対する応急対策実施状況の周知徹底
- (4) 被災者に対する各種相談業務
- (5) 施設の安全管理

### 第7 ヘリポートの仮設

非常時に飛来するヘリコプターの着地場所については、町内の小学校、中学校及び高等学校のグラウンドをもって充てる。(資料編97頁～100頁「避難場所等一覧表」・101頁「避難場所等位置図」参照)

### 第8 避難場所管理職員

- 1 避難場所を開設し避難住民を収容したときは、直ちに各避難場所に町所属職員を派遣し駐在させ、避難住民の管理にあたらせる。連絡員には町所属職員のほか消防団員をあたらせることもある。また、避難場所に対する支援や避難場所における備蓄及び避難場所のプライバシーの確保、感染症予防のゾーニングや社会的距離、男女、性的マイノリティなど多様な性のあり方に配慮する。

#### 2 避難住民の把握

避難場所管理職員は、避難住民の実態把握と保護にあたるものとし、消防団員と協力して避難場所を管理し、町災害対策本部と情報連絡を行う。

#### 3 開設状況の記録

避難場所管理職員は、避難場所開設状況（開設日時、場所、収容人員等）を日々記録しなければならない。

#### 4 知事への報告

町長は、避難場所開設状況をまとめ次第、京都府山城広域振興局に報告するとともに、その後の状況について逐次報告する。

### 第9 避難場所の運営管理

避難場所の運営における女性の参加を推進するとともに、男女、性的マイノリティなど多様な性のあり方に配慮するものとする。特に、女性専用の物干し場、更衣室、授乳室の設置、生理用品や女性用下着の女性による配布、避難場所における安全性の確保など、女性や子育て家庭のニーズに配慮した避難場所の運営に努めるものとする。

加えて、外見では分かりにくい聴覚障害者や内部障害者に対しては、周囲の人たちから誤解を受けやすいため、配慮に努めるものとする。避難場所管理職員からの伝達によっても、相応の応答がない人に目を配り、個別にコミュニケーションを図るものとする。

## 第10 避難者健康対策

### 1 活動の方針

災害発生から刻々と変化する中で、避難生活による精神的・身体的疲労等に伴う健康状態の悪化予防や生活環境の激変に伴う心身の変化への迅速な対応により、被災者の健康保持を図る。

### 2 支援活動体制及び活動内容

被災者の健康問題に対応するため、町と府は保健師や栄養士等の支援チームを編成し支援活動にあたる。

#### (1) 災害発生から概ね2週間

##### ア 自宅滞在している被災者への保健活動

- a 地域住民の被災状況を把握するとともに、居宅滞在者の健康調査を実施する。
- b 健康維持や生活活動等に必要な保健・医療・福祉（介護）の情報を提供するとともに必要に応じた支援を行う。

##### イ 避難所の被災者への保健活動

- a 被災住民への健康相談により、被災者の健康状況を把握する。
- b 医療が必要な者を早期に発見し必要な医療・保健指導を行うため、巡回診療体制を準備し実施する。
- c 避難所支援関係者との連絡調整、連携、情報共有により、環境整備を図る。
- d 衛生管理、栄養管理を行い、感染症予防や疾病の発症、重症化の予防に努める。

##### ウ 支援体制の企画・調整活動

- a 居宅及び避難所の被災者への支援体制づくり及び調整を行う。
- b 救護所やこころのケアチーム等関係部局や関係機関と連携を図り、必要な支援調整や情報の共有を図る。
- c 派遣支援者へのオリエンテーションを企画・実施する。
- d 支援者の健康管理として、心身の疲労状況を把握し必要に応じて対処する。
- e 必要物品・設備の点検及び整備、調整を行う。

#### (2) 災害発生概ね2週間以降

##### ア 新たな環境に適応できるよう、住民間交流やコミュニティづくりを支援する。

##### イ 避難生活の長期化に伴う身体的・精神的・社会的健康問題の変化を把握し、支援方法について検討し実施する。

##### ウ 一時避難所から仮設住宅入居あるいは自宅等へ移る者及び仮設住宅から自宅へ戻る者等に対する生活環境等を支援する。

##### エ 通常業務を再開するための体制づくりを行う。

## 第11 ペット対策

### 1 活動の方針

「京都府災害時における動物救護対策マニュアル」に基づき、獣医師会及び動物愛護団体等と連携して、被災した犬猫等の救護を行う。

### 2 避難所における飼育の原則

動物の飼育者は、避難所の責任者や他の被災者の理解と協力のもと、責任を持って飼育することを原則とする。

### 3 ペットの把握

避難場所管理職員は、次に挙げる事項を把握し、適正な管理を行う。

(1) 飼育者の氏名と住所

(2) 動物の種類と数

(3) 動物の特徴（性別・体格・毛色 等）

#### 4 飼育場所の指定

避難場所管理職員は、避難所における飼育場所の指定を行う。

#### 5 物資等の情報提供

避難場所管理職員は、必要に応じて次に掲げる情報の提供を行う。

(1) 動物用物資の配布（食料、生活必需品）

(2) 動物の負傷や病気に対する診断、治療

(3) 動物に関する相談（一時預かり、飼育相談 等）

#### 6 保護施設等への受入調整

避難場所管理職員は、獣医師会等関係団体の協力のもと、必要に応じて、避難所から保護施設への動物の受け入れ及び譲渡等の調整を行う。

### 第12 孤立する恐れのある地区の対策

1 災害時に孤立する恐れのある地区について把握しておくこと。

2 食料、飲料水の備蓄を促進する。

3 災害時の情報連絡方法を整備し周知する。

## 第9節 食料供給計画

### 第1 計画の方針

災害の発生によって、食料の配給、販売機構が一時的にまひ混乱をきたすため、日常の食料を確保できない被災者に速やかに配給できるよう、平常時から必要な食料を確保するほか、緊急に調達し得る措置について定める。

また、地域の実情を考慮するとともに、男女、性的マイノリティなど多様な性や要配慮者等のニーズの違いに配慮する。

### 第2 事前処置

災害の発生が予想される場合、町長は、管内の米穀販売事業者等の手持数量を調査のうえ、京都府山城広域振興局長に報告する。調整した数量が応急配給を実施する場合、最小限度（1～2日分）にも満たないと判断したときは、速やかに米穀販売事業者等及び保有米農家（とう精機のある者及び地区の責任者等）に対し、どう精を依頼し精米の確保に努める。

### 第3 災害時の応急配給の対象

- (1) 被災者に対し炊き出しによる給食を行う必要がある場合
- (2) 被災により配給機関が、通常の配給を行うことができないため、その機関を通じないで配給する場合
- (3) 災害地における救助作業、急迫した災害の防止及び緊急復旧作業に従事する者に対して給食を行う必要がある場合

### 第4 応急配給の品目及び数量

#### 1 配給品目

原則として、米穀とするが消費の実情等によっては、乾パン及び麦製品とする。

#### 2 配給数量

次の1人当たりの配給量に知事が必要と認める需給者の数及び期間の日数を乗じて得た数量とする。

##### (1) 第3の1の(1)の場合

1食当たり精米換算200グラムの範囲内で知事が必要と定める数量

##### (2) 第3の1の(2)の場合

1食当たり精米400グラム

##### (3) 第3の1の(3)の場合

1食当たり精米換算300グラムの範囲内で知事が必要と定める数量

#### 3 本部長（町長）が2の配給量に加配の必要を認めたときは、知事に申請し乾パン及び麦製品を加配することができる。

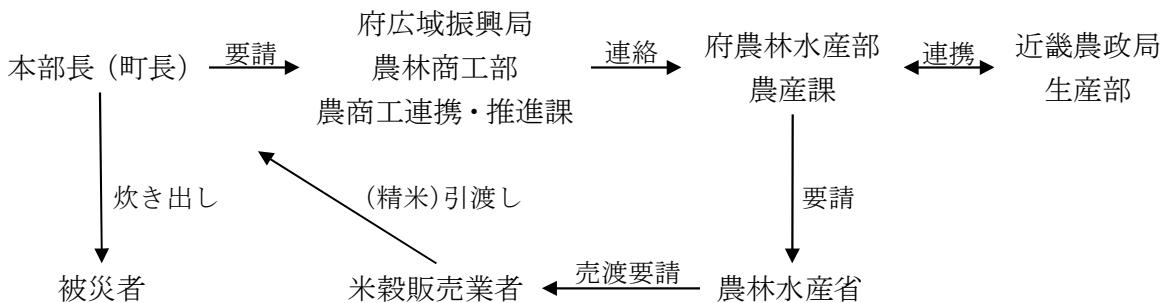
#### 4 乾パン及び麦製品の精米換算率は100%とする。ただし、生パンは原料小麦粉の重量で計算する。

## 第5 米穀等の調達

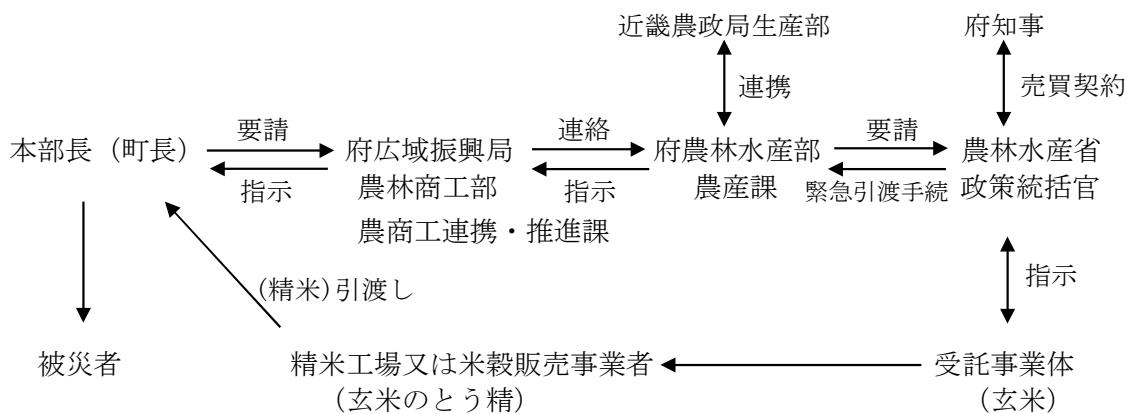
### 1 米穀の調達

本部長（町長）は、町内の米穀販売事業者等から調達するものとする。ただし、町内での調達が困難な場合にあっては、京都府山城広域振興局長を経由して、京都府知事に要請し、米穀販売事業者等又は政府から調達するものとする。

#### （1）販売事業者からの調達等系統



#### （2）政府所有米穀の調達等系統



### 2 乾パンの調達

本部長（町長）は、町内の小売業者から調達するものとする。ただし、町内での調達が困難な場合にあっては、京都府山城広域振興局長を経由して、京都府知事に対して提供を要請するものとする。

## 第6 応急配給を行う期間

災害の発生した日から7日以内とする。ただし、本部長（町長）が災害の事情によりその期間を延長する必要を認めたときは、京都府山城広域振興局長と協議する。

## 第7 炊き出しの実施

### 1 実施責任者等

被災者等に対する炊き出しが調達班があたり、炊き出し施設別に現場責任者を定める。現場責任者は、炊き出しの状況及び配分の状況を逐一調達班に報告し、調達班はこれを町対策本部長に連絡のうえ京都府山城広域振興局長に報告する。

### 2 炊き出し施設設備の状況

炊き出し予定施設は、次のとおりとする。

施設名	所在地	設備内容					炊飯能力		電話番号
		釜の容量 (リッ)	数量 (基)	水源	火力源	餅箱 (個)	容量 (リッ)	人員 (人)	
御牧小学校	相島 曾根19番地	90 110	1 2	上水	L P ガス	8	310	1,550	(075)631-2275
みまきこども園	相島 曾根東10番地	55 36	1 1	上水	L P ガス	17	91	455	(075)631-4531
佐山小学校	佐吉 内屋敷56番地	110 90	1 3	上水	L P ガス	17	380	1,900	(0774)43-1717
さやまこども園	佐古 田中2番地	55 90	1 2	上水	都市 ガス	49	235	1,175	(0774)43-8644
東角小学校	佐古 東角12番地	110 90	1 4	上水	都市 ガス	18	470	2,350	(0774)43-8645
とうずみこども園	佐古清水96 番地2番地	55	1	上水	都市ガ ス	15 (バ ンゾウエウ)	55	275	(0774)44-4966
久御山中学校	坊之池高河 原7番地	190	3	上水	LP ガス	60	570	2850	(075)631-7207

### 3 協力機関等

炊き出しに際しては当該施設の調理師（委託を含む）がこれにあたり、必要に応じて婦人会及びボランティア、一般住民の協力を得て実施する。

### 4 炊き出しの食品衛生

炊き出しによる感染症の発生を防ぐため、炊き出し作業員及び食品の衛生については、十分注意し消毒液その他必要な薬品を炊き出し施設別に備える。

また、炊き出しによる食事提供時には「災害時食品衛生管理の取扱」に基づき衛生管理を行う。

### 5 副食、調味料の調達

副食、調味料については、可能な限り販売業者から購入するものとし、不能な場合は、京都府山城広域災害対策支部長に調達あつ旋を要請する。

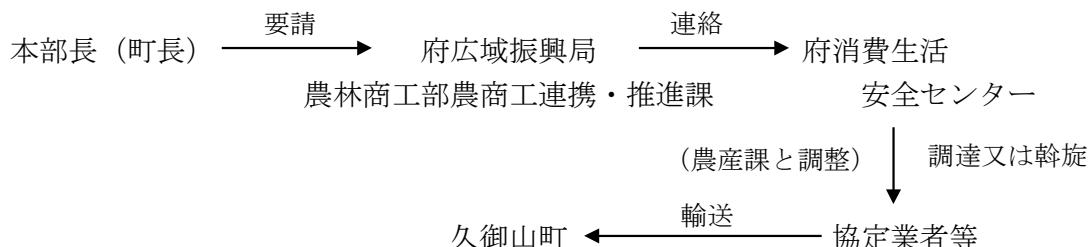
## 第8 米穀販売事業者等

町内の米穀販売事業者等については、米穀取扱事業者の「登録制」から「届出制」に変更されたことに伴い、産業班で適切に把握するものとする。

## 第9 その他食料品の調達体制

被災者に対するその他食料品の供給について、被災者自ら調達できない場合においては、本町の備蓄物資を活用し、なお不足する場合又は備蓄物資以外の食料を必要とする場合には、次により調達を行う。

### （1）国、府等からの救助物資による調達



### （2）久御山町商工会及びその他民間等からの救助物資（災害時における物資の供給協力に関する協定書の締結）による調達

## 第10節 生活必需品供給計画

### 第1 計画の方針

この計画は、被災者に対する被服、寝具、その他の生活必需品の調達と配分を迅速、確実に実施するため必要な事項を定める。

また、地域の実情を考慮するとともに、男女、性的マイノリティなど多様な性や要配慮者等のニーズの違いに配慮する。

### 第2 生活必需品等の種類

1 被災者に支給する生活必需品は次の項目により支給する。

- |          |                                 |
|----------|---------------------------------|
| (1) 寝具   | 就寝に必要な最小限度の毛布、布団、枕等の類           |
| (2) 衣服   | 普通着で作業衣、婦人服、子供服及び雨衣、防寒衣等の類      |
| (3) 下着   | 肌着、靴下の類                         |
| (4) 身回り品 | タオル、ゴム長靴、靴下たび、つっかけ、手袋、かさ、懐中電灯の類 |
| (5) 炊事用具 | 鍋、包丁、コンロ、まな板、ヤカン、バケツ等の類         |
| (6) 食器   | 茶わん、皿、はし等の類                     |
| (7) 日用品  | 石けん、ティッシュ、歯ブラシ、歯磨等の類            |
| (8) 光熱材料 | マッチ、ローソク、乾電池、LPGガス、灯油等の類        |

2 被災者に支給する応急復旧資材はおおむね次の品目により支給する。

ガラス・セメント・木材・畳・トタン板・ベニヤ板・くぎ・針金・かわら等の類

### 第3 供給・調達の実施方法等

1 実施責任者

実施責任者は本部長とし、町ができない場合は府を通じて近隣市町村の協力を得て実施する。

災害救助法が適用される場合は、同法第30条第2項の規定に基づき知事の補助執行者として行う。

2 対象者

- |                                                                                          |
|------------------------------------------------------------------------------------------|
| (1) 避難所、救護所等に収容された者                                                                      |
| (2) 災害のため、炊事のできない者、飲料水を得ることができない者、住家により、生活上必要な被服、寝具その他日用品等を喪失し、又は般損し直ちに日常生活を営むことが困難となった者 |
| (3) 被災したため供給機関が通常の配置を行うことができず、供給を行う必要があるとされる者                                            |
| (4) 災害地において、救助作業、応急復旧作業等に従事する者                                                           |

3 期間

災害発生の日から10日以内とする。

#### 4 物資調達方法

##### (1) 備蓄物資の供給

町は、毛布等の備蓄している生活必需品を速やかに供給する。

##### (2) 町内業者からの調達

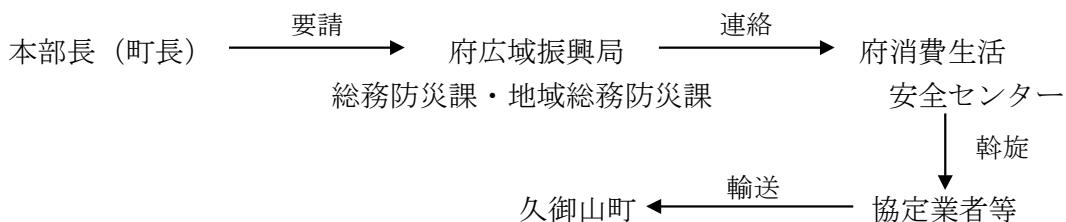
町は、町内生活必需品販売業者等に協力を依頼して必要な生活必需品を調達する。

##### (3) 応援協定に基づく調達

必要な生活必需品が被災者に供給できない場合には、協力締結業者に生活必需物資の供給を依頼する。

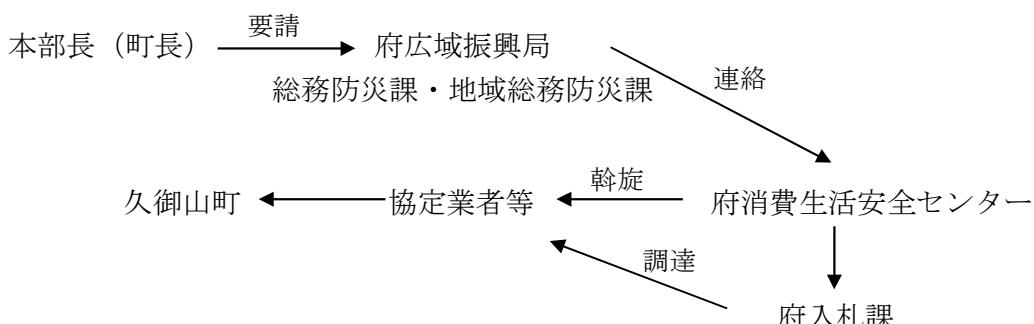
##### (4) 府への応援要請

大規模な災害等により物資の調達が困難、あるいは大幅な時間を要する等の場合には、府に対し物資の供給斡旋を要請する。



##### (5) 災害救助法により府が調達及び給貸与する場合

災害が広範囲にわたり、災害救助法が適用された場合は、必要な生活必需物資の品目、数量を知事に要請する。



#### 5 生活必需物資集積地の確保、配分

- (1) 町は、あらかじめ指定する集積地から、被災地の状況、交通状況を考慮して、集積地を定め、当該集積地を経由して物資を避難所等に輸送、供給する。
- (2) 集積地を開設する場合には、町はその所在地等を速やかに関係機関等に周知する。
- (3) 当該施設に輸送された物資等は、地区班が中心となって仕分け、配分等を行うものとするが、必要に応じ自主防災組織やボランティア等の協力を得て、迅速かつ適正に行うものとする。
- (4) 当該施設には、管理者を配置し、物資の管理には万全を期するものとする。

## 第11節 給水計画

### 第1 計画の方針

この計画は、災害のため飲料水が枯渇し、又は汚染して現に飲料水に適する水を得ることができない者に対する飲料水の供給体制の確立を図る。

### 第2 事前措置

災害発生時に備え次の事項について、あらかじめその体制をつくる。

- 1 隣接市町に対し応急給水の要請に備え、その要請方法、供給対価等について事前に協議する。(資料編32頁～33頁「日本水道協会京都府支部水道災害相互応援に関する覚書」参照)
- 2 気象情報に対し災害が予想されるときは、配水池の満水、各家庭における用水の確保等の対策をたてる。
- 3 応急復旧工事に必要な器具資材を整備点検し、その保管場所、方法について配慮する。
- 4 停電時に備え予備動力等の整備点検を行い、またその運転の方法について関係者に熟知させる。
- 5 「日本水道協会京都府支部水道災害相互応援に関する覚書」に基づく応援職員又は派遣業者等の応援対策をたてる。
- 6 タンク車、給水容器、容器運搬用車両の準備をする。
- 7 飲料水消毒薬品（晒粉、次亜塩素酸ソーダ、塩素等）は必要量を確保し、交通途絶事態にも対処できるようその保管場所、配置場所もよく検討する。
- 8 飲料水の消毒効果を確認するための残留塩素測定器はいつでも使用できるようできる限り多く備える。

### 第3 飲料水の確保等

- 1 水道施設に被害を受けたときは、直ちに被害状況を調査し、応急復旧工事により給水できるものは仮工事を実施し、水道による給水を行う。  
なお、給水の際に必ず消毒の強化を実行し、残留塩素の確認を行う。
- 2 飲料水が多量に不足する場合は、隣接市町、京都府及び自衛隊の協力を得て、給水車の応援により給水する。
- 3 上記においてもなお不足する場合及び飲料に適した水が確保できない場合を想定し、計画的な飲料水の備蓄を図り供給を行う。
- 4 水道施設等の被害状況、復旧費、復旧期間、復旧方法については、判明次第直ちに府関係当局へ電話等で報告し、後日別に定められた様式により文書で報告する。

### 第4 給水車による給水の要領

- 1 給水に際しては、その場所、時間帯について被災地の住民に周知措置を講じる。
- 2 災害の規模により1戸あたりの給水量を制限し、できるだけ多くの住民に公平にいきわたることを期するものとする。

## 第12節 応急仮設住宅及び住宅の応急修理計画

### 第1 計画の方針

災害時における被災者の居住の安定を図るため、応急仮設住宅の建設及び応急修理の実施について必要な事項を定める。

### 第2 応急仮設住宅

#### 1 入居者選考の機関設置

入居者の決定は知事が行うが、町長は、その補助機関として実施する。調達班が調査した住家被害状況により入居対象者を調査し、その中から次に該当する者を民生委員の意見を尊重して選考する。

- (1) 生活保護法による被保護者及び要保護者
- (2) 特定の資産のない失業者
- (3) 特定の資産のない寡婦及び母子世帯
- (4) 特定の資産のない老人病弱者及び身体障害者
- (5) 特定の資産のない勤労者
- (6) 特定の資産のない小企業者
- (7) 前各号に準ずる経済的弱者

#### 2 建設予定地の選定

あらかじめ被害が予想される程度を考慮して、応急仮設住宅建設適地を町有地等で再災害の危険のない場所として選定しておく。

#### 3 既存公的施設の利用

平常においてあらかじめ一時居住住宅として利用可能な既存公的施設を選定しておき、応急仮設住宅の供与までの間の居住の安定に資するものとする。

#### 4 応急仮設住宅の運営管理

応急仮設住宅は、男女共同参画による適切な運営管理を行うものとする。その他、男女、性的マイノリティなど多様な性のあり方に配慮した安心・安全の確保に努めるとともに、生活者の意見を反映できるよう配慮するものとする。

### 第3 住宅の応急修理

情報及び計画に基づき調査した住宅被害状況をもとに、住宅が半壊（焼）した者について、第2の1の（1）～（7）に該当するものを民生委員の意見を尊重して選考する。

## 第13節 医療助産計画

### 第1 計画の方針

この計画は、災害により医療機関が混乱した場合における応急医療及び助産について必要な事項を定める。

### 第2 医療及び助産の対象者

- 1 医療を必要とする状態にあるにもかかわらず、災害のため医療の途を失った者
- 2 災害発生の日前後1週間以内の分べん者で災害のため助産の途を失った者

### 第3 医療及び助産の実施

- 1 医療及び助産の実施する必要が生じたときは、直ちに京都府山城広域災害対策支部長に救護班の派遣を要請する。
- 2 医師会の班長と協議して救護班の編成派遣を依頼する。(資料編34頁～36頁「災害医療救護活動に関する協定」参照)

### 第4 救護所の開設

地区・救護班は、既設の医療機関に患者を収容することができないときは、直ちに小学校、中学校等適当な施設を選定して臨時救護所を開設する。

医療機関一覧表

医療機関名	診療科目	所在地	収容可能 病床	電話番号
京都岡本記念病院	内科、循環器内科、糖尿病分泌内科、消化器内科、腎臓内科、脳神経内科、呼吸器内科、血液内科、心臓血管外科、脳神経外科、形成外科、精神科、外科（消化器外科・肛門外科・がん）、整形外科、乳腺外科、産婦人科、小児科、リハビリテーション科、心臓リハビリテーション科、耳鼻咽喉科、眼科、泌尿器科、皮膚科、麻酔科、放射線科、病理診断科、膠原病・リウマチ内科、外科、呼吸器外科、臨床検査科、歯科口腔外科、ペインクリニック内科	佐山西ノ口 100番地	419	(0774) 48-5500
医療法人八仁会 久御山南病院	内科、耳鼻咽喉科、眼科、消化器科、小児科、外科、循環器科、呼吸器科、整形外科、リハビリテーション科、皮膚科	坊之池坊村中 28番地	60	(075) 631-2261
医療法人社団 おおむら医院	内科、小児科、消化器内科、皮膚科、整形外科	佐古内屋敷61 番地1		(0774) 46-3160
勘田内科医院	内科、小児科 胃腸科、放射線科	林宮ノ後36番 地8		(0774) 45-1280

くわはら内科	内科、小児科、アレルギー科	北川顔村西6番地2		(075)874-6222
田村医院	内科、小児科、皮膚科、眼科、循環器科	佐山双置87番地		(0774)41-6730
医療法人慶志会きむら眼科	眼科、形成外科	森南大内156番地1		(075)633-6055
いそざき歯科医院	歯科、小児歯科、矯正歯科、歯科口腔外科	佐山双置2番地11		(0774)45-3500
ぬくい歯科医院	歯科	栄1丁目1番地77		(0774)46-5505
医療法人原田歯科	歯科、小児歯科、矯正歯科	佐山新開地196番地		(0774)45-2428
医療法人弘部歯科医院	歯科、小児歯科、矯正歯科、歯科口腔外科	藤和田村西7番地11		(075)632-1363
松永歯科医院	歯科、小児歯科	林宮ノ後68番地1		(0774)44-0102
医療法人光風会オーテンタルクリニック	歯科、小児歯科、矯正歯科	森南大内156番地1 イオンモール久御山2階		(075)633-0920
たえ子耳鼻咽喉科 めまいクリニック	耳鼻咽喉科	栄4丁目1番地51		(0774)44-4133

薬局及び医薬品販売業許可施設一覧表  
(京都府山城北保健所に届け出されている調達先)

名称	業態等	所在地	電話番号
久御山かのん薬局	薬局	久御山町佐古内屋敷45番地1	0774-41-2608
シンシン薬局	薬局	久御山町林北畠105番地	0774-43-2406
さくら薬局 京都久御山店	薬局	久御山町坊ノ池坊村中56番地2	075-633-2501
イオン薬局久御山店	薬局	久御山町森南大内156番地1 イオン久御山店1階	075-284-0061
ドラッグスーパー イワキ	店舗販売業	久御山町大橋辺9番地	075-631-4240
コーナン薬店	店舗販売業	久御山町佐山糀池23番地(ホームセンターコーナン久御山南店内)	0774-41-3070
ラ・サンテ La Sante	店舗販売業	久御山町下津屋川原115番地	0774-46-0003
株式会社モリタ 西日本物流センター	卸売販売業	久御山町栄2丁目1番地206	
株式会社メディセオ 京都南	卸売販売業	久御山町佐山新開地190番地	0774-43-2080
MeijiSeika フアルマ株式会社 京都物流センター	卸売販売業	久御山町野村村東411番地1	075-631-0031
くすりのアオキ佐山薬局	薬局	久御山町佐山西ノ口 117 番地	0774-74-8267

## 第14節 防疫計画

### 第1 計画の方針

この計画は、災害発生時における防疫措置を迅速に実施し、感染症流行の未然防止を図ることについて定める。

### 第2 実施責任者

- 1 検病検査、食品衛生監視、隔離収容は、京都府知事（京都府山城北保健所）が実施する。
- 2 井戸、家屋、便所等の消毒及び害虫の駆除は、町が、京都府と協力して実施する。  
ただし、町で実施できないときは京都府に依頼する。
- 3 感染症患者の収容災害地に感染症患者が発生したときは、地区・救護班が速やかに対応し入院勧告等の措置は京都府知事が実施する。

### 第3 防疫班の編成

被災区域毎に防疫班を編成して実施する。

### 第4 防疫の実施

災害時における防疫活動の実施は、「災害防疫実施要綱」による。

### 第5 防疫用機械の配置

防疫用機械の配置は、次のとおりである。

防疫用機械名	台数（台）	配置先
手動噴霧器	1	産業・環境政策課
背負式動力噴霧機	1	〃
背負式手動噴霧器	6	〃
動力噴霧器	1	〃
背負式手動噴霧器	4	国保健康課
防護服一式	10	〃

### 第6 家畜伝染病の予防

災害発生に伴う家畜伝染病の発生予防及びまん延防止については、家畜伝染病予防法の規定に基づき産業班が府家畜保健衛生所と協力して検査、予防、注射及び消毒等を実施する。

### 第7 備蓄資材等

防疫活動に必要な防疫用薬品及び防疫用機械を備蓄・配備するとともに卸売業者等から迅速に調達できる体制を確立しておく。

## 第15節 死体の搜索処理及び埋葬計画

### 第1 計画の方針

この計画は、災害によって死亡したと推定される者の搜索及び死亡者の収容、処理、埋葬の実施に関する計画を定める。

### 第2 死体の搜索

#### 1 搜索の対象

- (1) 行方不明の状態にある者で四囲の事情により、すでに死亡していると推定される者
- (2) 死亡した原因の何如を問わない。

#### 2 搜索の実施

町長が消防機関及び警察署又は必要により地域住民に協力を要請し、搜索を実施する。

#### 3 応援要請

町のみでは、搜索の実施が困難であり、隣接市町の応援を要する場合又は死体が流失等により他市町に漂着していると考えられる場合は京都府山城広域振興局及び隣接市町に漂着が予想される市町に対して次の事項を明示して要請する。

- (1) 死体が埋没又は漂着していると思われる場所
- (2) 死体数及び氏名、性別、容貌特徴、着衣等
- (3) 応援に要する人員又は舟艇、器具等

### 第3 死体の収容

#### 1 実施者及び方法

死体の処理は町長が消防機関及び警察官に協力を要請して実施する。また、必要に応じて町内の医師、地区住民等の協力を求める。

#### 2 変死体の届出

変死体については直ちに警察官に届出し、検視後に死体の処理にあたる。

#### 3 関係者への連絡

死体の身元が判明している場合は原則として遺族、親族又は町長に連絡のうえ、遺体を引き渡すものとする。

#### 4 死体の処理

##### (1) 死体の洗浄、縫合、消毒等の処理

死体の識別のための措置として行うもので、遺体の撮影等により身元の確認の措置を行う。

##### (2) 死体の一時保存

死体の身元識別のため相当の時間を必要とし、又は死亡者が多数のため短時間に埋葬するまで保存する。

### 第4 死体の埋葬

#### 1 実施者及び方法

埋葬の実施は町が直接土葬若しくは火葬に付し、又は棺、骨つぼ等を遺族に支給等現物給付をもって行う埋葬の実施に当たっては、次の点に留意すること。（資料編43頁「遺

体処理票」・44頁「埋葬・火葬台帳」参照)

- (1) 事故死等による死体については警察署から引き継ぎを受けた後埋葬する。
- (2) 被災地以外に漂着した死体等のうち身元が判明しないものの埋葬は、行旅死亡人としての扱いにする。
- (3) 埋葬の実施が町において実施できないときは、関係機関の協力を得て行う。
- (4) 遺体の移動については、身元不明とならないよう対策を講じるとともに、遺族の問い合わせに対応できるように努める。

## 第5 遺族に対する配慮

遺体の処理、検案、遺族への遺体の引渡し、安置における遺族の付添い、死亡届、埋火葬許可証の交付等が円滑に行えるよう配慮する。

## 第16節 被災者救出計画

### 第1 計画の方針

この計画は、災害のため生命身体が危険な状態にある者又は生死不明の状態にある者に対する搜索又は救出、保護について定める。

### 第2 被害者の救出は、次の状態にある者に対して行う。

- 1 次に掲げるよう身体が危険な状態にある者
  - (1) 火災時に火中にとり残された場合
  - (2) 倒壊家屋の下敷きとなった場合
  - (3) 流失家屋及び孤立した地点にとり残された場合
  - (4) 土砂又は雪により生埋になった場合
  - (5) 自動車の交通事故が発生した場合
- 2 災害のため行方不明の状態にあり、かつ諸般の情勢から生存していると推定され、又は生死が不明の状態にあるもの

### 第3 救出の方法

- 1 救出を要する状態にある者を発見したときは、直ちに町役場、警察署、消防署、消防団又は自主防災組織に通報する。
- 2 救出要員は消防班員及び消防団員をもってこれにあてる。
- 3 関係機関への要請

消防班員等のみでは救出困難の場合は京都府山城広域振興局、宇治警察署、隣接市町に協力要請するとともに、必要に応じて自衛隊の派遣を要請する。

なお、活動にあたっては、各要員の安全確保に十分配慮するものとする。

### 第4 活動拠点の確保

町は、防災関係機関の部隊等の展開、宿営場所等の確保を図る。

### 第5 資機材等の調達等

町は、必要に応じ、住民及び企業等の協力により、救出のための資機材を確保する。ただし、防災関係機関等が実施する場合にあっては、当該機関が確保するものとする。

### 第6 慘事ストレス対策の実施

救出活動を実施する防災関係機関等は、従事する者の惨事ストレス対策の実施に努めるものとする。

## 第17節 障害物除去計画

### 第1 計画の方針

災害等により住宅、道路及び河川に堆積した土砂、廃材等の障害物を除去し、住宅、道路及び河川の機能を復旧させるため必要な事項を定める。

### 第2 道路関係障害物の除去

#### 1 障害物除去の実施

道路管理者は、災害時における道路の巡視を実施し、路上に散乱し又は交通障害となつている構造物の残土、廃材、土砂等の除去作業を行う。

#### 2 除去の順位

道路管理者は、あらかじめ管轄警察署等関係機関と協議し、障害物除去の順位を決め実施にあたるものとする。

なお、おおむね次の道路を優先するものとする。

- (1) 救助・救急活動に供する道路
- (2) 食料、飲料水等の緊急輸送に使用する道路
- (3) 避難場所、公共施設、病院等防災上重要施設の周辺道路
- (4) 町の主要幹線道路

#### 3 除去の協力要請

町単独で障害物除去が困難な場合は、京都府、関係機関（団体）他の市町村等に対し協力を要請する。

### 第3 河川関係障害物の除去

#### (1) 障害物除去の実施

河川管理者は、災害時における河川、公共下水道、排水路等の巡視を行うとともに、橋脚、暗渠流入口等につかえる浮遊物、その他障害物を除去する。

#### (2) 除去の協力要請

町単独で障害物除去が困難な場合は、京都府、関係機関（団体）、他の市町村等に対し協力を要請する。

### 第4 住宅関係障害物の除去

#### 1 災害救助法が適用された場合

災害救助法が適用された場合の対象者及び実施機関は次のとおりとする。

- (1) 町は、除去対象戸数及び所在を調査し、知事に報告する。除去を実施する戸数は、半壊及び床上浸水した世帯の15%以内とする。
- (2) 労力、機械等が不足する場合は、京都府や他の市町村、建設業協会等に協力を要請する。
- (3) 実施期間は、災害発生の日から10日以内を原則とする。

## 2 災害救助法が適用前の場合

原則として、障害物のため当面の日常生活が営み得ない状態で、かつ自らの資力では、当該障害物を除去できない者に対し実施する。

なお、町単独で障害物除去が困難な場合は、京都府、関係機関（団体）、他の市町村等に対し協力を要請する。

## 第18節 清掃計画

### 第1 計画の目的

この計画は、被災地のごみ及びし尿の処理等の清掃業務等を迅速かつ適切に処理し、環境の浄化を図る対策について定める。

### 第2 計画の内容

#### 1 実施者

災害時における被災地の清掃等は、久御山町災害廃棄物処理計画に基づき町が実施するものとする。町の被害が激甚のため町独自で実施することが困難であるときは、他市町村や民間業者からの応援を得て実施するものとし、そのいずれの場合にも府に連絡するものとし、廃棄物の収集運搬及び処分については、必要な斡旋を求めるものとする。

#### 2 ごみの処理

- (1) 災害発生後は環境衛生面の観点から、感染性及び有害廃棄物、腐敗性可燃物や交通障害となるもの等、緊急度の高いものを優先的に収集する。
- (2) 災害によって生じた倒壊家屋等からの廃棄物（がれき）の一時保管場所である仮置場の配置及び廃棄物（がれき）の最終処分までの処理ルートの確保を図る。
- (3) 災害廃棄物については、解体、仮置き、最終処分の各段階において積極的な分別等を実施し、資源化・減量化の推進を図る。また、十分に環境に配慮した廃棄物の処理を行う。
- (4) ごみの処分は城南衛生管理組合の施設によるものとする。

#### 3 し尿の処理

被害の規模に応じた処理計画に基づき城南衛生管理組合等の協力を得て、次の事項を実施する。

##### (1) 野外仮設便所の処置

ア 避難所等の避難人員及び場所を確認し、水道の復旧状況を勘案のうえ、当該避難場所等の仮設トイレの必要数やし尿の処理見込み量を把握する。

イ し尿処理施設の被害状況と稼働見込みを把握し、必要により、仮設トイレを避難所等に設置する。

ウ 被災地における野外仮設便所は立地条件を考慮し漏洩等により地下水汚染しない場所を設定して設置する。

エ 仮設便所やその管理に必要な消毒剤、脱臭剤等の備蓄を行うとともに、その調達を迅速かつ円滑に行う体制を整備する。

##### (2) 汲み取りの制限

被災地域での処理能力が及ばない場合には、とりあえずの措置として便池内容の2割～3割程度の汲み取りを全戸に実施し各戸の使用を可能にする。

##### (3) し尿の処分

し尿の処分は城南衛生管理組合の施設で処理するものとする。

#### 4 町所有のじん芥収集車の台数と収集能力

車種別	台数	1台の最大積載量	1日の稼働回数	1日の処理量
4t車	2台	2.25t / 1.75t	3回	12t
2t車	3台	2t	3回	18t
貨物ダンプ車	2台	2t	3回	12t

## 第19節 文教等対策計画

### 第1 計画の方針

この計画は、災害地における文教等対策については児童生徒の生命を第一義とし休校（園）、登下校（園）、応急保育・教育、文教等施設設備の応急復旧、教科書、学用品等の調達及び配給、給食、保育・教育実施者の確保等について定める。

### 第2 実施責任者

- 1 町立こども園、小、中学校の被害報告、応急保育・教育及び町立文教施設の応急復旧対策、学用品の給与等は教育長
- 2 各学校（園）の災害発生に伴う適切な措置については学校長及び園長
- 3 町立児童福祉施設の応急復旧対策等は町長

### 第3 休校（園）の措置

#### 1 授業開始後の措置

災害発生においては、生徒（児童）の生命の安全を第一義とし各学校（園）の非常対策計画に基づき敏速に避難させること。又、発生が予想される気象条件となったときは、各学校（園）長は、教育委員会と協議し必要に応じて休校（園）措置をとるものとする。帰宅させる場合は注意事項を十分徹底させ低学年児童については教師が地区別に付添うものとする。

#### 2 登校（園）前の措置

休校（園）措置を登校（園）前に決定したときは、直ちに広報車又は電話等により計画に基づく連絡系統により、速やかに伝達し児童生徒に対し徹底を図る。また、災害が京都府下全域に及ぶことが明らかに予想される場合においては、府教育委員会が防災に関する特別の指示をすることがある。

### 第4 応急教育計画

授業実施のための校舎等施設の確保は、おおむね次の方法によるものとする。

#### 1 校舎の一部が利用できない場合

特別教室、屋内体育施設等を利用し、なお不足するときは二部授業とする。

#### 2 被害学校が一校で大部分が使用不能の場合

他の公共施設を利用するほか、隣接校の余剰教室を借用する等適切な措置をとる。

### 第5 教科書及び学用品の調達並びに支給

#### 1 調達方法

##### （1）教科書の調達

被災のため代替の教科書を要する場合は、速やかに児童生徒に配付されるよう努める。

##### （2）学用品の調達

学用品については、府教育委員会から送付を受けたものを配付するほか、府教育委員会の指示により調達する。

## 2 支給対象者

住家が全焼、全壊、流出、半焼、半壊又は床上浸水その他の被害を受けた世帯の児童生徒で教科書、学用品を滅失又はき損した者。

## 3 納入の方法

教育委員会は校長と緊密な連絡を保ち、納入の対象となる児童生徒を調査把握し、納入を必要とする学用品の確保を図り各学校を通じて対象者に納付する。

## 4 支給品目

- (1) 教科書
- (2) 文房具（ノート、鉛筆、消ゴム、クレヨン、絵具、画筆、画用紙、下敷、定規等）
- (3) 通学用品（運動靴、かさ、カバン、風呂敷、ゴム靴等）

## 第6 教科書及び学用品等納入の費用及び期間

教科書及び学用品等納入の費用及び期間については災害救助法が適用された場合に準じて行う。（資料編15頁～18頁「災害救助法による救助の程度、方法及び期間並びに実費弁償基準（早見表）」参照）

## 第7 学校給食対策

教育委員会は応急給食の必要があると認めるときは、関係機関と協議のうえ実施する。

## 第8 応急保育・教育

- (1) 学校教育課長は、災害発生時において通常の保育・教育ができないと判断したときは、教育長の承認を得て応急保育・教育を実施する。
- (2) こども園長は、こども園児の安全と被災状況を調査し、速やかに学校教育課長に報告する。
- (3) こども園長は、施設等が被災したことを確認したときは、職員を動員してこども園の整理を行い復旧に全力を講じる。
- (4) 学校教育課長は、施設の被害が相当に甚大で、長期間保育・教育できない場合、教育長と協議し早期に保育・教育が再開できるよう措置する。
- (5) こども園長は、災害時の連絡網に基づき、応急保育・教育についての情報を保護者に遅滞なく提供するよう努める。

## 第9 その他

### 1 教職員の確保

教育班は、教職員の被災状況を把握するとともに、山城教育局と緊密な連絡をとり、教職員の確保に努める。

### 2 児童生徒の健康管理・保健衛生

災害発生時における児童生徒等及び教職員等の健康管理・保健衛生に留意し、災害の状況により被災学校の児童生徒に対し、感染症予防接種及び健康診断を山城北保健所に依頼し実施する。

### 3 被害情報の収集・伝達

災害の規模・程度に応じ、迅速に情報収集に関する体制をとり、学校等から必要な情報を収集する。情報の収集は発災後、できるだけ迅速に行い、順次精度を上げるよう努め、

学校等において各々の計画に基づき災害に対する所要の応急措置を講ぜられるよう必要な情報の伝達を行う。

#### 4 施設・設備の緊急点検等

災害が発生する恐れがある場合、学校等において施設・設備の緊急点検及び巡視を実施するとともに、必要に応じ、重要な教材・教具、書類等の損失、損傷を防護し、安全な箇所への移動等適切な措置を講じる。

#### 5 児童生徒等の転入学に関する措置

被災地から一時的に転校する児童生徒等に対し、災害の状況等に応じ、速やかに転入学の受入れ及び教科書、学用品等の支給が行われるよう必要な措置を講じる。

#### 6 卒業、入学試験、就職活動に関する措置

教育に関する応急措置の期間が卒業、入学試験、就職活動等の時期に及ぶ場合は、必要に応じその円滑な実施のため適切な措置を講じる。

#### 7 危険物等の保安

学校等において管理する電気、ガス(高圧ガスを含む。)、危険薬品、アルコール、石油等その他の危険物の災害発生時における保安のため、管理上必要な措置を講じる。

#### 8 被災者の救護活動への連携・協力

学校等が避難所やボランティアの活動拠点となる場合は、早期の教育機能の回復に配慮しつつ、円滑な運営等に関し市町村災害担当部局等と連携を図る。

## 第 20 節 輸送計画

### 第 1 計画の方針

この計画は、災害時における被災者の避難、傷病者の収容並びに隔離、応急対策に必要な要員物資等迅速確実な輸送を実施するための対策について定める。

### 第 2 実施機関

災害時における輸送力の確保措置は、町災害対策本部において行う。ただし、災害が激甚のため町災害対策本部において確保することが困難な場合は関係機関の応援を求めて実施するものとする。

### 第 3 輸送及び移送は被害の状況及び地形等より判断し、次のうち最も適切な方法により行うものとする。

- 1 トラック、バス等による輸送、移送
- 2 舟艇等による輸送、移送
- 3 人夫等による輸送、移送
- 4 航空機による輸送、移送

### 第 4 災害対策本部の輸送力確保措置

#### 1 実施事項

##### (1) 人員の輸送

災害によって優先輸送される人員は災害対策本部要員、消防職（団）員、水防団員、応急措置を行う要員に救出された被災者等。

##### (2) 物資の輸送

物資輸送については、京都府山城広域振興局及び関係機関と密接な連絡調整を行い決定するが、緊急物資として優先輸送するのは飲料水、医薬品、防疫物資、生活必需品、災害復旧用資材、車両用燃料等とする。

#### 2 自動車等の借り上げ

応急対策実施機関所有のものを使用してもなお不足する場合は、民間所有の車両等を借り上げるものとする。

#### 3 公用自動車等の配車

公用自動車等の配車計画は、総務・広報班において行い配車要領等の細部内容については、災害対策本部各班活動計画において定めるものとする。

#### 4 輸送力確保について特に協力を要請する機関救護班においては、救助物資等の輸送の万全を期すため災害の状況に応じ次に掲げる関係機関に対し連絡又は必要な措置を講ずるよう協力を要請するものとする。

- (1) 近畿日本鉄道株式会社
- (2) 京阪電気鉄道株式会社
- (3) 京阪バス株式会社
- (4) 京都京阪バス株式会社
- (5) 民間運送機関（トラック協会・レンタカー会社など）

## 5 輸送の要請

応急対策実施機関所有のものを使用してもなお不足する場合は、民間又は他機関及び自衛隊所有の車両、船舶あるいは航空機等を使用又は借上げるものとする。この場合おおむね次の事項を明示して要請するものとする。

- (1) 輸送区間及び借上げ期間
- (2) 輸送人員又は輸送量
- (3) 車両等の種類及び台数
- (4) 集合場所及び日時
- (5) その他必要な事項

## 第5 町有車両・舟艇の状況

班名（使用課等）	台数	車両・舟艇	車両管理番号	無線
総務・広報班 （総務課・企画財政課・議会事務局）	1	普通乗用車	町長車	
	1	小型乗用車	302号 (日産・リーフ)	
	2	バス		
	1	小型乗用車	304号 (三菱・パジェロイオ)	
	1	ワゴン車	305号 (トヨタ・ハイエース)	
	1	小型乗用車	301号 (ホンダ・シャトル)	
調達班 （税務課）	1	小型乗用車	102号 (トヨタ・プリウス)	
	1	軽四貨物車	101号 (スズキ・エブリィ)	
地区・救護班（福祉課・住民課戸籍住民係・国保健康課・子育て支援課（保健師））	2	軽四貨物車	103号 (ダイハツ・ハイゼットカーゴ) 202号 (ダイハツ・ハイゼットカーゴ)	
衛生班 （住民課生活衛生係・産業・環境政策課環境企画係）	5	塵芥収集車		
	2	普通貨物車	(ダンプカー)	
建設班 （建設課・新市街地整備課）	1	普通貨物車	(トヨタ・ライトエース)	
	2	小型乗用車	208号 (トヨタ・プリウス)	
	1	軽四貨物車	(ダイハツ・ハイゼットカーゴ)	
	1	軽四貨物車	(ダイハツ・ハイゼット)	
	1	軽四貨物車	(ダイハツ・ハイゼット)	
	1	軽四貨物車	(トヨタ・ハイゼットマニュアル)	
上下水道班 （上下水道課）	1	軽四貨物車	(ダイハツ・ハイゼット)	
	1	軽四乗用車	(ダイハツ・ムーブ)	
	1	普通貨物車	緊急車 (日産・ダットサントラック)	
	1	普通貨物車	給水車 (イスズ・エルフ)	
	1	軽四貨物車	(ダイハツ・ハイゼットカーゴ)	
	1	軽四乗用車	(ダイハツ・ミラ)	
	1	軽四乗用車	(ダイハツ・デッキバン)	
	1	軽四乗用車	(ダイハツ・ハイゼット)	

教育班（学校教育課・生涯学習応援課・子育て支援課（保健師除く））	1	軽四貨物車	(ダイハツ・ハイゼット)	
消防班 (消防本部)	3	消防自動車	普通・化学・救工	あり
	2	救急自動車	高規格・救急車	あり
	1	普通貨物車	緊急資材搬送車	あり
	1	軽四乗用車	広報車	あり
	1	普通乗用車	指令車	あり
	10	軽四貨物車	小型消防ポンプ積載車、高規格救急車、資機材搬送車、搬送車等	
	5	艇	ゴムボート(手漕ぎ4・船外機付き1)	

※平成18年4月1日から公用車の管理は、集中管理となったが、災害時における被災者の避難等に必要な要員物資等の輸送に使用する公用車は、従来の車名の公用車を上記の管理課等が、管理・使用するものとする。

## 第6 緊急輸送道路の確保

災害発生時に救急、医療、消火並びに緊急物資の搬送等を迅速、的確に実施するため、関係機関と調整を図り、道路整備、災害防止などに努める。

### 1 第一次緊急輸送道路

- ・ 府庁と総合庁舎を連絡する道路
  - ・ 他府県からの広域輸送道路（高速道路、一般国道の指定区間等）
  - ・ 重要港湾舞鶴港を連絡する道路
- ・ 第2京阪道路（京都市境～大阪府境・路線延長 10.5 km）
  - ・ 京滋バイパス（大山崎JCT～滋賀県境・路線延長 17.5 km）
  - ・ 国道1号（京都市境～大阪府境、京都市境～大阪府境（第2京阪道路側道）、国道24号～国道478号交点（京滋バイパス側道）・路線延長 16.1 km）
  - ・ 国道24号（京都市境～奈良県境 27.1 km）
  - ・ 国道478号（国道171号交点～国道1号交点・路線延長 5.2 km）
  - ・ 主要地方道 宇治淀線（国道24号交点～宇治若森線・路線延長 4.1 km）
  - ・ 主要地方道 京都宇治線（京滋バイパス交点～宇治淀線交点・路線延長 1.4 km）

### 2 第二次緊急輸送道路

- ・ 第一次緊急輸送道路と市町村役場等、その他の防災拠点を連絡する道路。
- ・ 主要地方道 宇治淀線（国道24号交点～京都市境・路線延長 5.1 km）

## 第7 緊急通行車両等の取扱い

### 1 緊急通行車両等確認申請

災害対策基本法第76条の規定による緊急輸送のための車両通行の確認を受ける必要があるときは、「緊急通行車両等確認申請書」（資料編48頁参照）を警察本部、宇治警察署または交通検問所に提出し、「標章」及び「緊急通行車両等確認証明書」（資料編46頁～47頁参照）の交付を受けるものとする。

## 2 緊急通行車両等の事前届出

災害発生時に緊急通行車両等であることの確認等を迅速に行うため、災害が発生した場合に、災害対策基本法に規定する緊急通行車両及び大規模震災対策特別措置法に規定する緊急輸送車両として使用される予定の車両については、あらかじめ宇治警察署に「緊急通行車両等事前届出書」を提出し「緊急通行車両等事前届出済証」(資料編45頁参照)の交付を受けるものとする。

## 第21節 労働力確保計画

### 第1 計画の方針

大地震の発生時には、町及び防災関係団体等の職員のみでは、十分な応急対策を行う人員に不足を生じる事態も想定されるため、必要な労働力を迅速に確保しうるよう対策を講じる。

### 第2 労働者の雇用

#### 1 実施責任者

災害応急対策を実施するために必要な労働者の雇用は、公共職業安定所を通じて、本部長（町長）が行う。

#### 2 労働者の雇用の範囲

災害応急対策の万全を期すため、次の範囲で救助の実施に必要な労働者を雇用する。

種類	内容
(1) り災者の避難	災害のため現に被害を受け、又は受けるおそれのある者自身を安全地帯に避難させるため、本部長（町長）が雇用する労働者
(2) 医療及び助産における移送	○医療・救護班によることができない場合において、患者を病院、診療所等へ運ぶための労働者 ○医療・救護班に属する医師、助産師、看護師等の移動に伴う労働者 ○自宅療養によることとなった患者の輸送のための労働者
(3) り災者の救出	○り災救出行為そのものに必要な労働者 ○救出に要する機械、器具、その他資材を操作し、又は後始末をするための労働者
(4) 飲料水の供給	○飲料水そのものを供給するための労働者 ○飲料水を供給するための機械、器具の運搬、操作等に要する労働者 ○飲料水の浄化のための医薬品の配布に要する労働者
(5) 救済用物資（義援物資を含む。）の整理、輸送及び配分	○救済用物資の種類別、地区別区分、整理、保管等の一切に係る労働者 ○救済用物資の送達のための労働者 ○救済用物資のり災者への配布に係る労働者
(6) 遺体の搜索	○遺体の搜索行為自体に必要な労働者 ○搜索に要する機械、器具その他の資材の操作又は後始末のための労働者
(7) 遺体の処理	○遺体の洗浄、消毒等の処置をするための労働者 ○遺体を仮安置所まで輸送するための労働者

以上のほか、埋葬、焼き出し、その他救助作業の労働者を雇用する必要がある場合は、厚生労働大臣の承認を受けるものとする。

### 3 労働者雇用の方法

- (1) 災害応急対策並びに救助の実施に必要な労働者の雇用を必要とする場合は、その目的及び種目ごとに計画をたて、必要最小限度の労働者を雇用する。
- (2) 労働者の雇用は、災害対策本部長が現地において直接雇用するか、公共職業安定所を通じて行う。
- (3) 労働者の雇用を決定した場合は、臨時雇用（人夫）台帳や賃金支払関係の書類を保存するものとする。

### 4 労働者雇用の期間

労働者雇用の期間は、災害応急対策の開始から終了までの必要な期間とするが、災害救助法に基づく労働者雇用の期間は、それぞれ救助の実施が認められている次の期間である。  
ただし、厚生労働大臣の承認を得て必要な期間延長できる。

労働者雇用の種類と期間

雇用の種類		労働者雇用の期間
(1) り災者の避難労働者		被害が現に発生し、又はおそれのある1日程度
(2) 医療及び助産における移送 労働者	a 医薬における輸送 b 助産における輸送	a 災害発生の日から14日以内 b 災害発生の日から13日以内 (最長期間)
(3) り災者の救出労働者		災害発生の日から3日以内
(4) 飲料水の供給労働者		災害発生の日から7日以内
(5) 救済用物資（義援物資を含む。）の整理、輸送及び配分労働者	a 被服、寝具、その他生活必需品の整理等 b 学用品の整理 i 教科書 ii その他のもの c 炊き出し用食糧品等の整理 d 医薬品、衛生材料の整理等	a 災害発生の日から7日以内 b i 災害発生の日から1か月 ii 災害発生の日から15日以内 c 災害発生の日から7日以内 d 災害発生の日から14日以内
(6) 遺体の搜索労働者		災害発生の日から10日以内
(7) 遺体の処理労働者		災害発生の日から10日以内

## 5 労働者の賃金

雇用した労働者の賃金は、法令その他に規定されているものを除き、雇用した地域における通常の実費程度とする。

## 6 費用負担区分

- (1) 災害救助法の適用を受けた場合（限度額内）……………府負担
- (2) その他の場合……………町負担

## 7 応援要請

災害対策本部長は、災害応急対策及び災害救助を実施するにあたり、人員が不足しボランティアの動員並びに労働者の雇用が不可能なときは、京都府に要請する。

## 第22節 自衛隊災害派遣要請計画

### 第1 計画の方針

この計画は、天災地変その他の災害に対し、住民の人命及び財産を保護するため必要があると認められる場合における自衛隊の派遣要請についてその手続きを定める。

### 第2 災害派遣要請基準

町長は、災害が発生し、又はそのおそれがある場合、町及び府並びに関係機関等の機能をもってしても、なお防災の万全を期し難いと認めるときは、京都府山城広域振興局を通じて知事に対し自衛隊の災害派遣を要請するものとする。

ただし、緊急を要するときは、直接次の自衛隊に要請連絡し、後刻京都府山城広域振興局に報告する。

#### (1) 陸上自衛隊第4施設団

所在地 宇治市広野町風呂垣外1-1

電話番号

区分	勤務時間内	勤務時間外（夜間）
N T T回線	(0774) 44-0001 (内線 236)	(0774) 44-0001 (内線 223)
京都府衛星通信系 防災情報システム（第3科）	衛星 7-757-8109 地上 8-757-8109	衛星 7-757-8101 地上 8-757-8101

#### (2) 陸上自衛隊第7普通科連隊

所在地 福知山市天田無番地

電話番号

区分	勤務時間内	勤務時間外（夜間）
N T T回線	(0773) 22-4141 (内線 235)	(0773) 22-4141 (内線 302)
京都府衛星通信系 防災情報システム（第3科）	衛星 7-835-8103 地上 8-835-8103	衛星 7-835-8108 地上 8-835-8108

### 第3 災害派遣要請要領

1 町長は、知事に対し自衛隊の災害派遣を要請しようとするときは、次の事項を明らかにするため、文書をもって行うものとする。ただし、緊急を要するときは、口頭又は電話等によるものとし、後刻速やかに正式文書で要請する。

- (1) 災害の状況及び派遣を要請する理由
- (2) 派遣を希望する期間
- (3) 派遣を希望する区域及び活動内容
- (4) その他参考となる事項

2 町長は、災害派遣を受けようとするときは、次の事項を確立する。

- (1) 総務・広報班は派遣部との連絡にあたるため、あらかじめ連絡職員を指名する。
- (2) 総務・広報班は、派遣部隊の宿泊所等を準備する。
- (3) 作業内容に応じ各班は作業計画を樹立し、派遣部隊と作業につき協議する。

(4) 部隊集結位置、ヘリポート、駐車場等、N T T回線(使用可能時)を確保する。

### 3 京都府知事への報告

総務・広報班は、派遣部隊が到着したときは、京都府山城広域振興局を通じて知事に報告する。

## 第4 災害派遣部隊の主な活動内容は、次のとおりとする。

- 1 人命の救援活動
- 2 水防及び消防活動
- 3 除雪、地すべり等の応急対策及び道路応急復旧等の土木活動
- 4 救護物資等の輸送活動
- 5 応急の医療、防疫、給水及び通信の支援
- 6 その他の災害予防及び応急措置

## 第5 使用器材等の準備

町長は、自衛隊で保有する使用可能資器材等以外の必要なものはあらかじめ準備する。

## 第6 経費の負担区分

町長は、災害派遣部隊の活動に要する次の経費について負担する。

- 1 災害派遣部隊の宿泊施設等の借上料、損料、光熱水料、電話料及び附帯設備料
- 2 1に規定するもののほか、必要経費で協議のととのったもの。

## 第7 撤収の要請

町長は、災害派遣要請の目的を達成したとき、又は必要がなくなったときは、速やかに文書をもって京都府山城広域振興局長を通じて知事に対しその旨報告する。

ただし、文書による報告に日時を要するときは、口頭又は電話等で要請しその後文書を提出する。

## 第23節 ボランティアの受け入れ計画

### 第1 計画の方針

災害時の被災者支援ボランティア活動は、被災者や被災地の復旧及び復興支援において、極めて大きな役割を果たすものであるが、需給調整等を丁寧に行わなければ、その力が効果的に発揮されないおそれがある。

発災時において災害ボランティアが効率よく活動できるよう、関係機関と共に必要な体制の整備を図る。

### 第2 災害ボランティアセンターの設置

- (1) 災害対策本部は、久御山町社会福祉協議会等関係機関と協議し、災害の規模、被害状況等を勘案し、同協議会等に災害ボランティアセンターの非常時体制移行と運営について要請を行う。
- (2) 久御山町社会福祉協議会等は、災害対策本部からの設置要請を受け、おおむね災害発生から72時間以内に運営を開始できるように協議及び準備を行う。
- (3) 災害ボランティアセンターは災害対策本部、自主防災会及びその他関係機関と連携・協働し、被災者のボランティアニーズの把握、災害ボランティアの受け入れと需給調整等の活動を展開する。

### 第3 災害ボランティアセンターの運営

#### 1 ボランティアニーズの受け付け

- (1) 被災者からのボランティア派遣依頼の受け付けを行う。
- (2) 派遣依頼の内容について、安全性やボランティア派遣の必要性等を検討し、派遣についての判断を行う。

#### 2 災害ボランティアの受け入れ

- (1) 久御山町に被災者支援活動の目的で訪れたボランティアの受け付け及び登録を行う。
- (2) 登録時にボランティア保険の加入の有無を確認し、未加入の場合は加入の斡旋を行う。
- (3) 医師、建築士等専門技術を有するボランティアの派遣申し込みがあった場合は、窓口となる各班に受け入れを依頼する。

#### 3 災害ボランティアの派遣

- (1) ボランティアニーズと受け付けされたボランティアの需給調整を行い、ボランティアの派遣を行う。
- (2) 派遣依頼が多数となり、ボランティアの不足が見込まれる場合は、災害ボランティアセンターホームページや各メディアへの広報によってボランティア募集等を行う。

### 第4 活動資器材の調整・提供

災害ボランティアセンターは、ボランティア活動の内容や規模等を把握し、必要な活動資器材の調整・提供を災害対策本部に依頼する。

### 第5 災害ボランティアセンターの運営資金

災害ボランティアセンターの復旧活動等に関する費用及び運営資金の確保は町が実施し、災害ボランティアセンターは、災害対策本部と協議調整し、助成金や支援金等の活用を図る。

## 第6 災害ボランティアセンターの業務終了

災害ボランティアセンターの業務終了時期については、被災住民の自主的な再建を念頭におき、被災者等地域住民の生活の落ち着きを確認しながら、関係機関と協議を行い、災害対策本部と久御山町社会福祉協議会等が相互に協議した上で決定する。

# 第4章 災害復旧計画

## 第1節 住民生活安定のための緊急措置に関する計画

### 第1 計画の方針

大災害の発生は、多数の住民の生命や身体に危害を与えるのみならず、住居、家財の喪失、環境破壊等などをもたらし、住民を極度の混乱状態に陥れることになる。

このような混乱状態を解消し、早期に人心の安定と社会秩序の維持を図り、被災者が、その痛手より速やかに再起・再生するよう必要な計画を定める。

### 第2 被災者の生活再建等の支援

災害により被害を受けた住民が、速やかに再起できるよう、被災者に対し職業の斡旋、町税の徴収猶予や減免、資金の融資、災害弔慰金の支給等により、被災者の生活再建等を支援する。

#### 1 職業の斡旋

離職者の状況把握に努め京都府に報告するとともに、早期の再就職の促進を図る。京都府は、それらに基づいて、公共職業安定所を通じ職業の斡旋に努める。

#### 2 町税の減免等

町長は、被災者に対し、地方税法及び町税条例により、町税の納期限等の延長、徴収猶予及び減免等を実情に応じて実施する。

##### (1) 納期限等の延長

災害により、被害を受けた納税義務者等が期限内に申告書類等の提出又は町税の納付若しくは納入をすることができない場合は、納期限等を延長する。(地方税法第20条の5の2)

##### (2) 徴収猶予

災害により、被害を受けた納税義務者等が町税を一時に納付又は納入することができない場合は、申請に基づき1年以内において徴収を猶予する。

なお、やむを得ない理由があると認められる場合は、当初の猶予期間と合わせて2年以内において、その期間を延長する。(地方税法第15条)

##### (3) 減免

被災した納税義務者に対し、該当する各税目について減免を行う。(地方税法第323条、第367条、第605条の2)

#### 3 災害弔慰金等の支給・災害援護資金の貸付け

町は、「災害弔慰金の支給等に関する条例」(資料編19頁～22頁参照)、「久御山町災害見舞金等支給要綱」(資料編25頁～27頁参照)により、地震等の自然災害により被災した住民に対して災害弔慰金、災害障害見舞金の支給及び災害援護資金の貸付けを行う。

(1) 災害弔慰金

支給対象	○災害によって死亡した者の遺族
支給額	<ul style="list-style-type: none"> <li>○死亡者が受取者の生計を維持していた場合は 500 万円</li> <li>○その他の場合は 250 万円</li> </ul> <p>ただし、死亡者が災害障害見舞金の支給を受けている場合は、その額を控除して支給</p>

(2) 災害障害見舞金

支給対象	○災害によって負傷し、又は疾病にかかり治った場合に、「災害弔慰金に関する法律」に定める程度の障害がある障害者
支給額	<ul style="list-style-type: none"> <li>○障害者が世帯の生計を維持していた場合は 250 万円</li> <li>○その他の場合は 125 万円</li> </ul>

(3) 災害援護資金の貸付け

貸付け対象	○災害によって「災害弔慰金に関する法律」に定める被害を受けた世帯の世帯主																						
貸付け額	<table border="0"> <tr> <td>(1) 療養する期間がおおむね 1 カ月以上である世帯主の負傷があり、かつ次のいずれかに該当する場合</td> <td></td> </tr> <tr> <td>○家財の被害金額が、その家財の価額の 3 分の 1 に満たない損害で、かつ住居の損害がない場合</td> <td>150 万円</td> </tr> <tr> <td>○家財の被害金額が、その家財の価額の 3 分の 1 以上である損害があり、かつ住居の損害がない場合</td> <td>250 万円</td> </tr> <tr> <td>○住居が半壊した場合</td> <td>270 万円</td> </tr> <tr> <td>○住居が全壊した場合</td> <td>350 万円</td> </tr> <tr> <td>(2) 世帯主の負傷がなく、かつ、次のいずれかに該当する場合</td> <td></td> </tr> <tr> <td>○家財の損害があり、かつ、住居の損害がない場合</td> <td>150 万円</td> </tr> <tr> <td>○住居が半壊した場合</td> <td>170 万円</td> </tr> <tr> <td>○住居が全壊した場合</td> <td>250 万円</td> </tr> <tr> <td>○住居の全体が滅失若しくは流失した場合</td> <td>350 万円</td> </tr> <tr> <td>(3) (1) の住居の半壊、(2) の住居の半壊・全壊の場合において、住居を建て直す際に残存部分を取り壊さざるを得ない場合等特別事情がある場合は、270 万円を 350 万円に、170 万円を 250 万円に、250 万円を 350 万円とする。</td> <td></td> </tr> </table>	(1) 療養する期間がおおむね 1 カ月以上である世帯主の負傷があり、かつ次のいずれかに該当する場合		○家財の被害金額が、その家財の価額の 3 分の 1 に満たない損害で、かつ住居の損害がない場合	150 万円	○家財の被害金額が、その家財の価額の 3 分の 1 以上である損害があり、かつ住居の損害がない場合	250 万円	○住居が半壊した場合	270 万円	○住居が全壊した場合	350 万円	(2) 世帯主の負傷がなく、かつ、次のいずれかに該当する場合		○家財の損害があり、かつ、住居の損害がない場合	150 万円	○住居が半壊した場合	170 万円	○住居が全壊した場合	250 万円	○住居の全体が滅失若しくは流失した場合	350 万円	(3) (1) の住居の半壊、(2) の住居の半壊・全壊の場合において、住居を建て直す際に残存部分を取り壊さざるを得ない場合等特別事情がある場合は、270 万円を 350 万円に、170 万円を 250 万円に、250 万円を 350 万円とする。	
(1) 療養する期間がおおむね 1 カ月以上である世帯主の負傷があり、かつ次のいずれかに該当する場合																							
○家財の被害金額が、その家財の価額の 3 分の 1 に満たない損害で、かつ住居の損害がない場合	150 万円																						
○家財の被害金額が、その家財の価額の 3 分の 1 以上である損害があり、かつ住居の損害がない場合	250 万円																						
○住居が半壊した場合	270 万円																						
○住居が全壊した場合	350 万円																						
(2) 世帯主の負傷がなく、かつ、次のいずれかに該当する場合																							
○家財の損害があり、かつ、住居の損害がない場合	150 万円																						
○住居が半壊した場合	170 万円																						
○住居が全壊した場合	250 万円																						
○住居の全体が滅失若しくは流失した場合	350 万円																						
(3) (1) の住居の半壊、(2) の住居の半壊・全壊の場合において、住居を建て直す際に残存部分を取り壊さざるを得ない場合等特別事情がある場合は、270 万円を 350 万円に、170 万円を 250 万円に、250 万円を 350 万円とする。																							
利率等	<ul style="list-style-type: none"> <li>○償還期間は 10 年とし、3 年は据置期間とする。</li> <li>○利率は、据置期間中は無利子とし、その後は年 3 % とする。</li> </ul>																						

(4) 災害見舞金

支給対象	○災害により人命、住家等に被害を受けた住民
支給額	<ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 全焼（全壊）又は流失           <ul style="list-style-type: none"> <li>○1世帯当たり 10万円</li> <li>○1人当たり 1万円</li> </ul> </li> <li>(2) 半焼（半壊）           <ul style="list-style-type: none"> <li>○1世帯当たり 5万円</li> <li>○1人当たり 5千円</li> </ul> </li> <li>(3) 水損 1世帯当たり 5万円</li> <li>(4) 死亡者 1人当たり 5万円</li> <li>(5) 床上浸水 1世帯当たり 3万円</li> </ul>

4 生活資金等の貸付け

(1) くらしの資金貸付け

貸付け対象	○災害により、緊急で一時的にくらしのための資金を必要としている世帯の世帯主
貸付け額	○1世帯当たり10万円以内（単身世帯は5万円以内）。ただし、過去の貸し付けを受けた未償還金がある場合は、その差額の範囲内
利率等	<ul style="list-style-type: none"> <li>○償還期間は2年以内、据置期間は4ヶ月以内</li> <li>○無利子、無担保、保証人不要</li> </ul>

(2) 災害援護資金

実施機関	○京都府社会福祉協議会・久御山町社会福祉協議会
協力機関	○久御山町民生児童委員
貸付対象	○被災低所得者（被災によって低所得者となった者を含む。）

5 国税・府税の減免等

国及び京都府は、被災者に対し法令及び府条例により、国税・府税の減免等の緩和措置を実施する。

(1) 国税

ア 納期限等の延長

被災者に対して国税の申告、申請、請求等書類の提出、国税の納付を行う期限を延長する。

イ 徴収猶予・減免

被災者に対して所得税及び給与所得に対する源泉所得税の減免、徴収猶予を実施する。

(2) 府税

ア 納期限等の延長

被災者に対して府税の申告、申請、納付納入等の期限を延長する。

イ 徴収猶予

被災者に対して1年以内において府税の徴収を猶予する。また、やむを得ない理由がある場合には、当初の猶予期間と合わせて2年以内において、その期間を延長する。

## ウ 減免等

被災者に対し、被災状況に応じて各種府税の減免又は納入義務免除等を行う。

### 6 独立行政法人住宅金融支援機構法に基づく災害復興住宅資金の貸付け

独立行政法人住宅金融支援機構に被災者に対する貸付金の融資を申請するとともに、被災者に融資制度の周知徹底を図り、借入れ希望者に対しての指導を行う。

### 7 り災証明書の発行

町は、り災した世帯の再建復興のために、手続書類として「り災証明書」（資料編50頁参照）を発行する。り災証明書の発行に当たっては、迅速な処理を行う。

なお、必要な手続き等は、次のとおりとする。

#### （1）発行の担当部署

り災証明書の発行事務は、調達班が担当する。

#### （2）発行の手続き

調達班は、個別調査結果に基づき「り災者台帳」（資料編51頁参照）を作成する。

り災証明書の申請（資料編49頁参照）があった場合には、り災者台帳で確認の上発行するとともに、その旨を「り災証明書交付簿」（資料編52頁参照）に記録する。

なお、り災者台帳により確認できないときは、申請者の立証資料に基づき現地調査を行い、り災証明書を発行する。

#### （3）証明の範囲

り災証明書の発行は、災害対策基本法第2条第1号に規定する災害で、次の事項について証明する。

証明の対象	証明の内容
住家	<input type="radio"/> 全壊 <input type="radio"/> 大規模半壊 <input type="radio"/> 中規模半壊 <input type="radio"/> 半壊 <input type="radio"/> 準半壊 <input type="radio"/> 準半壊に至らない（一部損壊）
人	<input type="radio"/> 死亡 <input type="radio"/> 行方不明 <input type="radio"/> 負傷

#### （4）証明手数料

久御山町災害警戒本部又は災害対策本部が設置された場合は、り災証明の証明手数料を徴収しない。

#### （5）交付対象者

り災証明の交付にあっては、原則申請を本人及び同居家族とし、その他の場合は、委任状を必要とする。

### 第3 義援金品等に関する計画

災害時において、住民等から被災者に寄贈される義援金品について、その受付の便宜を図り、配分の円滑化について定める。

#### 1 義援金品の受付

##### (1) 義援金の受付

災害対策本部は、当該現金を町会計管理者所管の歳入歳出外現金に受け入れるものとする。

ただし、災害対策本部が設置されていない場合は、民生部福祉課、住民課戸籍住民係がこれを行うものとする。

##### (2) 義援物資の受付

災害対策本部は、当該物資の保管を行うものとする。ただし、災害対策本部が設置されていない場合は、民生部福祉課、住民課戸籍住民係がこれを行うものとする。

#### 2 義援金品の配分

義援金品の配分は、災害対策本部（地区・救護班）が行うものとする。配分にあっては、被災状況等を勘案して関係機関と協議し、配分方法等を決定し、被災者に対する円滑な配分を行うものとする。

## 第2節 被災者生活再建支援制度の適用計画

自然災害によりその生活基盤に著しい被害を受けた者であって、経済的理由等によって自立した生活を再建することが困難な者に対し、都道府県が相互扶助の観点から拠出した基金を活用して被災者生活再建支援金を支給し、その自立した生活の開始を支援する。

### 第1 被災者生活再建支援基金の支給基準

#### 1 制度の対象となる自然災害

自然災害とは、暴風、豪雨、豪雪、洪水、高潮、地震、津波、噴火その他の異常な自然現象により生じる被害をいう。被災者生活再建支援法の対象となる自然災害は、次のとおりとなる。

(法第2条第1号、令第1条)

- (1) 災害救助法施行令第1条第1項第1号又は第2号に該当する被害が発生した市町村
- (2) 10世帯以上の住宅全壊被害が発生した市町村
- (3) 100世帯以上の住宅全壊被害が発生した都道府県
- (4) (1) 又は(2)の市町村を含む都道府県で、5世帯以上の住宅全壊被害が発生した市町村  
(人口10万人未満に限る)
- (5) (1)から(3)の区域に隣接し、5世帯以上の住宅全壊被害が発生した市町村  
(人口10万人未満に限る)
- (6) (1)若しくは(2)の市町村を含む都道府県又は(3)の都道府県が2以上ある場合に、
  - 5世帯以上の住宅全壊被害が発生した市町村 (人口10万人未満に限る)
  - 2世帯以上の住宅全壊被害が発生した市町村 (人口5万人未満に限る)

#### 2 制度の対象となる世帯

- (1) 住宅が「全壊」した世帯
- (2) 住宅が半壊、又は住宅の敷地に被害が生じ、その住宅をやむを得ず解体した世帯
- (3) 災害による危険な状態が継続し住宅に居住不能な状態が長期間継続している世帯
- (4) 住宅が半壊し、大規模な補修を行わなければ居住することが困難な世帯  
(大規模半壊世帯)

#### ○支援金の支給額

支給額は、以下の2つの支援金の合計額となる。

(※世帯人数が1人の場合は、該当欄の3/4の額)

##### ①住宅の被害程度に応じて支給する支援金（基礎支援金）

住宅の被害程度	全壊 (2.(1)に該当)	解体 (2.(2)に該当)	長期避難 (2.(3)に該当)	大規模半壊 (2.(4)に該当)
支給額	100万円	100万円	100万円	50万円

##### ②住宅の再建方法に応じて支給する支援金（基礎加算支援金）

住宅の再建方法	建設・購入	補修	賃借 (公営住宅以外)
支給額	200万円	100万円	50万円

※一旦住宅を賃借した後、自ら居住する住宅を建設・購入（又は補修）する場合は、合計で200（又は100）万円

### 3 支援金の支給申請

【申請窓口】 地区・救護班（福祉課、住民課戸籍住民係）

【添付書類】 ①基礎支援金：り災証明書、住民票 等

②加算支援金：契約書（住宅の購入、賃借等） 等

【申請期間】 ①基礎支援金：災害発生日から 13 月以内

②加算支援金：災害発生日から 37 月以内

### 4 基金と国の補助

（1）国の指定を受けた被災者生活再建支援法人（財団法人都道府県会館）が、都道府県が相互扶助の観点から拠出した基金を活用し、支援金を支給。

（2）基金が支給する支援金の 1 / 2 に相当する額を国が補助。

## 第2 大規模自然災害に係る地域再建被災者住宅等支援金支給計画

### 1 大規模自然災害に係る地域再建被災者住宅等支援補助金の交付

町は被災者住宅の再建等を行う者に対して、その費用の一部について地域再建被災者住宅等支援補助金の交付を検討する。

### 2 大規模自然災害に係る地域再建被災者住宅支援融資の周知

大規模自然災害に係る地域再建被災者住宅支援融資、独立行政法人住宅金融支援機構の災害復興住宅融資について、府及び関係金融機関と協力して周知を行う。

## 第3節 公共施設等の復旧計画

### 第1 計画の方針

被災した住居、公共施設、ライフライン等の復旧計画については、単に原形復旧にとどまらず、再度の災害の発生を防止するため、応急復旧終了後被害の程度を十分検討して必要な施設の新設又は改良等を行うものとする。復旧に際しては被害の状況に応じ重要度と緊急度の高い施設から復旧工事を実施するものとする。

### 第2 復旧計画の基本

#### 1 査定の早期実施

災害発生後、速やかに査定を実施して、復旧のための事業を決定する。

なお、民心の安定、交通の確保、施設の機能保持等のため、特に必要がある場合には、査定までに応急工事を実施する。

#### 2 緊急事業の決定

事業の決定に際しては、被災施設の重要度、被災状況等を勘案のうえ、緊急事業を定めて適切な復旧を図る。

#### 3 災害復旧の促進

災害査定により復旧内容が決定した後は、速やかに復旧工事を発注し、施設の早期復旧に努めるものとする。

#### 4 再度災害の防止

地形や地盤の変動等被災後の状況の変化、被災原因等を勘案のうえ、被災施設を原形に復旧することが著しく不適当な場合には、これに代わるべき必要な施設を設けて再度災害の防止を図る。さらに、この防止を図るため、災害復旧事業とあわせて、施設の新設又は改良を行うことが必要と認められるものについては、災害関連事業を実施する。

また、災害関連事業については、災害復旧事業と並行して進捗しうるよう国庫補助金の支出等について必要な措置を講じる。

### 第3 公共土木施設災害復旧事業

河川、道路、橋りょう等について災害発生の原因を追求し、関係機関との総合的連携のもとに迅速、適切な災害復旧事業を施行する。さらに、災害復旧事業の施行と併せて、施設の新設改良等により再度の災害発生を防止する。被害の規模が大きく、しかも復旧に高度の技術を要する場合、京都府に復旧事業の推進について技術的指導を受けるものとする。

### 第4 農林水産施設災害復旧事業

農地、農業用施設、その他共同利用施設の復旧については、公共土木施設災害復旧事業に準じ施行する。

### 第5 都市災害復旧事業

都市計画区域における街路、公園等の災害、市街地における土砂堆積等について早期復旧を図る。

## 第6 上下水道災害復旧事業

上下水道の復旧については、特に町民生活と密接な関係にあるため緊急事業として早期に復旧する。

## 第7 住宅災害復旧事業

住民生活の安定を図るため、公営住宅法の規定に基づく迅速適切な公営住宅の建設を促進する。

## 第8 社会福祉施設災害復旧事業

施設の性格上緊急事業として早期に復旧する。復旧に際しては、構造その他防災施設等について十分検討する。

## 第9 学校教育施設災害復旧事業

被災後における児童、生徒に対する早期の正常な教育を実施するため、緊急事業として早期に復旧する。

## 第10 社会教育施設災害復旧事業

施設の性格上緊急事業として早期に復旧する。復旧に際しては、再度の災害を防止するため設置場所、構造その他防災施設等について十分検討する。

## 第11 その他の災害復旧事業

迅速適切な復旧計画により早期復旧を促進し、あわせて再度の災害を防止する。

## 第4節 復旧に係る資金計画

### 第1 計画の方針

この計画は、災害復旧事業に係る資金の調達を迅速に把握し、資金の融通調達を行うため必要な措置を講じる。

### 第2 国による財政援助等

激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律（以下「激甚法」という。）に基づく財政援助等、激甚災害指定基準又は局地激甚災害指定基準を満たす場合には、災害状況等を報告し京都府と協力し、激甚災害指定の促進に努める。

なお、激甚法により財政援助等を受ける事業は次のとおりである。

#### 1 公共土木施設災害復旧事業等に関する特別の財政援助

- (1) 公共土木施設災害復旧事業
- (2) 公共土木施設災害関連事業
- (3) 公立学校施設災害復旧事業
- (4) 公営住宅災害復旧事業
- (5) 生活保護施設災害復旧事業
- (6) 児童福祉施設災害復旧事業
- (7) 養護老人ホーム及び特別老人養護老人ホーム災害復旧事業
- (8) 身体障害者更生援護施設災害復旧事業
- (9) 障害者自立支援施設等災害復旧事業
- (10) 婦人保護施設災害復旧事業
- (11) 感染症指定医療機関災害復旧事業
- (12) 感染症予防事業
- (13) 堆積土砂排除事業（公共的施設の区域内に係るもの）
- (14) 堆積土砂排除事業（公共的施設の区域外に係るもの）
- (15) 湛水排除事業

#### 2 農林水産業に関する特別の助成

- (1) 農地等の災害復旧事業等に係る補助の特別措置
- (2) 農林水産業共同利用施設災害復旧事業費の補助の特例
- (3) 天災による被害農林漁業者等に対する資金の融通に関する暫定措置の特例
- (4) 土地改良区等の行う湛水排除事業に対する補助

#### 3 中小企業に関する特別の助成

- (1) 中小企業信用保険法による災害関係保証の特例
- (2) 事業協同組合等の施設の災害復旧事業に対する補助

#### 4 その他の財政援助及び助成

- (1) 公立社会教育施設災害復旧事業に対する補助
- (2) 市町村が施行する感染症予防事業に関する負担の特例
- (3) 母子及び寡婦福祉法による国の貸付けの特例
- (4) 水防資材費の補助の特例
- (5) 災者公営住宅建設事業に対する補助の特例
- (6) 雇用保険法による求職者給付に関する特例

### 第3 その他の法律による財政援助

激甚法以外の法律により、本町が財政援助を受ける場合にも、激甚法同様に必要な措置に努める。

### 第4 災害復旧事業に係る町への財政措置

#### 1 地方債

##### (1) 災害復旧事業債

#### 2 地方交付税

##### (1) 普通交付税の繰上げ交付

##### (2) 特別交付税

#### 3 一時借入金

##### (1) 災害復旧事業貸付金（京都府）

##### (2) 災害応急融資（近畿財務局等）

## 第5節 より活力と魅力を持ったまちの再建

### 第1 災害復興計画作成の体制づくり

大規模の災害により、町内の広い地域が壊滅し、社会経済活動に甚大な障害が生じた場合、町の復興は、多数の機関が関係する高度かつ複雑な大規模事業となるため、町の災害復興計画作成の体制づくりを早急に整備しなければならない。

町の再建ビジョンをいち早く示すことは、被災住民に夢をもたらし、再建への目標及びエネルギーを生み出す原動力となる。

発災後、できるだけ早い時期に都市計画部門や企画部門等を含めた災害復興計画作成の組織を編成し、再建ビジョンの速やかな公表を目指すものとする。

### 第2 被災市街地復興特別措置法の活用

被災市街地復興特別措置法は、都市計画法で定める都市計画区域内で、災害において相当数の建築物が滅失した区域、諸条件から不良な街区の環境が形成されるおそれがある区域、土地区画整理事業等を実施する区域について指定できるため、災害復興計画を作成する際には積極的に活用を図っていく。

### 第3 産業の支援

被災した中小企業の再建を促進することは、再建への目標及びエネルギーを生み出す原動力となることから、その事業の再建に必要な資金の円滑な融通等次のとおり対策を講じる。

- 1 事業の再建に必要な資金の円滑な融通を得るために、関係金融機関に対して協力を要請する。
- 2 久御山町中小企業低利融資制度の効果的な運用を行うとともに、政府系金融機関並びに京都府山城広域振興局に設けられる災害復旧に係る緊急相談窓口等を通じ復旧資金の金融円滑化に対処する。
- 3 既存借入金に対しては、当面の償還猶予並びに借入期間の延長等の措置が講じられるよう関係機関に要請する。